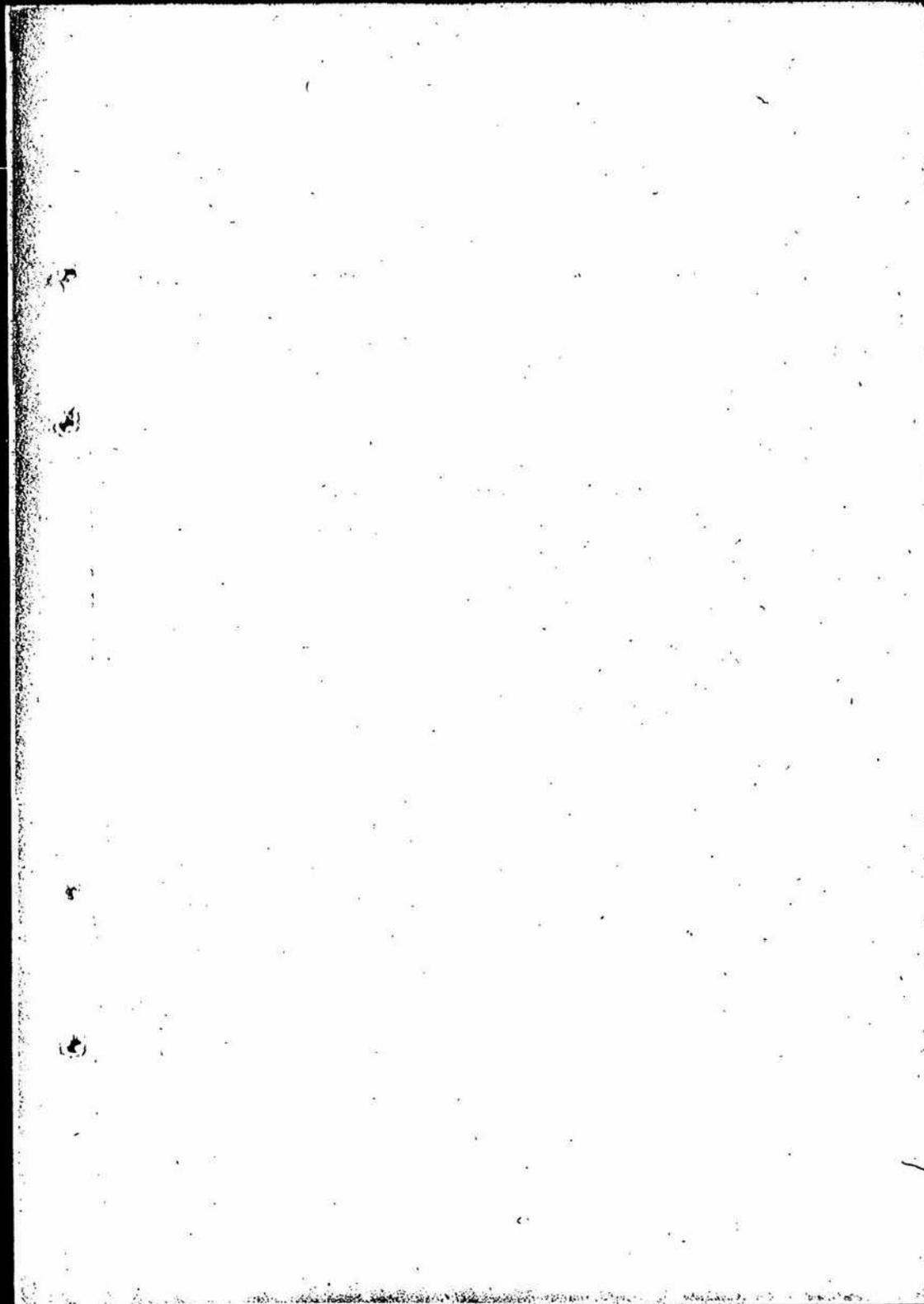


1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

(東洋経済問題の解決に資する資料)

国立公文書館	
分類	③ ④
配架番号	3 A
	14
	14-41



昭和十八年三月五日

秘

警保局保安課

久井事務官

警視廳特高第一課長殿

情報課長殿

各廳府縣特高課長殿

中小商工業整備ニ關スル政府ノ方針ニ關スル件

記ノ件ニ付

(A) 滋賀縣ヨリノ情報

商學報國會滋賀縣支部常任幹事高尾武ハ二月八日ヨリ同十二日迄  
東京市ニ於テ開催サレタル全國商學報國會地方委員會ノ狀況ニ關  
シ左ノ如ク語リタリ

「今度ノ全國商報地方委員會ハ商工省ヨリ開催中止方懇請アツタ  
ガ折角參集シタノテ開始サレタ爲、全ク息詰ル様ト異迫感ニ終  
始サレタ。第一中心問題トナツタノハ第一次企業整備ニ失敗シ  
タ政府ガ今後如何ナル政策ヲ取ルカデアツタ：：中略：：第二次  
企業整備問題ヲ警視廳特高部ノ嚴重ナル監視ノ下ニ場内ハ異狀  
ナル緊張ノ内ニ會議ハ續行サレタガ、商報中央會ノ幹部ハ其ノ  
監視ノ隣チネラツテ夜間宿舎ニ就寢中ヲ叩キ起シ、私等ニ其ノ  
全貌ヲ耳打チシテ吳レタ即チ商工省ノ吐ハ第二次企業整備ハ第一  
次ノ失敗ニ鑑ミ、之ヲ止メテ今後ノ物資配給ハ招重點主義ヲ採  
リ、中小商工業者ヲ自然淘汰スル方針デ、之ニ依ツテ自滅セネ  
バナラヌ商工業者ノ失業對策ニハ相當苦慮シテ居ルトノ事デア  
ツタ。之ヲ開始シタ地方役員ハ何レモ豫知シテ居タトハ言ヘ此  
ノ斷平ナル政府ノ方針ニハ顔面蒼白今後ノ方策如何ニスレバヤ  
ト心配シツ、離京シテ行ツタガ、コレハ全國的ニスレバ、此ノ

戰時下此ノ重大問題カラ起ル思想悪化ハ火ヲ見ルヨリ明白デア  
ル、何分中小商工業者ノ死活問題デアリ自分モ覺悟ハシテ居ル  
モノ、心配デナラヌ事デアル」

(2) 岩手縣ヨリノ情報

二月二十七日福島縣ニ於テ開催セラレタル東北六縣北海道、新潟  
縣企業整備事務主任者會議ニ出席セル岩手縣商工課吉岡事務官ハ  
會議ノ狀況ニ關シ左ノ如ク語リタリ

「會議ノ席上共助金補助制度ノ質疑ニ對シ更生金庫松本監理課長  
ヨリ(何ンデモ政府トシテハ共助金補助制度ニ付テハ、可及的  
ニ共助金ヲ出シ難ル方針ラシイ。名古屋ノ織維品、食糧機關ノ  
兩者ダケデモ更生金庫ニ對スル共助金ノ申請ハ四千萬圓ニ上ツ  
テキルガ之ヲ全國的ニ認容スルトスレバ國庫ノ財政破綻或ハイ  
ソフレヲ招來スル虞ガアルトテ其ノ防止策トシテ斯様ノ方法ヲ  
執ルニ至ツタモノト思フ)ト答辯ガアツタノデ、之ハ從來ノ方

針ト全然相違スルノデ會同者ハ喫驚シテ、其レハ本省ノ方針カ  
ト質問スル者モアツタガ松本ハ之ニ對シ(前記方針ハ商工省商  
政課長モ認容シテ居ル)トノ事デアツタ」

トノ申辯アリタリ。右ハ先般ノ特高課長會議ニ於テ御説明申上ゲ  
タル十八年度生産面ノ影響及此ノ影響ニ依ル企業整備ヲ戦力増強  
ノ線ニ沿フテ重點的産業再編成ニ合致セシメシメノガ爲目下戦力増強  
委員會ニ於テ考究中ノ産業再編成方針ヲ瞭解シタル旨辭ト思料サ  
ル、ニ付以上ノ情報ニ對スル商工省(企業局商政課長)ノ意嚮一  
應連絡由上候

絶望ノ状態ニ在リ野菜魚類ノ入手難ナルヨリ環境及ビ食糧問題ニ對スル不満

三、轉入勞務者ニ對スル現在勞務者ノ動向

申木野嶺山ヨリ轉入勞務者ハ將來同嶺山ヨリ大量轉入ハ計劃九〇〇名ノ先遣隊ナルヨリ神岡鐵業所側ニ在リテハ惡宣傳防止策トシテ時ニ優遇シ本月五日勞務課長以下出席ノ下ニ盛大ナル歡迎會ヲ開催セル外酒、地下足袋等ノ配給ニ於テモ有利ナル取扱ヲ爲シ各ルタメ現在從業員ノ反感ヲ昂メツツ其ノ言動ヲニミテ橋記スレバ別記ノ如シ

四、常職ノ措置

常職ニ在リテハ所轄警察署長ヲシテ鐵業所側ニ對シ處遇ノ公正ヲ期セシムル可ク警告スルト共ニ轉入勞務者ノ反省ヲ促シ以テ勞務者ヲシテ動搖セシメザル様指導シツツアリ

別記一

小林 勞務課長

當當地從業員ノ手前餘程慎重ヲ要スルガ彼等ハ自分等ノ行動ガ四百名ニ影響スルト言フコトヲ克ク識ツテキル爲心ニモテクニ平ツナラベタリ實ニ我輩者ダ仕事モソレ程デモイシ兎角彼等ヲシテ申木野從業員ノ素質モ識ルコトガ出來タガ四百名來テモ時時ハ餘り出サレナイト思フ

別記二

一般從業員ノ意嚮

一、申木野嶺山ノ選抜ト始メハ自負シテキタ義ダガサテ仕事ニ掛ツテ見ルト當地ノ從業員ノ足元ニモ及バナイ口計リ者デ支柱夫ノ如キハコチラノ就練工ノ半分モ出來ナク採礦夫ノ如キモコチラデ一人デヤル作業ヲ二人掛リテナケレバヨウヤウナイト云フ代物ダ

ロ、在郷軍人會員

陸軍曹長 野村 勝造

串木野嶺山従業員ノ歓迎會ヲ採礦課長始メ山ノ御歴々ガ集リ然  
モ鹿間カラ勞務課長迄出席シテ御禮謙ヲ取ラネバナラナイトハ河  
タル醜態ダ歸還軍人ニ對シテサヘ酒一杯出サナイノニ餘リト言ヘ  
バ不愉快極リナイ嶺山ガアレ丈ノ歓迎會ヲヤルノナラ此ノ山デ十  
年モ二十年モ働イテ居タ者ニ對シテハドウ禮遇スルダロウカア  
ンナ者ノ歓迎會ヲヤル位ナラコレカラ勸勞報謝隊ニ對シテハ尙更  
歓迎ヲシテヤラネバナラナイダラウ

別記 三

嶺山従業員世話方

木下廣吉

足袋が無ケレバ足袋、靴ガナケネバ向フノ要求通り支給シ當地ノ  
従業員ガ足袋ガナイト泣キツイテモ未ダ期間ガ來ナイトハネツケ  
テ居ルシ其レニ支柱夫ト云フモノハ昔カラ道具一ハ大工道具式一ハ  
自分持ナト定マツタモノダガソレヲ全部會社ヲ買ツテ與ヘルト  
カ兎角差別ガ大キ過ギル

右狀況ヨリシテ嶺山ハ前記ノ通り四百名ノ著ヒコダワリ過ギテ彼  
等ヲ優遇シ過ギル傾向ガ認メラル、現状ニシテ斯ル行爲ガ當地從  
業員ニ喧傳サル、ニ於テハ一般従業員ノ串木野轉入者ニ對スル照  
感情トナル可キ虞レアルモノト認メラル、

裏面白紙

二七企第三七二六號  
一七總第一三一九三號

昭和十七年十月十二日

商工省企業局長 豊田 雅考

農林省總務局長 重政 誠之



各地方長官 殿

小買業ノ整理統合ヲ行フベキ業種ニ關スル件

小賣業ノ整備ニ當リ各種ノ物資ヲ取扱フ小賣業ニ付其ノ取扱物資毎ニ各別ニ整理統合ヲ行フコトハ成ルベク之ヲ避ケ其ノ營業全體ノ實情ヲ勘案シテ整理統合ヲ行フ方針ノ下ニ其ノ計畫ガ第一次指定業種ニ關スル物資以外ノモノニモ關聯ヲ有スル場合ニ關シ爰ニ指示相成居

候處(昭和十七年五月三十日一七總第三五〇七號商工次官通牒及昭和十七年六月二十日總第八〇一四號農林次官通牒參照)本件ニ付テハ左記ニ依リ取扱フコトト決定相成候條右御諒承ノ上地方ノ實情ニ應ジ可然御措置相成度此段及通牒候也

記

- 一、第一次指定業種ヲ整備スルニ當リ地方事情ニ鑑ミ當該業種ニ於テ併セ取扱フヲ通例トシ社會通念上同一業種ニ屬スルモノト認ムベキ物資(例へバ貴金屬時計商ニ於ケル眼鏡、味噌醬油商ニ於ケル其ノ他ノ調味料等)ニ付テハ當然第一次指定業種ニ含マルルモノトシテ綜合的ニ整備スルコト
- 二、前項ニ該當セザルモノト雖モ第一次指定業種ニ屬スル各種物資ノ賣上金額ノ合計額ガ當該小賣業者ノ賣上總額ノ大部分ヲ占ムル場合ニ於テハ第一次指定業種ニ屬セザル物資ヲ取扱フ場合ニ付テモ第一次指定業種ニ含メ綜合的ニ整備スルコト(例へバ金物、陶磁

国立公文書館	
分類	
配架番号	4-41

裏面白紙

器、硝子等ヲ取扱フ業者ガ併セテ雜貨類ヲモ取扱フ場合又ハ味噌  
醬油等ヲ取扱フ業者ガ併セテ乾物其ノ他ノ雜食料品類ヲモ取扱フ  
場合)

参考資料

昭和十八年一月二十九日

秘

警保局保安課

久井事務官

警視廳特高第一課長

情報課長殿

各廳府縣特高課長

府縣右炭株式会社 社結合ニ關スル件

商工省ニ在リテハ石炭ノ配給統制ヲ強化シ國家目的ニ即應セシムル如ク府縣石炭會社ヲ一定地域別ニ統合セシムルコト、ナリ別紙統合要綱ヲ決定シ二月初旬次官通牒ヲ以テ夫々各地方長官宛指示アル見込ナル

ガ本統合ハ大凡四月頃迄ニ完了セシムル豫定ナリ  
右參考ノ爲ニ連絡ス

追而別紙「統合要綱」七經理ノ(一)項中現在口錢ノ半額程度ト記載シアルモ、額ノ程度ハ或ハ三分ノ一トスルヤ又ハ三分ノ二トスルヤハ目下未決定ニ付爲念

裏面白紙

府縣石炭株式會社統合要綱

趣旨

府縣石炭會社ノ經營ヲ合理化シ其ノ基礎ヲ強固ナラシムルト共ニ石炭ノ配給統制ヲ一層強化セシムル爲府縣石炭會社ヲ一定地域別ニ統合セシメントス

二 統合地域

北海道 北海道一圓（現在ノ儘）

關東 青森、秋田、山形、新潟、宮城、岩手

關西 東京、千葉、茨城、福島、栃木、群馬、埼玉

中部 長野、山梨、神奈川

關西 愛知、岐阜、靜岡、三重、富山、石川、福井

關西 大阪、和歌山、奈良、滋賀、京都、兵庫

中國四國 廣島、岡山、鳥取、島根、山口、愛媛、香川、徳島、高知

九州 九州一圓及沖繩

三 統合方法

統合ノ方法ハ各地域内ノ左記石炭會社ニ同地域内ノ他ノ會社ヲ吸收合併スルモノトスルコト

記

關東 東京府石炭會社

中部 愛知縣

關西 大阪府

中國四國 廣島縣

九州 福岡縣

四 統合ニ於ケル會社（以下單ニ會社ト稱ス）ノ組織

（一）會社ハ統合地域内ノ各府縣ニ支店ヲ又必要ト認ムル場所ニ出張所又ハ配給所ヲ設置スルコトヲ得ルモノトスルコト

（二）役員ノ任免ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受クルコト

裏面白紙

配給計畫

(一) 會社ハ商工大臣ノ指示スル所ニ從ヒ每半期毎ニ配給計畫ヲ府縣別ニ設定シ配給調整規則ニ依ル商工大臣ノ承認ヲ受ケルモノトスルコト

(二) 配給計畫ノ明細ハ各府縣別ニ作成シ當該地方長官及日本石炭株式會社ニ提出スベキモノトスルコト

六 日本石炭株式會社ト府縣石炭會社トノ連繫措置

日本石炭株式會社ハ會社ノ總資本ノ一割程度ニ相當スル資本ノ參加ヲ爲シ且ツ理事又ハ職員ヲシテ會社ノ役員ニ參加セシムルコトトスルコト

七 經理

(一) 會社ニ對シテハ概テ現在ノ口錢ノ半額程度ヲ取得セシムルモノトスルコト

(二) 會社ガ負擔スベキ共助引當借入金ノ返済ニ付テハ會社ノ經營ト

ノ損益トハ別個ニ返済可能ナル様日本石炭株式會社ニ於テ適當ノ措置ヲ講スルモノトスルコト

備考

一、配給計畫ノ設定ニ當リテハ關係府縣廳ト充分打合せヲ爲スコト

二、會社ノ毎月ニ於ケル府縣別配給ハ原則トシテ配給計畫ノ府縣別數量ノ割合ニ應ジテ之ヲ爲スモノトスルコト

裏面白紙

參考資料

昭和十八年三月 日

鑛山統制會

理事長 津田秀榮

關係會員 御中

(受入鑛山ヲ含ム)

金鑛山整理ニ伴フ從業者配置轉換取扱方ノ件

拜啓 時下益々御清祥之段奉慶賀候

陳者金鑛山整理ニ付テノ政府ノ方針ニ關シテハ既ニ御聞及ノコト、  
存候處之方取扱方針ニ付テハ本月八日附商工厚生内務三次官通牒  
ヲ以テ關係道府縣鑛山監督局ニ通牒被致、特ニ從業者ノ配置轉換  
ニ關シテハ別冊ノ配置轉換取扱要領ヲ指示セラレ候間御參考迄ニ  
一部同封御送付申上候金鑛山整理ニ關スル統制會トシテノ一般的

御通知ニ付テハ別ニ御案内申上タル處ニ候得共就中從業者ノ處置  
ハ最モ慎重ヲ要スルコト、存候間別冊取扱要領御熟讀ノ上左記ニ  
依リ御取計被下度御社内關係鑛山長以下鑛山幹部ニ對シ徹底方御  
取計被下度此段得貴意候  
敬具

裏面白紙

一 整理金鑛山ハ別冊取扱要領ニノ(一)ノ(1)ニ記載セル「從業者轉換計  
畫」ヲ三月二十日迄ニ三部提出スルコト

提出先ハ轉換豫定先鑛山ガ他ノ鑛山監督局管内ニ在ルモノヲ含ム  
トキ(同一又ハ同系會社ヘ轉換スル場合ヲ除ク)ハ鑛山統制會本  
部、轉換豫定先鑛山ガ凡テ同一ノ鑛山監督局管内ニ在ル場合並ニ  
同一又ハ同系會社ヘ轉換スル場合ハ當該金鑛山所屬ノ鑛山統制會  
支部トスルコト

ニ從業者轉換計畫ニハ左ノ事項ニ付記載スルコト

(1) 從業者ニ對シ休廢山又ハ事業縮少ノ指示ヲ爲スベキ時期及方法  
ニ關スル事項

(2) 轉換先鑛山別轉換時期別轉換豫定人員ニ關スル事項

(3) 內鮮別、性別、職別、單身家族持ノ別、職員ヲ含ム猶豫ノ轉換  
先鑛山ノ希望ヲ充分聽取スルコト

(4) 休業手當金ニ關スル事項

(5) 解雇手當ニ關スル事項

(6) 入替應召者ノ處置ニ關スル事項

(7) 公傷病者ノ處置ニ關スル事項

(8) 請負人、供給業者其ノ他鑛山關係者ノ處置ニ關スル事項

(9) 職員ノ轉換ニ付テノ期限又ハ條件ニ關スル事項

(10) 其ノ他從業者ノ配置轉換ニ關シ參考トナルベキ事項

(職階別、性別、年齢別平均賃金、昇給、賞與、諸手當職員ノ給  
與等ノ賃金給與制度並ニ福利施設ノ概要等)

三 整理金鑛山ガ休廢山又ハ事業縮少ノ指示ヲ爲スニ當リテハ關係官

廳並ニ鑛山統制會支部ト豫メ充分打合セ置クト共ニ其ノ際ハ地元

關係官ノ臨席ヲ仰グ等遺憾ナキ措置ヲ講ズルコト

四 轉換者ノ選定ハ從業者轉換計畫ニ付道府廳廳長ノ決定ヲ得タル上鑛  
山統制會(又ハ支部)ノ指示ニ基キ轉換先鑛山係員ノ參加ヲ求メ

テ之ヲ爲スコト、スルコト

五 集團移入朝鮮人ノ轉換ノ指示ヲ爲スニ際シテハ協和會ノ協力ヲ求ムルコト朝鮮人ハ發表後成ル可ク速カニ（十日以内程度ノ見當ニ）

轉換先嶺山ニ移動セシムルコト

六 他會社へ轉換スル場合ハ整理金嶺山並ニ轉換先嶺山ニ於テ豫メ履備契約切換ヘノ時期ヲ決定シ得クコト

七 專業縮少ノ場合ニ於テハ轉換ニ付勞務調整令ニ依ル認可ヲ要スルニ付此ノ點ヲ考慮シテ前項ノ時期ヲ決定スルコト

八 轉換先嶺山ニ於テハ轉換者ニ對スル宿舍ノ準備ニ遺憾ナキヲ期シ宿舍不足ノトキハ統制會支部ヲ通ジテ不足資材ノ確保ニ努メ又ハ

整理金嶺山ヨリノ移築ニ付手配スルコトトシ不得止ルトキハ取扱要領二ノ（四）ニ依リ措置スルコト

九 轉換者分ノ食糧確保方ニ付テモ關係方面ニ手配シ置クコト  
八 轉換者ノ家財ノ荷造用資材ハ整理金嶺山ニ特配サル、豫定ナルモ

嶺山ニ於テハ豫メ關係地方總ト連絡シ確保ニ努メルコト

九 從業者及家族並ニ其ノ家財ノ輸送ニ付テハ鐵道局ニ於テ特別ノ配

慮ヲ得ラル、豫定ナルモ整理金嶺山並ニ轉換先嶺山ニ於テハ豫メ鐵道當局ト連絡シ手配ヲ爲スコト

山元ヨリ乗車迄ノ輸送ニ付テモ整理金嶺山ニ於テ充分ナル協力ヲ爲スコト

六 鐵道團體取扱並ニ輸送途中ノ食糧手配等ニ付テハ東亞旅行社ニ於テ取扱フ様嶺山統制會（又ハ支部）之ガ斡旋ヲ爲スコト

七 轉換先事業所ニ於テハ轉換者ニ對シ旅費並ニ家財運搬費ヲ支給スルコト、但シ其ノ嶺山ノ所定旅費額ガ整理金嶺山ニ於ケルヨリ小

額ナルトキハ整理金嶺山ノ規程ニ從フモノトスルコト  
旅行中並ニ着任後就業スル迄ノ期間ハ出勤トシテ取扱フコト

七 轉換先嶺山ニ於テハ轉換者ガ着山シタルトキハ成ル可ク嚴密ナル

入山式ヲ舉行スル等轉換者ノ待遇ニ慎重留意シ從來ノ從業者ヲシ

テ新入山者トノ融和ヲ圖ル機措置スルコト  
 去取扱要領四ノ四ニ依ル應召入營者ニ對スル特別手當ハ概ネ左ノ  
 基準ニ依ル應召入營手當ニ相當スル金額トスルコト

區別	應召入營後一年未滿者		一年未滿者		一年以上者	
	單身者	家族持	單身者	家族持	單身者	家族持
基準月數	六乃至 九ヶ月分	九乃至 迄ヶ月分	三乃至 六ヶ月分	六乃至 九ヶ月分	一乃至 三ヶ月分	三乃至 六ヶ月分

右礦右運機請負人、人夫供給業者並ニ供給人夫等直接礦山ト雇傭  
 關係ナキモ繼續シテ礦山ニ附隨セル業務ヲ行ヒ來リタル者ニ對  
 シテハ要整理金礦山ニ於テ就業ノ幹旋ヲ行ヒ必要ニ應ジ打切金  
 ヲ給與スル等爾後ニ紛争ヲ惹起セザル機措置スルコト  
 去賜託醫、產婆、理髮師其ノ他礦山ニ於テ業務ヲ依賜シ來リタル

者ニ對シテモ必要ニ應ジ相當ノ打切金ヲ支給スル等圓滿ナル措  
 置ヲ講ズルコト

去礦換完了シタルトキハ要整理金礦山並ニ轉換先領山ニ於テ各々  
 其ノ狀況並ニ措置等ニツキ詳細ヲ礦山監督局、所在道府縣、國  
 民職業指導所及礦山統制會(又ハ支部)ニ報告スルコト  
 備考

休業手當金、保屬手當ノ特別増、應召入營者ニ對スル特別手  
 當、請負人、供給業者其ノ他關係者ニ對スル打切金從業者ノ所  
 有スル不動産ノ買取又ハ減價補償等ノ特殊ナル經費ハ今回ノ整  
 備ノ性質ニ鑑ミ別途一括補償ニ付考究セラレ居ルコト  
 猶健同手當及右ノ特別經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ別途融  
 資ノ方法アルコト

昭和十八年三月五日

秘 務

警保局保安課

久井事務官

警視廳特高第一課長殿

情報課長殿

各道府縣特高課長殿

中小商工業整備ニ關スル政府ノ方針ニ關スル件  
配ノ件ニ付

滋賀縣ヨリノ情報

商學聯合會滋賀縣支部常任幹事——ハ二月八日ヨリ同十二日迄  
東京市ニ於テ開催サレタル全國商學聯合會地方委員會ノ狀況ニ關  
シ左ノ如ク語リタリ

「今度ノ全國商學地方委員會ハ商工省ヨリ開催中止方懇請アツタ  
ガ折角參集シタノデ開始サレタ爲、全ク息詰ル機ニ至リ、終  
始サレタ。第一中心問題トナツタノハ第一次企業整備ニ失敗シ  
タ事、政府ガ今後如何ナルモテ居ルカデアツタ。中略。第二次  
企業整備問題ヲ對シテ商學高部ノ嚴重ナル臨臨ノ下ニ場内ハ異狀  
ナル緊張ノ内ニ會議ハ續行サレタガ、商學中央會ノ幹部ハ其ノ  
監視ノ際ヲネラツテ夜間宿舎ニ就寢中ヲ叩キ起シ、私等ニ其ノ  
全貌ヲ耳打チシテ與レタ即チ商工省ノ吐ハ第二次企業整備ハ第一  
次ノ失敗ニ鑑ミ、之ヲ止メテ今後ノ物資配給ハ招重點主義ヲ採  
ル、中小商工業者ヲ自然淘汰スル方針デ、之ニ依ツテ自滅セネ  
バナラヌ商工業者ノ失業對策ニハ相當苦慮シテ居ルトノ事デア  
ツタ。之ヲ聞知シタ地方役員ハ何レモ豫測ジテ居タトハ言ヘ此  
ノ斷平ナル政府ノ方針ニハ顔面蒼白今後ノ方策如何ニスレバヤ  
ト心配シツ、離京シテ行ツタガ、コレハ全國的ニスレバ、此ノ

裏面白紙

戰時下此ノ重大問題カラ起ル思想悪化ハ火ヲ見ルヨリ明白デア  
ル、何分中小商工業者ノ死活問題デアリ自分モ覺悟シテ居ル  
モノ、心配デナラヌ事デアル

(2) 岩手縣ヨリノ情報

二月二十七日福島縣ニ於テ開催セラレタル東北六縣北海道、新潟  
縣企業整備事務主任者會議ニ出席セル岩手縣商工課——事務官ハ  
會議ノ狀況ニ關シ左ノ如ク語リタリ

「會議ノ席上共助金補助制度ノ質疑ニ對シ更生金庫——監理課長  
ヨリ(何ンデモ政府トシテハ共助金補助制度ニ付テハ、可及的  
ニ共助金ヲ出シ進ル方針ラシイ。名古屋ノ織物品、食糧等國々  
兩者ダケデモ更生金庫ニ對スル共助金ノ申請ハ四千萬圓ニ上ツ  
テキルガ之ヲ全國的ニ認容スルトスレバ國庫ノ財政破綻或ハイ  
ソフレヲ招來スル虞ガアルトテ其ノ防止策トシテ斯様ニ方法ヲ  
執ルニ至ツタモノト思フ)ト答辯ガアツタハ、之ハ從來ノ方

針ト全然相違スルノデ會同者ハ喫驚シテ、其レハ本省ノ方針カ  
ト質問スル者モアツタガ——ハ之ニ對シ(前記方針ハ商工省商  
政課長モ認容シテ居ル)トノ事デアツタ

トノ申張アリタリ。右ハ先般ノ特高課長會議ニ於テ御説明申上ゲ  
タル十八年度生産面ノ影響及此ノ影響ニ依ル企業整備ヲ戰力増強  
ノ線ニ沿フ最重要的産業再編成ニ合致セシメンガ爲目下戰力増強  
委員會ニ於テ若中ノ産業再編成方針ヲ瞻測シタル旨特ト思料サ  
ル、ニ付以上ノ情報ニ對スル商工省(企業局商政課長)ノ意圖一  
應連絡由上候

- (1) 閣議決定ニ依リ第一次整備業務ニ就テハ從來ノ方針ト下ニ速急  
強力ナル整理ヲ待望シテハ
- (2) 中小商工業ノ今後ノ整備方針ハ目下戦力増強委員会ヲ考究中ノ  
超重點的産業再編成ノ環境トシテ再編案中ヲ商工省トシテモ決定シ  
タモノデナク、如幹委員会ノ決定ヲ待テモナクモ、デアルカ、今  
後ノ整備ハ重工業中ニモ犠牲ヲ出ル程大規模デアリ、從來ノ構  
想規模デハ對處出來トイノテ大体次ノ様ト事ニモルデアロウ  
(イ) 從來ノ如ク業種ヲ指定シテ官廳ガ半強制的ニ整備ヲ乘リ出ス  
方針デナク業者ノ申出ヲ待ツテ對處スル。
- (ロ) 之ガ救済ハ從來ノ如ク互助第一主義ヲ對處出來トイ(例之例  
人タルト組合タルトニ屬テク殘存業者ナキ業種ヲ想像出來ルシ  
且互助デハ徹底シテ整備モ救済ヲ不可能故)ノテ國家ガ直接乘  
リ出シ(出來ルハ救済ニ要スル出資ハ海軍省ガヤリタルト考  
ヘテキルガ、海軍ノ關係上軍部トハイコイニ互助ノ第二義的

ニ考ヘテユク

- (3) 共助金ヲ出シ濫ルト云フ事ハ第一次整備業ニ就テハ既定ノ方針  
通りデアルシ今後ノ分ハ出シ濫ル所ガ共助ニ待ツコトナク、國家  
ガ直接救済ニ乘リ出ソウト考ヘテキルノデアアルカラ單ナル憶測デ  
アル。尤モ從來ノ互助主義ニ對シテ海軍省トハ仲買ヲ要ツテ來ルノ  
デ、此ノ邊ノ早存込カラ單身ヲイテアロウ
- (4) 業種ヲ指定整備セズ、業者ノ用入ヲ待ツカヤルト云フ方針ヲ自  
然淘汰ト解釋シタノデアロウ

裏面白紙

一八金局第三四三號  
昭和十八年三月十八日

参考資料

金屬局長 津田 雅 廣  
企業局長 豊田 雅 孝

地方長官殿

鑄鋼製造事業整備ニ關スル件  
鑄鋼製造部門ニ於テ重要點的生產ヲ確保シ人の資源ノ活用、  
設備及資材ノ有效利用、電力消費節減ヲ圖リ以テ鑄鋼生産力  
ヲ増強スルハ目下喫緊ノ要務トシテ以テ今般別紙「鑄鋼製造事業  
整備」要綱ニ基キ鑄鋼製造事業ノ整備ニ實效ヲ施スニト  
相成候條可然協力方相煩度此段及通牒候也  
尚整理又ハ統合スルニ鑄鋼製造業者ニ對シテハ高局ヨリ其ノ旨  
通告済ナルモ之ヲ趣旨徹底方ニ關シ御配慮相成度申添候

裏面白紙

鑄鋼製造事業整備要綱

第一方針

鑄鋼製造部門ニ於ケル重點的生產ヲ確保シ人の資源ノ活用設備及資材ノ有效利用、電力ノ消費節減ヲ圖リ以テ鑄鋼生産力ヲ増強センガ爲左ノ要領ニ依リ鑄鋼製造事業ヲ整備セントス

第二要領

一 鑄鋼製造業者ノ區分

整備ニ當リ鑄鋼製造業者ヲ左ノ三階級ニ分ツ

(1) 第一階級

昭和十六年度ニ於ケル鑄鋼ノ生産実績一千吨以上ニシテ其ノ設備及技術ノ優秀ナルモノ

(2) 第二階級

昭和十六年度ニ於ケル鑄鋼ノ生産実績一千吨未満ナルモノ其ノ生産品、經營形態又ハ地理的事務ニ特異性アルモノ

(3) 第三階級

第一階級第二階級ニ屬セザルモノ之ヲ更ニ左ノ二階級ニ分ツ

(イ) 甲階級

其ノ設備及技術カ比較的優秀ニシテ之ヲ存置スルノ價值アリト認めラルルモノ

(ロ) 乙階級

甲階級ニ屬セザルモノノ名稱ハ別紙第一ノ通トス以上各階級ニ屬スルモノ

二 整備ノ方法

(1) 第一階級及第二階級ニ屬スルモノ

ノ現況ニ鑑ミ其ノ設備ヲ總テ存置セシムルノ要アルヲ以テ之ヲ單獨經營セシム

(2) 第三階級ニ屬スルモノ

ハ之ヲ整理又ハ統合ス

三 整理統合ノ方法

(1) 甲階級ニ屬スルモノ

ハ之ヲ地域的ニ統合シ新會社ヲ設立セシム但シ統合相手方ナキ場合ハ他ノ優秀會社ニ吸合併セシムルモノトス

(2) 乙階級ニ屬スルモノ

ニシテ新會社又ハ他ノ優秀會社ハ此ノ場合ハ廢業交付金ヲ交付セズ

(3) 事情アルトキハ他ノ優秀會社ニ吸收合併セシムルコ

裏面白紙

トアルモノトス  
 (3) 地域の統合ニ依リ設立セラレタル會社又ハ甲階級若ハ  
 乙階級ニ屬スルモノヲ吸收合併シタル會社ニハ重點的  
 經營ヲ實施セシメ設備及資材ノ活用ヲ圖ルモノトス  
 (4) 鑄鋼ノ製造廢止セシメラレタルモノハ以下廢業者ト稱ス  
 ハ廢止時期迄ニ其ノ受註シアル鑄鋼ノ品名及數量ヲ日  
 本鑄鋼協議會ニ届出テシム  
 廢業者ハ新ニ註文ヲ引受クルコトヲ得サルモノトス  
 (5) 廢業者ハ一定期日迄ニ其ノ鑄鋼製造設備ハ全部ヲ國民  
 更生金庫ニ賣渡シ申込ラハ日本鑄鋼協議會ヲシテ別紙ヲ廢業者  
 廢業者ニ對シテハ日本鑄鋼協議會ヲシテ別紙ヲ廢業者  
 ニ對スル補償實施要領ニ基キ廢業交付金ヲ交付セシム

株式會社旭製鋼所  
 株式會社吾嬬製鋼所  
 新家工業株式會社  
 伊州製鋼株式會社  
 泉尾鑄鋼所  
 岩下製鋼株式會社  
 宇部興産株式會社  
 大阪鑄物株式會社  
 大阪製鋼株式會社  
 大阪製鐵造機株式會社  
 株式會社大阪鐵工所  
 大阪電氣鑄鋼株式會社  
 大谷重工業株式會社

株式會社金子鑄鋼所  
 川崎車輛株式會社  
 川崎重工業株式會社  
 汽車製造株式會社  
 株式會社久保田鐵工所  
 株式會社栗本鐵工所  
 株式會社小松製作所  
 株式會社神戸製鋼所  
 株式會社興國鑄鋼所  
 國光製鐵鋼業株式會社  
 壽重工業株式會社  
 自動車鑄物株式會社  
 住友機械工業株式會社  
 住友金屬工業株式會社  
 石產金屬工業株式會社  
 合資會社田付鐵工場

大同 株式會社  
株式會社 國鑄鋼所  
東亞鑄鋼株式會社  
東邦製鋼株式會社  
東洋電機製造株式會社  
株式會社 豐田自動織機製作所  
株式會社 中山工業所  
株式會社 中山製鋼所  
株式會社 新瀉鐵工所  
日本鋼管株式會社  
日本車輛製造株式會社  
株式會社 日本製鋼所  
日本製鐵株式會社  
日本曹達株式會社  
日本鑄鋼株式會社  
株式會社 日本鑄鋼所

日本鑄造株式會社  
株式會社 長谷川鑄鋼所  
株式會社 日立製作所  
株式會社 福島製作所  
合名會社 前川電氣鑄鋼所  
三菱重工業株式會社  
株式會社 牟田鑄工所  
株式會社 武藤電氣鑄鋼所  
橫山工業株式會社  
ワシノ製機株式會社  
株式會社 渡邊製鋼所

裏面白紙

第二階級ニ属スルモノ(八十三)

株式會社青木口一ル製造所  
 株式會社秋木機械製作所  
 浅野セメント株式會社  
 株式會社池貝鉄工所  
 磐城炭礦株式會社  
 浦賀船渠株式會社  
 株式會社荏原製作所  
 株式會社榎本鑄造鉄工所  
 株式會社大坂機械製作所  
 大坂鉄工株式會社  
 大坂重工業株式會社  
 株式會社大坂プレス製作所  
 株式會社大坂特殊金屬製鋼所  
 合資會社大坂鑄鋼所  
 岡野バルカ製造株式會社

荻野合金工業所  
 川南工業株式會社  
 關東製鋼株式會社  
 木南車輛株式會社  
 黒田金床製造所  
 小倉製鋼株式會社  
 小島電業製鋼株式會社  
 株式會社幸袋工作所  
 株式會社神戸鑄鉄所  
 佐藤工業株式會社  
 株式會社三榮精機製作所  
 三和特殊製鋼株式會社  
 昭和電工株式會社  
 石産精工株式會社  
 仙台鉄工業組合

田中車輛株式會社  
 彌生産業株式會社  
 大同工業株式會社  
 株式會社大東工業所  
 大日本セルロイド株式會社  
 株式會社中央鉄工所  
 帝國車輛工業株式會社  
 株式會社土佐電氣製鋼所  
 東亜企業株式會社  
 東亜特殊鑄鋼株式會社  
 株式會社東京石川島造船所  
 東京芝浦電氣株式會社  
 東北金屬工業株式會社  
 東洋工業株式會社  
 東洋スチール株式會社  
 特殊製鋼株式會社  
 合資會社豊平製鋼所

豊和重工業株式會社  
 直方鑄鋼株式會社  
 株式會社永田製作所  
 浪速工務所  
 日新製鋼株式會社  
 株式會社日東製鋼所  
 日本金屬工業株式會社  
 日本鋼鎖株式會社  
 日本ステンレス株式會社  
 日本鉄鋼工業株式會社  
 日本特殊鋼株式會社  
 日本冶金工業株式會社  
 日本鍊鋼株式會社  
 日滿電氣製鋼株式會社  
 野村製鋼株式會社  
 函館船渠株式會社  
 發動機製造株式會社

株式會社播摩造船所  
 富士鑄鋼株式會社  
 株式會社藤川製鋼所  
 二葉鑄鋼合資會社  
 株式會社藤永田造船所  
 古河鑄鋼株式會社  
 北海鋼業株式會社  
 合資會社前田鉄工所  
 三井鑛山株式會社  
 三井造船株式會社  
 三菱製鋼株式會社  
 三元高壓工業株式會社  
 株式會社宮製鋼所  
 株式會社本江機械製作所  
 山形電鋼株式會社  
 山本重工業株式會社

株式會社夕張製作所  
 理研電機製造株式會社  
 若松車輛株式會社

第三階級二屬スルモノ (五十二)

甲階級 (三十)

合資會社尾崎電氣鑄鋼所  
 株式會社池田鑄鋼所  
 大阪鑄鋼所鈴木工場  
 大浜製作所  
 株式會社蒲田鑄鋼所  
 合資會社川崎鑄鋼所  
 合名會社関西電氣鑄鋼所  
 株式會社共和製鋼所  
 興亞製鋼株式會社  
 酒井工作所  
 昭和鑄鋼株式會社  
 千代田製鋼所  
 合名會社東洋合金製作所  
 合名會社東京特殊鑄鋼所

株式會社東京鑄鋼所  
 株式會社永瀨鑄物工所  
 株式會社名古屋鑄鋼所  
 株式會社成瀨鑄鋼所  
 株式會社日本電氣製鋼所  
 株式會社橋本鉄工所  
 服部製鋼所  
 林兼鑄造株式會社  
 株式會社阪神電氣鑄鋼所  
 合名會社深見鑄造所  
 福岡鑄鋼株式會社  
 合資會社三木鑄鋼所  
 株式會社柳井特殊鑄鋼所  
 八幡特殊鋼鉄株式會社  
 大和特殊鑄鋼株式會社

波辺鑄鋼所

乙階級(二十二)

旭可鍛鐵株式會社

イヅミ工業所

株式會社大泉工場

合資會社大坂耐酸鑄鋼所

株式會社共立金屬工業鑄鋼工場

金城鑿岩機製造株式會社

京浜鑄鋼所

小倉築港株式會社

昭和電氣製鋼株式會社

合資會社鈴木鑄鋼所

株式會社東邦製鋼所

合資會社東洋電氣鑄鋼所

豐橋精機株式會社

合資會社戸畑製鋼所

長塚鐵工所

日本工具製作株式會社

株式會社日本合成金屬製鋼所

日本油機製造株式會社

合資會社八木工業會

合資會社山田鑄鋼所

株式會社太平製作所

旭製鎖株式會社

別添第二

廢業者ニ對スル補償實施要領

一 補償サルベキ廢業者

鑄鋼製造業者ニシテ整理後如何ナル形態ニ於テモ鑄鋼製造事業ニ携ラサル者ニ限ル

二 補償金額

廢業者ノ拂込濟資本金額又ハ投下資本金額ノ二分ニ相當スル金額ノ三倍(三ヶ年分)トス

三 補償金據出方法

補償資金全部日本鑄鋼協議會ヲシテ據出セシムルモノトス

四 交付方法

廢業者ニ對シテハ一ヶ年以内ニ補償金額ヲ一時金トシテ又ハ三回拂ニテ交付スルモノトス

裏面白紙

昭和十八年三月二十六日

警保局保安課

久井 事務官

關係各廳府縣時高課長殿

金鑛山整備ニ伴フ遺留交換ニ關スル件

豫テ種々御配慮中、金鑛山整備ハ北海道四月一日、九州四月十日ヨリ其ノ他モ近日中ニ具体的ニ實施サレル事トナリタリ。  
然テハ既ニ御實行中ノ事トハ存ズルガ勞務者供出區受入區相互間於テ移駐ニ關スル勞務者ノ動向、受入區山側ノ動向、宿舎、學校食糧等ノ受入準備ノ進捗狀況其ノ他整備ノ圓滑ナル運行ニ參考トナルベキ事項ニ付常時緊密ナル連絡ノ勞ヲ執ラレ度ニ職業課等ヲシテ試ラシメラレ度ニ右蛇足乍ラ爲念

為受入縣ニ在リテハ別紙岐阜縣ノ情報參考トセラレ度

追而、炭山整備ハ三月二十七日整理成績名ヲ示達スル予定ナリシガ三月三十一日ニ變更サレ且沖繩縣ハ整理セザル事トナリタリ。此等整理サレタル炭山ノ勞務者移駐ニ付テハ金鑛山ノ例ニ準ズル取極メテ決テ決定シ近ク關係次官連名通牒アル等

裏面白紙

特高秘發第二五四號

昭和十八年三月十八日

岐阜縣知事 中野 善 敬

内務大臣 湯澤 三千男 殿  
厚生大臣 小泉 親彦 殿  
關係各府縣長官 殿

金嶺山整理ニ伴フ轉入勞務者ノ動向ニ關スル件

重點金嶺増産ヲ企圖セル金嶺山整理ニ伴フ轉入勞務者先遣隊トシテ同系三嶺山ヨリ管下吉城郡船津町三井嶺山株式會社油岡礦業所ニ轉入セル嶺山勞務者ハ三十三名ノ少數ナルモ環境並ニ食糧問題等ニ關シ不滿ヲ洩ス向アリ嶺山側ニ對シ非効力的態度ヲ採リ計劃中ノ移轉入勞務者及現在勞務者ニ及ボス影響ヲ考察スルトキ其ノ動向相常注意ヲ要スベキモノアリ其ノ狀況左記ノ通りニ有之右及申一通一報候也

一 轉入勞務者ノ變動狀況

文室珊瑚兩嶺山ヨリ轉入セル十三名ハ從來就勞セル嶺山ト神岡礦業所ノ環境酷似スルニ因リ何等不滿言動ナク寧ろ轉入ヲ歡迎シ居リ從而就勞狀況モ甚ノチ良好ニシテ一月未轉入以來ノ出勤率案一〇〇%珊瑚嶺九〇%ノ高率ナルモ串木野嶺山ヨリ轉入セル二十名ハ出張名簿ニシテ手當ヲ受ケ收入増滿セルニ向ラズ環境及ビ食糧問題ニ關シ事實ニ不滿ヲ洩シ作業ニ對スル熱意極メテ低調ニシテ其ノ能率本礦業所勞務者ノ半數ニモ達セズ出勤率モ約七〇%ノ低率ナリ

二 轉入勞務者不滿言動

串木野嶺山ヨリ轉入セル勞務者ノ不滿言動ノ主タルモノ  
〔一〕串木野嶺山ヨリ出張命令ヲ受ケ吾ルタノ「オ客樣氣分」ナルニ神岡礦業所側ニ於テ轉籍ト看做シ吾ルタノ取扱ヒノ不滿神岡礦業所ハ時ニ僻陬地ニ在リ冬季降雪甚シク積雪五、六尺ニ及ビ交通杜

絶望ノ状態ニ在リ野菜魚類ノ入手難ナルヨリ環境及ビ食糧問題ニ  
對スル不滿

三、轉入勞務者ニ對スル現在勞務者ノ動向

申木野嶺山ヨリ轉入勞務者ハ將來同嶺山ヨリ大量轉入(計劃九  
〇〇名)ノ先遣隊ナルヨリ神岡鐵業所側ニ在リテハ惡宣傳防止策  
トシテ時ニ優遇シ本月五日勞務課長以下出席ノ下ニ盛大ナル歡迎  
會ヲ開催セル外酒、地下足袋等ノ配給ニ於テモ有利ナル取扱ヲ爲  
シ各ルタノ現在從業員ノ反感ヲ昂メツツ其ノ言助ヲニミテ橋記ス  
レバ別記ノ如シ

四、當嶺ノ措置

當嶺ニ在リテハ所轄警察署長ヲシテ鐵業所側ニ對シ處遇ノ公正  
ヲ期セシムル可ク警告スルト共ニ轉入勞務者ノ反省ヲ促シ以テ勞  
務者ヲシテ動搖セシメザル様指導シツツアリ  
別記一

勞務課長

當嶺地從業員ノ手前餘程慎重ヲ要スルガ彼等ハ自分等ノ行動ガ四百  
名ニ影響スルト言フコトヲ克ク職ツテキル爲心ニモテク下平ヲナ  
ラベタリ實ニ我儘者ガ仕事モソレ程デモイシ兎角彼等ヲシテ申木  
野從業員ノ素質モ職ルコトガ出來タガ四百名來テモ同嶺ハ餘リ掛  
カラレナイト思フ

別記二

一般從業員ノ意見

イ、申木野嶺山ノ選抜ト始メハ自負シテキタ後ダガサテ仕事ニ掛  
ツテ見ルト當嶺地ノ從業員ノ足元ニモ及バナイ口計リ電者ヲ支柱  
夫ノ如キハコチラノ就練工ノ半分モ出來ナク又探礦夫ノ如キモ  
コチラデ一人デヤル作業ヲ二人掛リテナケレバヨウウナイト  
云フ代物ダ

ロ、在嶺軍人會員

陸軍曹長

申木野礦山従業員、歡迎會ヲ保礦課長始メ山ノ御歴々ガ集リ然  
モ鹿間カラ勞務課長迄出席シテ御機嫌ヲ取ラネバナラナイトハ何  
タル醜態ダ歸還軍人ニ對シテサヘ酒一杯出サナイノニ餘リト言ヘ  
バ不愉快極リナイ礦山ガアレ丈ノ歡迎會ヲヤルノナラ此ノ山デ十  
年モ二十年モ働イテ居タ者ニ對シテハドウ覺遇スルダロウカア  
ンナ者ノ歡迎會ヲヤル位ナラコレカラ勸勞報國隊ニ對シテハ尙更  
歡迎ヲシテヤラネバナラナイトダラウ

別記

礦山従業員世話方

足袋ガ無ケレバ足袋、靴ガナケネバ向フノ要求通り支給シ當地ノ  
従業員ガ足袋ガナイト泣キツイテモ未ダ期間ガ來ナイトハネツケ  
テ唐ルシ其レニ支柱夫ト云フモノハ昔カラ道具一大工道具式ハ  
自分持ホト定マツタモノダガソレヲ手全副會社ヲ買ツテ與ヘルト  
カ兎角差別ガ大キ過ギル

右狀況ヨリシテ礦山ハ前記ノ通り四百名ノ者ニコダワリ過ギテ彼  
等ノ優遇シ過ギル傾向ガ服ノラル、現状ニシテ斯ル行爲ガ當地從  
業員ニ喧傳サルニ於テハ一般従業員ノ申木野轉入者ニ對スル無  
感情トナル可キ處レアルモノト認メラル

昭和十八年四月五日

警保局保安課

久井事務官

各廳府縣特高課長殿

産業再編成ニ伴フ關係方面動向關係件

一所謂重工業の産業、再編成ハ既ニ金山、石炭山、鑛造事業及纖維工業方面等ニ於テ見ラレ、ツ、アリ、之カ關係者、動向ニ付テハ治安的思想的觀矣ニ於テ特高警察上最モ注意ヲ要スベキ事項先般特高外課長會議ニ於テ之カ申報ニ付特ニ貴意ヲ得ル次第ニ御座ル外ニ關係府縣ニシテ未ダ何等ノ情報ニ接セサルモノハ甚ク遺憾トスル所ニ有之款テハ今後左記ニ依リ治安思想上注意ヲ要スベキ事象ニ付時々

申報相次續度為念御連絡申上候

記

- 一 貴廳府縣ニ所在スル要再編成事業界ノ一般的動向
- 二 事業經營者側ノ動向
- 三 從業員殊ニ勞務者ノ動向
- 四 再編成ニ伴フ事業將來及勞務配置轉換對スル見透
- 五 其關係方面ニ及ボス影響トシテ動向
- 六 再編成一應落着セルモノニ付テハ其後ノ關係者ノ動向殊ニ派遣轉換先勞務者ノ動向
- 七 治安對策ノ概要

昭和十八年二月三日

極秘

警保局保安課

久井事務官

警視廳特高第一課長殿

情報課長殿

各廳府縣特高課長殿

金鑛業整備ニ關スル資料送附ノ件

先般特高課長會議ニ於テ概略御説明申上候首題ニ關スル資料別紙ノ  
通リ送附候間上司ニ御報告ノ上左記事項ヲ御留意之ガ圓滑ナル目的  
達成ヲ得ラル、様特段ノ御配慮相煩度

記

一、別紙(一)ハ金鑛業整備ニ關スル第一次閣議決定ニシテ當初ハ重點

主義生産ニ基ク非能率鑛山ノ整備ヲ意圖セリ

二、別紙(二)ハ第一次閣議決定後ノ情勢ノ變化ニ即應シ戰爭遂行上ニ  
於ケル重點鑛業ニ資材勞務等ヲ轉移活用セシムル爲メ金鑛業ノ整  
理方針ヲ改訂強化セル第二次閣議決定ナリ

但シ本閣議決定ハ特高外事課長會議ニ於テ既ニ配布セルニ付之ガ  
添附ヲ省略ス

三、別紙(三)ハ右ノ閣議決定ニ基キ金鑛業勞務者ヲ重要鑛業ニ轉移活  
用セシムル爲メノ移駐計畫作成要綱ナリ

本移駐計畫要綱ニ基キ商工省ニ於テハ目下整備金山勞務者ノ移駐  
先等ニ關シ計畫樹立中ニ付之ガ具体案出來ノ際ハ連絡ノ豫定ナリ  
四、別紙(四)ハ金山勞務者ノ移駐ニ伴ヒ問題トナルベキ事項ニ對スル  
措置方針ナルガ本件ニ關シテハ地方廳ニ於テモ關係方面ト充分ノ  
連絡ヲ保持シ對策樹立ノ必要アリト認メラル

別紙(四)ニ記載ナキモ金鑛業整備ニ伴フ町村財政問題、資材勞務ノ

裏面白紙

引渡移駐等ニ絡ル各種紛議等モ豫想セラレ、トコロナリ  
尙資材設備ノ買上、株價對策等ニ就キテハ政府ニ於テ萬全ノ措置  
ヲ講ジツ、アリ

別紙(四)ハ整備金鑛山並勞務者供出ノ可能見込數調ナルガ本表中  
確存人員トハ第二次閣議決定中ニ示シアルガ如ク將來再ビ稼行セ  
シムベキ特定重要金山ノ維持保鑛ノ爲メ殘存稼働セシムルヲ必要  
トスル人員ナリ

整備金鑛山ハ本表ニ依リ略々明瞭ナルガ本表ハ確定案ニ非ザルヲ  
以テ具體的整備ニ當ツテハ各鑛山監督局ト緊密ナル連絡ノ下ニ措  
置スルヲ要ス

尙本表(別紙(四))ハ整備金鑛山所在廳府縣ノミ添附ス

六 別紙(六)ハ鑛業整備ニ依ル地方別需要並給源見込調ニシテ本表中  
要増加員數トハ當該廳府縣ニ於ケル重要金屬鑛業(除金鑛業)中  
今後増加ヲ必要トスル員數ニシテ從ツテ本表ハ整理金山現在員數

ヨリ殘存人員及要増加員數ヲ差引キタル數ガ移駐見込數トナルコ  
トヲ示ス

七 本整備ニ關シ時ニ大ナル關係アル北海道、靜岡、鹿兒島、大分  
ノ四廳縣ニ對シ、商工省ニ於テハ特ニ係官ヲ派遣シ詳細説明ヲ爲  
サシムル豫定ナリ

八 本整備ハ議會後ノ地方長官會議ニ於テ商工省ヨリ協力方要望ア  
ル筈

九 本整備ハ三月中ニ之ガ準備ヲ終了シ四月乃至六月間ニ整備ヲ完  
了セシメントスルモノ

十 本件整備ニ關シテハ議會後ノ適當ナル機會ニ於テ發表スル豫定  
ナルガ之ガ發表ニ至ル迄ハ、株價、金融等ニモ至大ノ影響アルニ  
付鑛山監督局トノ連絡ノミニ止メオカレ度

以上

金庫及貯蓄部ノ運用ニ付スル件

第一方 計

現下情勢ノ所由ニ由リ本邦金庫業務及貯蓄業務ヲ整理シ之ニ依リ生ズル  
寄附、寄務、資金等ニ於ケル余利ヲ百改ニ百用スルノ方途ヲ尋ズル  
コト適當ナリトスルヲ以テ左記ノ如クニ依リ之ガ整理ヲ進地セント  
ス

第二 要 項

一 金 貨 案

- (一) 昭和十八年迄ニ於ケル改訂金貨七五ハ必要ナル限ニ止メ備  
邊ノ取替主場ニ依リ非違罪者山ハ之ヲ廢止セシムルコト
- (二) 一定期間内ニ於テ廢止ヲ行ハシテ一定時期ニ於テ再ニ發行中ノ  
山ニシテ所定期間内ニ廢止ヲ行ハシテ再行セシムルモノニ付シテハ補償ヲ  
爲スコト

(三) 消費ノ範圍ハ買區、坑産、七地、建初、産産設備、製煉設備、  
運搬設備、動力設備等ノ内買収ノ範圍ヲ必要トスルモノトスル  
コト

(四) 補償ハ日本金貨振興株式會社ヲシテ右設備等ヲ買収ラシムル  
コトニ依リ之ヲ爲スコト

右ニ付ル會社ノ損失ハ政府ニ於テ之ヲ補償スルコトヲ考慮スル  
コト

(五) 補償買収ヲ爲シタル金貨山ハ廢棄トスルコトトシテ廢棄法ノ理  
由車ノ也ニ依リ再ビ之ニ付補償ノ設定及發行ヲ爲サシメザル  
コトトスルコト

(六) 比島金山ノ復舊等ハ所定ノ期ノ產出ニ支障ヲ與ヘズ且本邦ヨ  
リノ寄附、寄務ヲ成ル可ク少ナカラシムルコト

二 錫 案

(一) 一定期間錫ノ產出アリ且一定時期ニ於テ現ニ發行中ノ非違罪

裏面白紙

錫嶺山ニシテ所定州内ニ終止ヲ申出デタルモノニ付シテ  
等ヲ為スコト  
(二) 浦寄置收ニ付シテハ帝賜置養用受未弋可計ヲシテ置ラシムル  
ノ外金置養ノ付台ニ置ズルコト

裏面白紙

金山勞務者移駐計畫作底要綱

- 一 鐵業會社ニシテ休版止スベキ嶺山並ニ今後勞務者ノ重點的配置ヲ爲スベキ嶺山ヲ併ヒ經營スルモノヨリ提出セル社關係ノ移駐案ヲ參考トシ當局査定ノ範圍内ニ於テ之ヲ認メタルコト
- 二 同一會社ニ屬セザルモ資本系統其ノ他ノ關係ヨリ緊密性アル嶺山相互ノ間ニ於テハ右ニ準ジ優先的ニ移駐ヲ認メタルコト
- 三 他會社屬嶺山ニ移駐スル場合ト雖モ成ルベク同一程度ノ會社嶺山ニ移駐シ勞務者ノ待遇作業條件等ニ著シキ變化ヲ避ケタルコト
- 四 同一嶺山ノ勞務者ハ事情ノ許ス限り之ヲ一括シテ收容シ得ルガ如キ嶺山ニ移駐ヒシノ大嶺山ノ勞務者ヲ多數小嶺山ニ分割移駐セシムルコトハ極力之ヲ避ケタルコト
- 五 移駐ニ際シテハ勞務者ノ從來ノ職種其ノ他ヲ考慮シ成ルベクソノ經驗ヲ生カシ得ルガ如キ嶺山ニ之ヲ割當タルコト
- 六 前各嶺ニ依リ移駐スル場合ニ在リテモ地域的ノ供給狀況ヲ考慮シ極力移駐區域ヲ小範圍ニ止メタルコト
- 七 特別ノ事情ニ依リ急遽ニ多數勞務者ノ充足ヲ必要トスル嶺山ニ對シテハ前各項ニ拘ラス臨時的移駐ヲ認メタルコト
- 八 需要ニ對スル供給分ノ不足ニ關シテハ地元充足ノ難易事業ノ狀況地帯ノ收斂能力供給見込嶺山トノ關係等ヲ考慮シ適宜之ヲ割當タルコト
- 九 九州方面ノ炭礦ニ關シテハ自社關係他嶺山ニ移駐セシムベキモノヲ際キ原則トシテ同地方ヨリ生ジタル余剩勞務者ヲ全部供給源トシテ見込タルコト尙炭礦下面ニ對スル供給源トシテハ今回ノ移駐ニヨリ生ズベキ新規流入勞務者ノ剩餘分並ニ朝鮮金山ノ整理ニ依リ生ズベキ勞務者ヲ決定シタルコト

金山労働者ノ移駐ニ伴ヒ問題トナルベキ事項

一八 一、二二

一、休廢止嶺山ニ對スル勞務調整令第二條ノ指定ニ關スル件

休廢止嶺山ヨリ生スベキ余額勞務者ノ分散ヲ最少限限ニ止ムル爲  
右嶺山ニ對シ勞務調整令第二條ニ依ル指定ヲ爲ス要アルヲ以テ二  
月上旬之方指定ヲ爲ス豫定ナリ

二、移駐ノ實施ニ必要ナル法の根據ノ整備ニ關スル件

勞務者ノ移駐ニ當リテハ總力勞務者ノ自發的意思ニ基キ所期ノ目  
的ヲ達スルヤウ指導ヲ爲ス方針ナルモ最後の手段トシテ法ニ基ク  
強制力ノ發動ヲ考慮スル要アルヲ以テ之方實施方策トシテ國民總  
用令ニ依ルベキヤ或ハ勞務調整令ノ改正ニ依ルベキヤニ付目下厚  
生省ニ於テ研究中ナリ而シテ勞務調整令ノ改正ニ依ル場合ハ二月  
末日迄ニ手續ヲ完了スルヤウ申入レカリ

三、移駐ニ伴フ社宅ノ收容能力其ノ他ニ關スル件

今回ノ移駐ニ依リ新ニ勞務者ヲ受入ルベキ嶺山ニシテ社宅ノ收容  
能力不充分ナルモノニ付テハ速カニ各嶺山毎ニ不足數ヲ明カニシ  
休廢止嶺山ヨリノ移駐或ハ新築等ヲ考慮スルノ要アリ  
コノ都合ニハケル所製資材ニ關シテ八月下旬嶺山統制會ニ於テ調査  
中ナリ

尙實業上ノ問題トシテハ全社記ノ完成ヲ俟ツコトナク逐次移駐ヲ  
開始スルコトナルベキヲ以テ嶺山別ノ移駐順序ニ付テモ目下考  
慮中ナリ

四、移駐ニ伴フ食糧確保ニ關スル件

今回ノ移駐ニ伴ヒ多數勞務者並ニ家族ノ消費スベキ食糧ハ地域割  
ニ一時ニ短少スルヲ元レザルヲ以テ移駐ニ先立テ農林省當局トコ  
ノ點ニ關シ充分連絡ノ要アリ

五、移駐ニ伴フ輸送力確保ニ關スル件

本件ニ關シテモ具體的移駐計畫樹立次第速カニ鐵道當局ト連絡ノ  
豫定ナリ

裏面白紙

六、山廢止ニ伴フ地元商業者等ノ威嚇ニ關スル件

本件ニ關シテハ調査ノ完了次ニ企業局及厚生省當局ト連絡ノ上ニ  
カ具体的對策ヲ講ズル豫定ナリ

七、縣召、入營者及其ノ家族ニ關スル件

縣召、入營者ニシテ休廢止スベキ嶺山ニ關スル者ハ其ノ家族ニ  
關シテハ厚生省ニ於テ軍事保護院其ノ他關係官廳ト充分連絡ノ上  
万遺憾ナキ措置ヲ講ズルコト、ナリカリ

八、移住ノ實施ニ伴フ勞務調整上ノ措置ニ關スル件

移住計畫ノ實施ニ當リテハ勞務調整上各種ノ手續ヲ要スルヲ以テ  
シカ具體的計畫ハ目下厚生省ニ於テ研究中ナリ而シテ之ガ手續ニ  
關シテハ性質上能力之ヲ簡易化シ實施ノ阻滑ヲ期スルヤウ申入レ  
カリ

九、新聞發表ニ關スル件

目下金銀業ノ整備ニ關シテハ外部ニ發表ヲ禁止セラレアルモ私院  
ノ實施ヲ爲スニ當リテハ關係官廳等ノ多大ノ諒議ヲ必要トスルノ

ミナリス勞務等ノ不安ヲ一掃スル上ニ於テモ或程度ノ發表ヲ爲ス  
ハ絕對ニ必要ナルヲ以テ適當ナル時期ニ商工當局談トシテ新聞發  
表ヲ行フ豫定ナリ

礦業整備 = 依 據 者 供 出 可 能 見 込 數 調

札 幌 管 内

18. 1. 12  
商 工 省 金 屬 局

別 紙 (四)

管 内 名	備 山 名	内地労働者数		半島人労働者数		現 在 員 数			残存人員	餘剩人員	餘剩人員中移駐可能見込数		
		男	女	男	女	男	女	計			内地	半 島	計
北海道	幌 倉 山	2,008	557	1,708	0	5,710	557	4,073	550	5,725	1,262	1,537	2,799
	北 隆	294	50	85	0	359	50	409	50	359	125	77	202
	大 倉	220	52	0	0	220	52	252	0	252	122	0	122
	三 井 礦 山	122	19	117	0	249	19	264	0	264	83	106	189
	帶 嶺 山	247	27	51	0	278	27	305	0	305	136	28	164
	手 塚 山	851	129	370	0	1,201	129	1,350	0	1,350	444	334	778
	北 千 代 山	1,228	165	510	20	1,758	185	1,921	1,152	769	292	477	769
	小 樽 山	517	59	0	0	517	59	576	0	576	225	0	225
	生 田 山	520	122	511	0	651	122	953	110	843	332	289	621
	大 浦 山	117	26	45	0	162	26	188	0	188	89	40	129
	其 他 (10山)	153	52	0	0	185	52	185	0	185	111	0	111
	大 浦 山	137	13	0	0	157	13	150	0	150	90	0	90
	浦 上 山	24	3	25	0	47	3	50	0	50	30	0	30
	其 他 (10山)	91	15	0	0	91	13	104	0	104	62	0	62
	其 他 (10山)	326	25	0	0	326	25	351	0	351	105	0	105
	札 幌 合 計	6,601	1,090	3,200	20	9,801	1,110	10,911	1,662	9,249	3,508	2,888	6,396

裏 面 白 紙

仙 臺 管 内

府 縣 別	山 名	内地労働者数		半島労働者数		現 在 員 数			残存人員	餘剩人員	餘剩人員中移駐可能見込数		
		男	女	男	女	男	女	計			内地	半 島	計
青 森	津 輕	90	52	0	0	90	52	122	0	122	39	0	39
	其ノ他(10山)	94	27	0	0	94	27	121	0	121	35	0	35
	小 計	184	59	0	0	184	59	243	0	243	74	0	74
岩 手	大 黒 見	86	15	56	0	142	15	157	0	157	46	51	97
	今 出 山	50	17	0	0	50	17	67	0	67	34	0	34
	岩 手	108	10	0	0	108	10	118	0	118	56	0	56
	其ノ他(84山)	1,034	299	0	0	1,034	299	1,333	0	1,333	346	0	346
	小 計	1,278	341	56	0	1,334	341	1,675	0	1,675	462	51	513
宮 城	大 谷	934	137	207	0	1,141	137	1,278	640	638	397	186	583
	大 貫	194	15	0	0	194	15	209	0	209	104	0	104
	其ノ他(50山)	140	35	0	0	140	35	175	0	175	45	0	45
	小 計	1,268	187	207	0	1,475	187	1,662	640	1,022	546	186	732
秋 田	其ノ他(22山)	143	36	0	0	143	36	179	0	179	44	0	44
山 形	其ノ他(23山)	268	66	0	0	268	66	334	0	334	83	0	83
福 島	高 玉	884	311	296	17	1,180	328	1,508	754	754	472	282	754
	松 川	258	25	0	0	258	25	283	0	283	110	0	110
	大 森	91	23	0	0	91	23	114	0	114	57	0	57
	其ノ他(24山)	426	106	0	0	426	106	532	0	532	133	0	133
	小 計	1,659	465	296	17	1,955	462	2,417	754	1,663	772	282	1,054
	仙 臺 合 計	4,800	1,154	559	17	5,359	1,171	6,530	1,394	5,136	1,981	519	2,500

裏 面 白 紙

東京管内

府縣別	鑛山名	内地勞務者數		半島勞務者數		現在員數			殘存人數	余剩人數	余剩人員中移駐可能見込數		
		男	女	男	女	男	女	計			内地	半島	計
茨城	其ノ他(15山)	200	49	0	0	200	49	249	0	249	64	0	64
栃木	其ノ他(4山)	72	18	0	0	72	18	90	0	90	25	0	25
群馬	根羽澤	416	65	0	0	416	65	481	0	481	256	0	256
	其ノ他(1山)	21	5	0	0	21	5	26	0	26	6	0	6
	小計	437	70	0	0	437	70	507	0	507	242	0	242
山梨	其ノ他(6山)	65	16	0	0	65	16	81	0	81	21	0	21
新潟	佐渡	917	278	755	9	1,682	287	1,969	970	999	179	570	749
	其ノ他(3山)	82	20	0	0	82	20	102	0	102	26	0	26
	小計	999	298	755	9	1,764	307	2,041	970	1,071	205	570	775
長野	其ノ他(1山)	10	2	0	0	10	2	12	0	12	3	0	3
岐阜	其ノ他(3山)	21	5	0	0	21	5	26	0	26	6	0	6
静岡	細持(清)	122	23	57	1	159	24	183	20	163	32	34	66
	大河	405	54	20	0	425	54	479	100	379	204	19	223
	其ノ他(7山)	256	41	53	2	289	43	332	200	132	75	31	106
	小計	833	118	174	18	1,026	124	1,150	100	1,050	250	173	423
	小計	1,237	207	264	21	1,501	228	1,729	420	1,309	593	257	850
東京合計		3,041	665	999	30	4,040	695	4,735	1,390	3,345	1,157	827	1,984

裏面白紙

大阪管内

府 縣 別	礦 山 名	内地勞務者數		半島人勞務者數		現 在 員 數			殘存人數	余剩人數	余剩人員中移駐可能見込數		
		男	女	男	女	男	女	計			内地	半島	計
石 川	其、他( 0山)	96	84	0	0	96	84	180	0	180	50	0	50
藤 井	其、他( 0山)	105	85	0	0	105	85	188	0	188	52	0	52
三 重	其、他( 1山)	5	1	0	0	5	1	14	0	14	1	0	1
越 前	其、他( 1山)	5	1	0	0	5	1	14	0	14	1	0	1
兵 庫	旭 日	119	17	0	4	128	21	149	0	149	44	12	56
	竹 野	204	88	26	5	250	45	275	0	275	75	24	99
	其、他(19山)	559	84	0	0	559	84	423	0	423	105	0	105
	小 計	662	159	26	9	697	148	845	0	845	224	36	260
和 歌 山	其、他( 2山)	54	13	0	0	54	13	67	0	67	16	0	16
鳥 取	其、他( 2山)	2	0	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0
岡 山	其、他( 6山)	45	11	0	0	45	11	56	0	56	14	0	14
愛 媛	其、他( 1山)	51	7	0	0	51	7	58	0	58	9	0	9
大阪 合計		999	221	26	139	1,054	230	1,264	0	1,264	327	36	363

裏面白紙

府縣別	嶺山名	内地勞務者數		半島勞務者數		現在員數			殘存人員	余剩人員	余剩人員中移駐可能見込數		
		男	女	男	女	男	女	計			内地	半島	計
山口	其他(4山)	41	10	0	0	41	10	51	0	51	13	0	13
福岡	仁田原	212	66	2	0	214	66	280	0	280	85	0	85
	興島屋野	278	27	45	0	323	27	348	0	348	66	39	105
	振興屋野	444	5	8	0	452	5	457	0	457	149	8	157
	其他(4山)	102	25	0	0	102	25	127	0	127	30	0	30
	小計	1,036	123	55	0	1,089	123	1,212	0	1,212	330	47	377
長崎	其他(3山)	35	9	0	0	35	9	44	0	44	11	0	11
大分	鯛生	1,106	166	311	6	1,417	192	1,609	300	1,309	565	260	825
	石原旭	359	0	0	0	359	0	359	0	359	214	0	214
	其他(10山)	138	34	0	0	138	34	172	0	172	43	0	43
	小計	1,603	220	311	6	1,914	226	2,140	300	1,840	822	260	1,082
宮崎	其他(6山)	81	20	0	0	81	20	101	0	101	25	0	25

鹿兒島	王ノ山	479	58	133	0	612	58	670	0	670	187	120	307
	春日	375	62	160	0	535	62	597	299	298	154	144	295
	申木野	1,800	214	169	0	1,969	169	2,185	200	1,983	503	152	655
	大口	542	45	116	0	658	116	705	352	352	171	164	275
	布計	241	56	56	0	297	56	353	177	176	126	50	176
	山ヶ野	363	87	45	0	455	87	495	0	495	66	40	106
	枕崎	151	26	0	0	151	26	177	0	177	28	0	28
	栗ヶ野	66	49	0	0	66	49	175	0	115	12	0	112
	其他(68山)	1,074	268	0	0	1,074	268	1,342	0	1,342	335	0	335
	小計	5,091	665	679	0	5,770	665	6,635	1,528	5,607	1,582	610	2,192
	福岡 合計	7,887	1,247	1,943	6	8,930	1,247	10,183	1,328	8,855	2,783	917	3,700
	總計	23,328	4,377	5,836	82	29,264	4,377	33,623	5,774	27,849	9,756	5,187	14,943

めくれず

裏面白紙

別紙六

領事整備ニ依ル地方別需要数ニ給源見込額

一八、一八  
商工省 金局局

監督局別	道庁縣別	要増加員数	格付金山 現在員数	移駐可納 見込数	備考
札幌	北海道	三一六〇	一〇九一一	六三九六	
仙臺	青森	八三〇	二三四	七四	
	岩手	一、五〇〇	一、七六五	五一三	
	宮城	五三〇	一、六六三	七三二	
	秋田	一、三〇〇	一、七九	四	
	山形	三〇〇	三三三	八三	
	福島	二二〇	一、五三七	一〇五	
計		四六六〇	六五五〇	二五〇〇	

監督局別	道庁縣別	要増加員数	格付金山 現在員数	移駐可納 見込数	備考
東京	茨城	一、〇〇〇	二五九	六四	
	栃木	一、〇〇〇	九〇	二三	
	群馬	三〇〇	四〇	一一	
	山形	三〇〇	一八	一一	
	新潟	三〇〇	二〇	五	
	長野	三〇〇	一	三	
	岐阜	五〇〇	一	三	
	静岡	三〇〇	一	〇	
大阪	富山	一〇〇〇	〇	〇	
	石川	二〇〇	一	〇	
	福井	五〇〇	一	〇	
	三重	五〇〇	一	〇	
	滋賀	五〇〇	一	〇	
計		五、五〇〇	四七五	一、九八四	

裏面白紙

總計	關					
	計	鹿兒島	宮崎	大分	長崎	山口
一七 八八 五	三 二 〇	〇 〇 〇	一 〇 〇	一 七 〇	〇 〇 〇	五 〇 〇
三 三 六 二 三	一 〇 一 八 三	六 六 三 五	一 〇 一	二 一 四 〇	四 〇 〇	五 一 二 〇
一 四 九 四 三	三 七 〇 〇	二 一 九 二	二 五 二	一 〇 八 二	一 一 一 七	三 七 七 三

計	高知	愛媛	香川	廣島	岡山	島根	和歌山	奈良	兵庫	大阪	鳥取	京都
	六 三 〇 五	一 三 〇	一 五 〇	三 〇 〇	一 五 〇	三 〇 〇	二 六 〇	二 一 〇	三 九 〇	一 三 〇	一 〇 〇	九 二 〇
六 二 六 四	〇 三 八	〇 〇 〇	〇 〇 〇	五 六 〇	〇 〇 〇	六 七 〇	〇 〇 〇	八 四 五	〇 〇 〇	二 〇 〇	〇 〇 〇	
三 六 三	〇 九 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	一 四 〇	〇 〇 〇	一 六 〇	〇 〇 〇	二 六 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	

昭和十八年二月十日

内務省労働局保安課

久井 幸 務 官



警視廳特高一課長殿

情報課長殿

各府府廳 高等長殿

金銭貸付に關する資料送付の件「第二編」

貴課の件に關しては二月三日付を以て御連絡申上たる通りなるが、其後御報告書に於て左表の如き地方別の移動見込費貸付額見込目録の決定額（總額見込による数）を決定せるが、之が具體的各個々員山の移送人員並に移送先及移動決定日等の資料は二月末日迄に御工務に於て準備計畫を完了することゝ相成候。尙本月中旬には移送實施の前提として労働調整令第二編第一項の指

定による労働者の移動禁止を爲す決定なるを以て之に伴ふ労働者の移動、關係方面の紛糾等相當治安上問題の發生を豫慮せらるゝを以て特に御留意相成度右御連絡申上候。添付資料

○ 貸付準備に係る地方別需要並給源見込額

註、添付資料の頁数が前回の送付資料と多少の差があるは貸付

の四捨五入切捨せるものに行細承知相成度

○ 労働者補給に係る労働者の地域別移動見込枚数

裏面白紙

營業整備ニ依ル地方別需要並給源見込額

總括表

商工省金局

監督局別	道府縣別	整理金山 余剰員數	移住可 見込員數	要追加員數
札幌	北海道	六五七四	六六〇〇	三一六〇
仙臺	青森	二四三	八〇	八三〇
	岩手	一六七三	三二〇	一三〇〇
	宮城	一〇二二	七二〇	一三〇〇
	秋田	一七九	三〇〇	一、二〇〇
	山形	三三四	八〇〇	三、一〇〇
	福島	一六八三	一、〇三〇	二、三〇〇
計		三、一三六	二、三一〇	四、六六〇

監督局別	道府縣別	整理金山 余剰員數	移住可 見込員數	要追加員數
東京	茨城	二四九	六〇	一、〇〇〇
	栃木	九〇	二〇	一、〇〇〇
	群馬	三〇七	三〇	一、〇〇〇
	山梨	八一	二〇	一、〇〇〇
	新潟	一、〇七一	七〇	三、〇〇〇
	長野	二一	八〇	三、〇〇〇
	岐阜	二六	三〇	三、〇〇〇
	静岡	一、三〇九	八三〇	三、〇〇〇
計		三、三四三	一、九八〇	三、三四三
大阪	富山	〇	〇	一、〇〇〇
	石川	一、二〇〇	三〇	二、〇〇〇
	福井	一、二八〇	三〇	二、〇〇〇
	三重	四〇	〇	三、〇〇〇
	滋賀	三〇	〇	三、〇〇〇
	京都	〇	〇	二、〇〇〇
	鳥取	〇	〇	二、〇〇〇
計		三、三四三	一、九八〇	三、三四三

裏面白紙

總計				
	大宮	大宮	大宮	大宮
	分	分	分	分
二八	八八	五六	一八	一八
一七	三三	〇七	〇二	三〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
一三	三八	二二	二〇	一〇
二七	三三	〇〇	〇〇	〇八
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
一六	三二	〇〇	一〇	一七
八八	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
三三	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

長	高	香	廣	同	島	和	奈	兵	大
山	山	川	山	山	山	山	山	山	山
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

昭和十八年二月十六日

警保局 保安課

久井 事務官



警視廳特高第一課長  
各府廳特高課長

金山整備ニ關スル件

首尾ニ關スル其ノ後ノ經過左記ノ通りニ付右進路ス

記

一、金山ノ整理ハ業界、勞務者、社會並地方ニ及ボス影響甚大ナルニ付之ガ同一の一齊整理ヲ避ケ個別的ニ代表的金山ノ整理ヲ先ツ實施シ之ガ成功ト相俟テ金山整理ノ國家的妥請氣運ヲ高

次段迄ヒシノ各個別の整理ヲ實施スルコトニ決定シ見タリ

(一) 金礦業ハ學業後ノ國際又抑手段トシテ之ガ開發ヲ高  
目的ニ據ルシ來リ昨年ヨリ今年ニカケテ飛躍的増  
進ヲ爲シ得ルノ懸望ヲ盡シタル處ニ金山整理ノ國  
家的妥請ニ直關シ之ガ妥否ニ與フル影響ハ甚シ深刻ナ  
ルモノアル狀況ナリ

(二) 社會並地方ニ及ボス影響ニ就キ一例ヲ舉グレバ北海  
道海ノ舞金山ノ整理ニ因リ地元ハ勿論、級別、マルヒ  
ツブ等ノ依存町村並金山ニ依食セル同業等皆甚大ナル  
影響ヲ受クル狀況ニシテ、就中鹿兒島縣、靜岡縣(伊  
豆)ハ嚴止金山ノミニシテ影響ハ深刻ナルモノアリ

三、右決定ニ基キ第一着手トシテ北海道ノ海ノ舞等村及其ノ附近  
ノ金山ヲ整理スルコトニ決定セルガ右各山ニ對シテハ政府ノ

裏面白紙

理實施大綱ヲ内示スルト共ニ各山ノ具体的整理實施案ヲ提出シ、二月末迄ニ之ガ確定案ヲ作成シ、三月中旬ヨリ具体的ニ整理ヲ開始スルコトニナル見込ナリ

三 其他ノ金山ノ整理ハ右金山整理ノ成功ト睨ミ合ヒテ、具体的ニ之ヲ整理ニ慾望實施スル豫定ナルヲ以テ之ガ實施ハ五月以降トナル見込ナリ

四 商工省若ハ石炭統制會ニ於テ金山整理方針ヲ内示セル會社ハ、三井、三菱、住友、日本鑛業、日本産金ノ五社ニシテ本會中内示豫定ハ鑛生産業、中外鑛業ノ三社ナリ

五 右内示ニ基キ金山整理ノ政府方針ヲ知悉セル鑛山名ハ左ノリニシテ、此ノ鑛山ニ關シテハ各鑛山監督局トモ連絡ノ上種々前打合ヒヲ爲スモ可ナリ（右以外ハ凡テ屬制ノ程度ナリ）

（一） 北海道  
鴻ノ舞、靜狩、手稻、千歳各鑛山

（二） 静岡県

河津鑛山

六 金山整理ニ關スル内務、商工、厚生各次官連名通牒ハ今來ニ出ニ發ヒラル、見込

七 今後ノ經過ニ就キテハ其ノ都度連絡スル豫定

以上

裏面白紙

昭和十八年二月二十七日

極秘

内務省警保局 保安課

久井事務官

警視廳特高第一課長殿  
各關府縣特高課長殿

金鑛業整備に関する件（其の四）

首照の件に関する其の後の経過左記の通りに有之  
右連絡す

記

一 別紙（一）の如く金鑛山整理に伴ふ従業者配置轉換取扱要領の決定  
を見、金山整備に伴ふ従業者の配置轉換に關しては本要領に基き

實施せらるゝことなれり。

二 前記要領決定に先立ち厚生省は従業者配置轉換の前提措置とし  
て勞務調整令第二條の指定を爲し従業者の離散を防止せり。  
(1) 二月二十二日付左記鑛山を指定す。

裏面白紙

勞務調整令第二條ノ指定ヲ爲シタル金剛山

會社工場礦業場名	所在地
國邦採銅株式會社	北海道紋別郡生田原村
日本產金振興株式會社	瀧ノ上村
三井鑛山株式會社	上川郡下川村
日本產金振興株式會社	虻田郡豐浦村
小鉢岸金山株式會社	青森縣中津輕郡西目屋村
日曹鑛業株式會社	岩手縣氣仙郡越喜來村
富樫金山株式會社	宮城縣遠田郡沼部村
東北興業株式會社	山形縣最上郡眞室川村
日本鑛業株式會社	眞室
田村鑛業株式會社	福島縣信夫郡大森村
東北興業株式會社	松川町
土肥鑛業株式會社	靜岡縣裾野郡下河津村
帝國鑛業開採株式會社	田方郡修善寺町
日本鑛業株式會社	賀茂郡稻生郷村
日本鑛業株式會社	兵庫縣赤穂郡赤松村
日本產金振興株式會社	城崎郡中竹郷村
日本產金振興株式會社	神戶縣八女郡星野村
日本鑛業株式會社	振興星野
日本鑛業株式會社	仁田原
日本產金振興株式會社	鹿兒島縣川邊郡枕崎町
興々野鑛業株式會社	興々野
	西南方村

裏面白紙

(2) 右指定に先立ち二月二十日付を以て一般工場會社と共に金鑛山の指定を爲したるものあるに付詳細は勞政課と連絡の上承知せられたし。

(3) 前二項指定以外の小規模群小鑛山はその短に堪へずこの見解の下に指定を爲さるに付指定以外金鑛山の勞務者の移動は法令に依る強制なき結果となる

三 商工省に於ては右指定以外勞務者の離散を防止し業主の自發的積極的協力の下に勞働力を確保すべく左の日程に依り趣旨徹底協力要請の官民連絡打合會を開催する豫定なり。

北海道廳 三月五日、六日

參集府廳 北海道、秋田、岩手、栃木

福 岡 三月十一日、十二日

參集府廳 福岡、大分、鹿兒島、愛媛、京都、三重、和歌山

東 京 期日未定

參集府廳 青森、宮城、福島、群馬、新潟、岐阜、石川、兵庫、茨城、群馬

備 考

一、參集者 中央官廳係官、道府廳職課長、其他關係係官、鑛山監督局、統制會、勞務者供出鑛山側並受人鑛山側其他

二、北海道廳關係の分は本日關係方面に滿瞭せられたり。  
三、右懇談會後供出鑛山側に對する整理開始の言渡期日は目下略々決定せる分は左の通りにして整理終了は六月末迄に完了せしむる計なり。

三月二十日 靜 彦

三月二十三日 澄、舞

(以上北海道)

裏面白紙

- 五、別紙(一)は金山整備に伴ふ金融対策案なるが右は金融統制會、企業院に於ても異論なき模様なるを以て本案を以て決定相成る見込、
- 六、別紙(二)は金山整備に伴ふ學校職員生徒の取扱要領。
- 七、別紙(三)は住宅に關する措置要領
- 八、金山整備に伴ふ地方財政の影響に就ては直接財政には些したる影響なきもの、如くなるが從來の慣行によれば金山側は町村當局に對し寄附金名義を以て多額の金圓を提供し吾る實情にあるを以て間接的に町村財政に及ぼす影響には尠なからざるものと認めらる
- 九、目下關係方面に於て予想し吾る問題は勞務問題其他を除き概ね左の如くなるが此等影響狀況等に關しては適宜御連絡相煩
- 1、地元町村に關するもの、
  - イ、町村財源減少又は喪失問題
  - ロ、學校閉鎖縮小に關する問題；
  - ハ、役場吏員雇員の減員問題
- イ、町村財源減少又は喪失問題
- ロ、學校閉鎖縮小に關する問題；
- ハ、役場吏員雇員の減員問題

- ニ、右の場合に於ける轉職、轉勤問題
  - 2、地元商業者に關するもの
    - イ、中小商業者整備問題；
    - ロ、轉業轉業問題
  - 3、其の他
    - イ、勞務者並町村民所有不動産値下りの問題
    - ロ、轉業者所有不動産買取に關する問題
- 金山統制會は勞務者所有不動産に關しては金山側をして之を買取り救済せしむべしとの意向を有し吾る模様なり
- ハ、移轉時に於ける包装用資用品確保問題
- 二〇、各道府縣長官に對する金山整備に關する内務厚生商工各次官連名通牒は近日中發送せらる、見込なり

以七

裏面白紙

別紙(一)

金嶺山整理ニ伴フ従業者配置轉換取扱要領

一、従業者ノ離散防止

要整理金嶺山従業者ノ離散ヲ抑制シ計画的再雇ヲ爲スタノ未ダ  
勞務調整令第二條ノ指定ナキモノ(従業者僅少ナルモノハ之ヲ除  
ク)ニ付テ同條ノ指定ヲ爲シタルモノナルコト

二、従業者ノ配置轉換

(一) 勞務供給ノ現状ニ鑑ミ要整理金嶺山ノ従業者ヲシテ其ノ技能  
經驗ヲ活用シ得ルガ如ク可及的多数ヲ他ノ重要嶺山(銅鉛亜鉛  
水銀銀マンガン等)へ集團的ニ配置轉換ヒシムル目途ノ下ニ施  
策スルコト

(二) 嶺山統制會(地方支部ヲ含ム以下同ジ)ヲシテ要整理金嶺山  
ニ對シ富政嶺山ガ配置轉換ニ必要ナル各級ノ措置ヲ計ジ飽クマ  
デ自發的ニ且自主的ニ従業者ヲ配置スルヤウ充分指導ヒシムル  
コトトシ極メテ依リ處理スルコト

(三) 嶺山統制會ハ要整理金嶺山ヨリ夫々従業者ニ對シ計畫ヲ做シ

タル上別紙「金嶺山整理ニ伴フ勞務調整計畫案」(以  
下單ニ配置轉換計畫案ト稱ス)ニ基キ以テ先並員數等ニ付關  
係道府縣並嶺山監督局ト協議シ必要アル場合ハ管轄嶺山ノ  
管轄スル内業先並員數ニ對シ指示ヲ加ヘ決定スルコト  
道府縣、嶺山監督局必要アリト認メタル時ハ石ニ依ラズ嶺山  
統制會ト協議ノ上同條要整理金嶺山ヲ招致シ以テ先並員  
數ヲ協議決定スルコト

(四) 要整理金嶺山ノ從業者ニ對シ指導ニ關シテ(本  
可上ノ各級ノ管轄内業先並員數、嶺山統制會(統制會)ノ

ヤウ極力指導スルコト、尙之ガ實施ノ時期並方法等ニ付テハ  
團長官職並嶺山統制會等ト充分打合遺憾無キヲ期スルト共ニ  
實施ニ當リテハ必要ニヨリ國民職業指導所ヲ協力ヲ求ムルコ  
ト

(三) 集團移入計畫ニ基ク移入朝鮮人等務者ノ配置調整ハ次ニ依リ  
處理スルコト

(1) 特別ノ事情ナキ限リ全部(一)ニ依ル決定ニ基キ集團的ニ  
移入スルヤウ要調整嶺山ニ於テ極力指導スルコト

(2) 原則期前了ニ近キモノモ移入限リ「移入朝鮮人等務者ノ  
指導調整指導ニ付スル申告」ニ基キ其ノ期間ヲ延長シ調整  
職スル要調整嶺山ニ於テ指導スルコト

(3) 前各嶺ニ依ル調整職ヲ削減トスルモノハ本嶺地ニ特選セ  
シムルコト

(4) 從來ノ險阻地ニ依リ可成集團的ニ轉換スルヤウ要調整嶺  
山ニ於テ指導スルコト

(5) 要調整嶺山ハ前各嶺ノ實施ニ當リテ協同會ノ協力ヲ得  
テ

之ヲ爲スト共ニ解決嶺山ヲ決定シタル場合ハ可成選ニ移動  
ヒシムルコト

(6) 道府縣ハ一昭和十六年度勞務動員計畫ニ依ル朝鮮人勞務者  
ノ内地移入要調整嶺山一第六ノ五ニ依ル朝鮮總督府ニ對ス  
ル協議ハ之ヲ要セザルコト

(四) 前各嶺ノ實施ニ當リ道府縣並嶺山監督局ハ要調整嶺山  
要調整嶺山ニ對シ從價之ノ調整ナル程度ニ依リ必要ナル一般  
的協力ヲ爲スモ其ノ自主性ヲ充分尊重スルコト、但シ特ニ要整  
理嶺山ニ於テ必要トスル場合ハ積極的ニ援助協力スルコト

(五) 道府縣國民職業指導所要調整嶺山ニ於テ從價者ヲ指導スル  
モ特別ノ事情ニ因リ(一)ノ決定ニ基キ調整嶺山ニ於テ指導スル  
アル場合ハ他ノ事業場へ配置ニ依リシムルコトトシ次ニ依リ  
理スルコト

(1) 原則トシテ鉛、金、銅、鐵、亜鉛、水銀、

裏面白紙

マンガン等ノ銀山ヲ主トス。又ハ右炭山ニ就職スルヤウ指導  
シ之レニ極力斡旋スルコト

(2) 右ニ依ルコト能ハザル場合ハ他ノ第一種事業場へ、次ニ第  
二種事業場へ特ニ斡旋金周、造船及航空板等ニ重点ヲ置キ  
採ノ指導ヲ爲スコト

右ノ場合必要アル時ハ職業補導施設ニ入所ヒシムルコト

(3) 時局産業ニ非ザル産業ニ従事ヒントスルモノアル場合ハ原  
則トシテ之レヲ認めザルコト

(4) 前各號ニ依ル指導ニ服ヒザルモノニ對シテハ次ニ依リ處  
スルコト

(1) 近ク發令ヒラルベキ決定ノ配属命令(假稱)ニ依リ  
必要ニ應ジ重要度特ニ高キ金場山又ハ石炭山へ就職スル様  
措置スルコト(本件ニ關スル取扱ニ就テハ發令後更メテ通  
牒ヒラル可シ)

(2) 右ニ依ルヲ適當トヒザルモノニ對シテハ重要事業場ニ對  
シ國民徵用令ニ依リ徵用スルヤウ措置スルコト

(3) 健康、年齢等ノ關係ヨリ(1)又ハ(2)ニ依リ難ク、已ムヲ得  
ザルモノト認めタル場合ハ、他ニ斡旋スルモ左又ヘナキコ  
ト

(5) 轉換先ニ於ケル收入ガ従前ノ夫レニ比シ減少スルコトナキ  
ヤウ留意ノ上斡旋スルコト

(6) 従業者ノ轉換ニ當リテハ要整理金銀山ノ取場ニ於ケル現場  
職員、幹部粉粉者ヲモ含メ一團トナリ移動スルヤウ指導スル  
コト

(7) 前各號ニ依リ従業者ノ轉換先銀山ヲ決定シタル時(同一企業  
ニ屬ヒザル場合)關係國民職業指導所相互聯絡ノ上要整理金銀  
山(勞務調整令第二條指定ノモノ)ニ對シテハ勞務調整令ニ依

ル解雇退職ノ認可（金領山ノ事業ノ休止シタル場合ハ認可ヲ要  
ヒズ）ヲ爲スト共ニ轉換先ニ對シテハ割當員數ニ拘ラズ之ガ紹  
介斡旋ヲ爲スコト

割當員數以上ニ亘ルトキハ國民職業指導所長限リニ於テ速ニ追  
加割當ヲ爲サシムルカ又ハ勞務調整令第七條第三號ニ依ル雇入  
認可ヲ爲スコト尙學校卒業者使用制限令ニ基ク認可員數以上ニ  
亘ル場合ハ差支ナキ限り追加シテ認可スル方針ナルコヨリ其都  
度速ニ認可申請ヲ提出ヒシムルコト

(四) 轉換先領山ニシテ轉換就職ス可キ從業者ノ住宅施設未完成ノ  
場合ハ取敢ヘズ單身移動ヒシムルコトトシ必要ニ依リテハ該領  
山ノ希望ニ應ジ領山所在地附近ニ於ケル寺院、旅館其他遊休家  
屋ノ一時的利用又ハ、一般民家ヘノ分宿ヲ行フ等道府縣ニ於テ  
適當ナル措置ヲ講ズルコト

(五) 要整理金領山ニ於ケル職員（事務職員並技術職員）ニシテ事  
業主相互間ニ於テ協議スルモ轉換先ヲ決定セザルモノニ付テハ  
求職票ニ登録ノ上道府縣經由厚生省ニ申請スルコト  
厚生省ハ右ニ依リ雇込の再配備ヲ爲スモノナルコト

四 轉換先領山ニ於テハ左ノ事項ニ留意ノ上勞務管理ノ適正ヲ期  
スルコト

- (1) 轉換勞務者ハ國家ニ協力シ轉換シタルモノナルニ付其心情  
並工場ヲ充分理解シ雇込上道徳ナキヲ期スルコト
- (2) 特ニ要整理金領山ニ於テ修得シタル技能ヲ尊重シ之ヲ活用  
シ得ルガ如キ取組ニ配慮スルコト
- (3) 社宅等ニ就テハ可成一ヶ所ニ集合居住ヒシムル等從業ノ地  
縁的關係ヲ考慮スルコト
- (4) 其他家族並本人ガ職場並私生活ニ於テ充分安住シ得ル様必  
要ナル措置ヲ講ズルコト

三 給與關係

(一) 要養理金債山ヲシテ轉換ヲ爲サシムル從業者ニ對シ原則トシテ法令ノ定ムル手當ノ外別ニ解雇手當ヲ支給セシムルコト(同一企業ニ關スル他ノ事業場ニ轉換セシムル場合ニシテ退職ノ手續ヲ取ラザルモノニ對シテハ法令ニ定ムル手當ハ支給ノ要ナキコト勿論ナルコト)

(二) 要養理金債山ニ於テ事業ノ休廢止前休業ヲ餘儀ナクセラレタル從業者ニ對シテハ事業主ヲシテ健康保險繰進報酬日額ノ六割以上ノ休業手當金ヲ支給セシムルコト

(三) 退職積立金及退職手當法ノ適用ニ就テハ次ニ依リ處理スルコト

- (1) (イ)ノ場合ニ於ケル休業手當ハ會金ト看做シ退職積立金及退職手當法ニ依ル積立ノ標準トナスコト
- (2) 同一企業ニ屬スル他ノ事業場ニ勞務者ヲ轉換セシムル場合

ニ於テ勞務者ヨリ退職ノ申出アリタル場合ニ於テモ可及的ニ事業ノ都合ニ依ル解雇トシテ處理スルコト

(四) 要養理金債山ヲシテ其ノ管理スル從業者ノ貯蓄金ヲ他ニ轉換スル者ニ付テハ轉換先事業主ハ通帳ヲ移管セシムルコト及他ニ轉換セズシテ退職スルモノニ付テハ本人ニ對シ即時返還セシムルコト

(五) 要養理金債山ヲシテ其ノ負擔トナルベキ扶助ニ付テハ將來ノ經過ヲ豫想シテ債山監督局長ノ承認ヲ得テ一時金ヲ支給セシムルコトトシ扶助義務ヲ完結セシムルコト但シ同一企業ニ關スル他ノ事業場ニ轉換スル場合ハ右ニ依ラザルモ可ナルコト  
收養治療中ノ者ニ付テハ治療スル迄要養理金債山ニ於テ充分ナル手當ヲ行サシムルコト

(六) 他ノ事業場ニ轉換スル者ニ對シテハ轉換先事業主ヲシテ赴任旅費(日常ヲ含ム)ヲ支給セシムルコト

歸郷スル者ニ對シテハ要整理金嶺山ヲシテ歸郷旅費ヲ支給セシムルコト

(4) 賃金統制令ノ適用ニ就テハ次ニ依リ設置スルコト

(1) 要整理金嶺山ノ勞務者ヲ同一企業ニ歸スル他ノ事業場(借業法ノ適用ヲ受クルモノ)ニ轉換就職セシムル場合ニ於テハ最高初給賃金ノ適用無キコト

(2) 前條ノ場合ニ於テ最高初給賃金適用期間中ノ勞務者ニ就テハ轉換就職後ニ於テ殘餘期間最高初給賃金ノ適用ヲ受クルモノナルコト

(3) 前條ノ場合ニ於テ最高初給賃金ノ高キ地域又ハ業種ヨリ低キ地域又ハ業種ニ轉換就職セシムル場合ハ従前ノ收入ヲ限匠トシテ特定勞務者最高初給賃金適用除外ノ許可ヲ爲サシムルコト

(4) 勞務者ヲ同一企業ニ歸セザル他ノ嶺山ニ包括的ニ轉換就職

セシムル場合ハ一應股額初賃金ノ適用アルモ従前ノ收入ヲ限匠トシテ便宜ニ特定勞務者ニ對スル最高初給賃金適用除外ノ許可ヲ爲サシムルコト

(5) 賃金臨時措置令適用勞務者ニ就テハ従前ノ給與ヲ限匠トシテ基本給賃金基準ノ變更許可申請ヲ爲サシムルコト

(4) 要整理金嶺山ノ勞務者ニシテ本業賃ニ基キ他ノ事業場ニ轉換シタル者ハ勞務者年金保險法並健康保險法ニ於テハ同一ノ事業場ニ於テ引續キ被保險者タル者ト看做シテ之ヲ處理スルコト

(1) 要整理金嶺山從業者ノ轉換先嶺山ヲシテ轉換シタル從業者ノ員數ニ應ジ應召入營中ノ從業者ヲ按分シテ採用セシムルコトトシ次ニ依リ措置スルコト

(2) 家族(本人ト聯絡シ得ル場合ハ本人ハノ希望ニ應ジ轉換先嶺山ヲ選定スルコト)

裏面白紙

- (2) 同一企業ニ屬スル他ノ山ニ換セシムル場合ハ其ノ山ヲシテ應召入營中ノ從業者又ハ其ノ家族ニ對シ現ニ支給スルト同様ノ給與ヲ支給セシムルコト
- (3) 同一企業ニ屬セザル他ノ山ニ換セシムル場合ハ其ノ山ヲシテ應召入營中ノ從業者又ハ其ノ家族ニ對シ現ニ支給スルト同様ノ給與ヲ成ル可ク支給セシムルコト
- (4) 勞働者年金保險法並健康保險法ノ取扱ハ三ノ(四)ニ依ルコト
- (5) 家族(本人ト聯絡シ得ル場合ハ本人ノ前職ニ依ル換テ希望セザル場合ハ次ニ依リ措置スルコト
  - (1) 帝國實業開發株式會社ニ於テ當該從業者ノ籍ヲ設定シ置キ召集解除又ハ除隊アリタル場合本人ノ希望ニ依リ適當處置スルコト
  - (2) 籍ヲ設定シ置ク場合ハ其ノ間給與ヲ爲サザルモノトス
  - (3) 前職ニ依ラズ他ノ職換取ヲ希望スル場合ハ國民職業指導

13

- 所ニ於テ三ノ(四)ニ依リ可及的ニ其ノ實現ニ努力スルコト
- (3) 應召入營中ノ從業者ノ家族ニシテ就職ノ希望アル場合ハ國民職業指導所ニ於テ三ノ取扱ニ準ジ優先的ニ斡旋スルコト
- (4) 應召入營中ノ從業者ニ對シテハ三ノ(一)ニ依ル解雇手當ノ外ニ應召入營ノ時期扶養家族ノ有無等ニ依リ一定ノ基準ニ基キ相當額ノ特別手當ヲ支給セシムルコト
- 但シ(一)ノ(2)ノ場合又ハ(一)ノ(5)ノ場合ニシテ換先山ニ於テ給與ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト
- (5) 應召入營中ノ從業者ノ家族ハ或ル可ク歸郷又ハ親戚縁故者等ニ寄寓セシムルコト但シ必要アル場合ハ換先山又ハ要整理金山ヲシテ住宅ノ斡旋ヲ爲サシムルコト
- (6) 前各職ノ外要整理金山並換先事業主ヲシテ應召入營中ノ從業者ノ家族ニ對シテ生活ノ不安ナカラシムルヤウ隣保相扶ノ精神ニ基キ必要ナル處遇ヲ爲サシムルコト

14

裏面白紙

五 職業保護

要路現従業者ニシテ家庭的關係等ニ依リ解雇退職アリタル後  
直チニ時局産業ニ就職スルコト困難ナルモノニ對シテハ生活困難  
ナルモノニ依リ生活保護費ヲ支給スルコト

六 山街ノ商業者等ノ救済策

金儲山ノ整理ニ伴ヒ其ノ業ヲ失フ山街ノ商業者等ニ對シテ  
ハ「中小商工業者ノ整理統合並救済策」ニ對スル方針ニ準ジ次  
ニ依リ救済スルコト

(一) 國民勤勞産業方面ニ對シテ

身體等ノ關係上直チニ右方面ニ救出ヲ來ザルモノニ付テハ

- (1) 國民勤勞訓練所ニ入所セシメ心身ヲ訓練シカル上救済セシムルコト

- (2) 職業輔導所ニ入所セシメ適當ノ技術ヲ修得セシメカル上救

済セシムルコト

(二) 國民更生金庫ノ施設ヲ活用セシムルコト

別紙三

金鑛業ノ整理ニ伴フ資金對策ニ關スル件

一、金鑛業ニ對スル貸出回收ノ防止

(一) 全國金融統制會ハ商工省ヨリ大藏省ヲ通ジ金鑛業ニシテ昭和十八年一月十二日閣議決定金鑛業ノ整備ニ關スル件ニ基キ廢止又ハ休止ヲ爲スベキモノ、(以下金鑛業ト稱ス)ニ付通報ヲ受ケタルトキハ之ヲ關係各金融機關ニ對シ通知スルモノトス(情況ニ依リ發行ヲ繼續スル者ノ通知ヲ以テ之ニ代ヘ夫以外ノ者ヲ以テ廢止又ハ休止ヲ爲スベキモノトスルコトアルベシ)

(二) 關係各金融機關前號ノ通知ヲ受ケタルトキハ通知アリタル金鑛業者ニ對スル貸出ノ回收ヲ一時見合スベキモノトス但シ債務者タル金鑛業者ノ希望ニ反セザル場合ハ此ノ限ニ在ラザルモノトス

(三) 關係各金融機關ハ全國金融統制會ニ對シ(一)ニ依ル通知アリタル金鑛業者ニ對スル貸出ヲ届出ヅルモノトス

(四) 全國金融統制會ハ前三號ノ趣旨ヲ關係各金融機關ニ對シ直接又

ハ各業態別統制會ヲ通ジ通牒スルモノトス

二、金鑛業ニ對スル整理資金ノ供給

(一) 各金融機關ハ前項(一)ニ依ル通知アリタル金鑛業者ヨリ整理資金ノ融通ニ付申込ヲ受ケタル場合ニ於テ之ニ應ジ得ザルトキハ全國金融統制會ニ對シ之ガ措置ニ付連絡協議ヲ爲スモノトシ全國金融統制會ハ關係各金融機關ニ對シ直接又ハ各業態別統制會ヲ通ジ此ノ旨通牒スルモノトス

(二) 全國金融統制會右連絡協議ヲ受ケタルトキハ直チニ政府其ノ他關係當局ト連絡ヲ採リ之ガ事情ヲ審査シタル上

(1) 當該融通ヲ不要ト認ムルモノニ付テハ之ガ指示ヲ爲スモノトス

(2) 當該金融機關ヲシテ融通セシムルヲ適當ト認ムルモノニ付テハ之ガ指示ヲ爲スモノトス

(3) 當該融通ヲ必要ト認ムルモ當該金融機關ヲシテ之ガ融通ヲ爲  
サシムルコト困難ナリト認ムルモノニ付テハ戰時金融金庫等ヨ  
リノ融通ノ措置ヲ講ズルモノトス  
(4) 各金融機關前項(1)ニ依ル通知アリタル金融業者ニ對シ整理資金  
ノ融通ヲ爲シタルトキハ全國金融統制會ニ對シ之ヲ届出ヅルモノ  
トス

三、金融業者ニ關スル債務處理案ノ作成及其ノ實行

- (1) 全國金融統制會ハ商工省ヨリ大蔵省ヲ通ジ各金融業者ノ資産及  
負債ニ關スル資料ヲ送付ヲ受クルモノトス
- (2) 全國金融統制會ハ政府其ノ他關係當局ト連絡ヲ採リ帝國銀行開  
辦株式會社ニ依ル補償等ヲ勘案シタル上各金融業者ニ付前號ニ依リ  
送付ヲ受ケタル資料並一ノ(1)及二ノ(1)ニ依ル届出ヲ基礎トシテ債  
務處理案ヲ樹立スルモノトス
- (3) 全國金融統制會ハ前號ニ依リテ樹立シタル債務處理案ノ實行ヲ

斡旋シ各金融業者ヲシテ圓滿ニ順次債務ノ辨濟ヲ爲サシムル様措  
置スルモノトス

(4) 全國金融統制會(1)ニ依リ債務處理案ヲ樹立スルニ當リ帝國銀行  
關聯株式會社ニ依ル補償等ヲ勘案スルモ圓滿ニ債務ヲ處理スルコ  
ト困難ナリト認メタル場合ニ於テハ戰時金融金庫等ニ依ル肩替ノ  
措置ヲ講ジ同金融業者ヲシテ之ガ處理ニ當ラシムルモノトス

(備考)

本件實施ノ細目ニ付テハ石炭配當著減ニ因ル操業休止企業等  
ニ對スル資金對策ニ關スル件實施要領ニ準ズルモノトス

別紙(三)

金鑛山ノ休廢止ニ伴フ國民學校職員生徒等ノ取扱要領

文 都 省

今回ノ金鑛業整備ニ際シテ、勞務者移駐ニ伴フ子女ノ轉學ハ左ノ方針ニ依ルモノトス

一、國民學校

(1) 受入鑛山ノ地元市町村ヲシテ之等兒童ノ就學ニ關シ土地ノ情況移動兒童數等ニ應ジテ、措置ヲ採ラシム

(一) 國民學校ノ新設：：：：國民學校令二十九條(地方長官ノ校數及位置指定)

(二) 既設國民學校ニ收容

1、學級ノ増加：：：：：施行規則五十二條(地方長官ノ認可)

學級數二十四學級ヲ超ユル場合：：：：施行規則四十八條二項(地方長官ノ認可)

2、一學級收容兒童數ノ増加：：：：(施行規則五十條二項)

3、二部授業：：：：：施行規則五十四條二項(地方長官ノ認可)

4、複式學級ノ編制

(三) 分教場ノ設置：：：：：施行規則四十九條(地方長官ノ認可)

(四) 兒童教育事務ノ委託：：：：令二十七條(地方長官ノ認可)

(2) 供出鑛山ノ地元市町村ニ於テハ廢校又ハ學級編制變更ノ手續ヲトルモノトス

(3) 右二項ノ變動ニ伴フ職員ノ配置ハ原則トシテ當該道府縣内ニ於ケル異動ニヨリテ賄ハシム

(4) 學校ノ新設、教室ノ増築ニ要スル資材ハ特別ニ之ヲ確保スルモノトス但シ廢校、學級減等ニヨリ切離シ利用シ得ベキモノハ地元市町村ノ諒解ヲ得テ轉移活用スルモノトス

右ニ要スル資金(地元市町村臨時費)ハ當該鑛山會社ノ寄附ニヨルヲ例トス

二、青年學校

義務教育者ハ地元市町村立青年學校ニ就學セシムベキモ土地ノ情況ニヨリ私立青年學校、教育事務委託ノ方法ニヨルモノトス

三 中等學校

父兄ノ他ノ道府縣ニ移駐シタル場合ハ、中等學校生徒ノ其ノ道府縣ヘノ轉學ニ關シテ地方長官ニ於テ特別ノ配慮ヲ爲スベキ旨通牒スルモノトス

別紙四

金鑛業勞務者移駐ニ伴フ住宅ノ整備ニ關スル具體的措置

- 一 商工省ハ鑛山監督局、鑛山統制會等ヲ通ジ休廢止鑛山ニ於ケル移築可能ノ社宅及合宿ノ收容能力、規模竝ニ受入鑛山ニ於ケル現存社宅及合宿ノ收容能力及ソ、不足分ニ關スル調査ヲ行フコト
- 二 前項ノ調査ノ結果ニ依リ商工省ハ厚生省ニ合議、上受入鑛山、不足住宅ニ對スル移築又ハ新築計畫ヲ樹立スルコト
- 三 前項ニ依ル住宅ノ移築又ハ新築ニ要スル資材ニ對シテハ商工省ニ於ケル生産擴充用資材ヲ充當シ配給ニ關シテハ從來ノ一般鑛山勞務者住宅ノ新築用資材ト同様ノ方法ニ依リ之ヲ行フコト
- 四 建設資金ハ大藏省資金局ヨリ勞務者住宅建設資金ヲ厚生省幹旋ニヨリ供給スルコト

參考資料

昭和十八年三月 日

鑛山統制會

理事長 津田秀榮

關係會員 御中

(受入鑛山ヲ含ム)

金鑛山整理ニ件フ從業者配置轉換取扱方ノ件

拜啓 時下益々御清祥之段奉慶賀候

陳者金鑛山整理ニ付テノ政府ノ方針ニ關シテハ既ニ御聞及ノコト  
存候處之ガ取扱方針ニ付テハ本月八日附商工厚生内務三次官通牒  
ヲ以テ關係道府縣鑛山監督局ニ通牒被致、特ニ從業者ノ配置轉換  
ニ關シテハ別冊ノ配置轉換取扱要領ヲ指示セラレ候間御參考迄ニ  
一部同封御送付申上候金鑛山整理ニ關スル統制會トシテノ一般的

御通知ニ付テハ別ニ御案内申上タル處ニ候得共就中從業者ノ處置  
ハ最モ慎重ヲ與スルニ下、存候間別冊取扱要領御熟讀ノ上左記ニ  
依リ御取計被下度御社内關係鑛山長以下鑛山幹部ニ對シ徹底方御  
取計被下度此段得旨意候  
敬具

裏面白紙

記

一、整理金鑛山ハ別冊取扱要領ニノ(一)ノ(1)ニ記載セル「從業者轉換計畫」ヲ三月二十日迄ニ三部提出スルコト

提出先ハ轉換豫定先鑛山ガ他ノ鑛山監督局管内ニ在ルモノヲ含ムトキ(同一又ハ同系會社へ轉換スル場合ヲ除ク)ハ鑛山統制會本部、轉換豫定先鑛山ガ凡テ同一ノ鑛山監督局管内ニ在ル場合並ニ同一又ハ同系會社へ轉換スル場合ハ當該金鑛山所屬ノ鑛山統制會支部トスルコト

二、從業者轉換計畫ニハ左ノ事項ニ付記載スルコト

(イ)從業者ニ對シ休廢山又ハ事業縮少ノ指示ヲ爲スベキ時期及方法ニ關スル事項

(ロ)轉換先鑛山別轉換時期別轉換豫定人員ニ關スル事項

(ハ)内鮮別、性別、職別、單身家族持ノ別、職員ヲ含ム猶豫ノ轉換先鑛山ノ希望ヲ充分聽取スルコト

(ニ)休養手當金ニ關スル事項

(三)既雇手當ニ關スル事項

(ホ)入營應召者ノ處置ニ關スル事項

(ヘ)公傷病者ノ處置ニ關スル事項

(ト)請負人、供給業者其ノ他鑛山關係者ノ處置ニ關スル事項

(チ)職員ノ轉換ニ付テノ期限又ハ條件ニ關スル事項

(リ)其ノ他從業者ノ配置轉換ニ關シ參考トナルベキ事項

(ニ)職階別、性別、年齢別平均賃金、昇給、賞與、諸手當職員ノ給與等ノ賃金給與制度並ニ福利施設ノ概要等

三、整理金鑛山ガ休廢山又ハ事業縮少ノ指示ヲ爲スニ當リテハ關係官

職並ニ鑛山統制會支部ト豫メ充分打合セ置クト共ニ其ノ際ハ地元

關係官ノ臨席ヲ仰フ等遺憾ナキ措置ヲ講ズルコト

四、轉換者ノ選定ハ從業者轉換計畫ニ付道府縣職ノ決定ヲ得タル上鑛

山統制會(又ハ支部)ノ指示ニ基キ轉換先鑛山係員ノ參加ヲ求メ

テ之ヲ爲スコト、スルコト

五 集團移入朝鮮人ノ轉換ノ指示ヲ爲スニ際シテハ協和會ノ協力ヲ求ムルコト朝鮮人ハ發表後成ル可ク速カニ(十日以内程度ノ見當ニ)

轉換先嶺山ニ移動セシムルコト

六 他會社へ轉換スル場合ハ整理金嶺山並ニ轉換先嶺山ニ於テ豫メ屬備契約切換へノ時期ヲ決定シ得クコト

七 專業縮少ノ場合ニ於テハ轉換ニ付勞務調整令ニ依ル認可ヲ要スルニ付此ノ點ヲ考慮シテ前項ノ時期ヲ決定スルコト

八 嶺換先嶺山ニ於テハ轉換者ニ對スル宿舍ノ準備ニ遺憾ナキ時期シテ宿舍不足ノトキハ統制會支部ヲ通ジテ不足資材ノ確保ニ努メ又ハ

整理金嶺山ヨリノ移築ニ付手配スルコトトシ不得止ルトキハ取扱要領二ノ(ハ)ニ依リ措置スルコト

九 嶺換者分ノ食糧確保方ニ付テモ關係方面ニ手配シ置クコト

六 轉換者ノ家財ノ荷造用資材ハ整理金嶺山ニ特配サル、豫定ナルモ

嶺山ニ於テハ豫メ關係地方應ト連絡シ確保ニ努メルコト

九 從業者及家族並ニ其ノ家財ノ輸送ニ付テハ鐵道局ニ於テ特別ノ配當ヲ得ラル、豫定ナルモ整理金嶺山並ニ轉換先嶺山ニ於テハ豫メ

鐵道當局ト連絡シ手配ヲ爲スコト

山元ヨリ乗車迄ノ輸送ニ付テモ整理金嶺山ニ於テ充分ナル協力ヲ爲スコト

六 鐵道團體取扱並ニ輸送途中ノ食糧手配等ニ付テハ東亞旅行社ニ於テ取扱フ様嶺山統制會(又ハ支部)之ガ斡旋ヲ爲スコト

七 轉換先事業所ニ於テハ轉換者ニ對シ旅費並ニ家財運搬費ヲ支給スルコト、但シ其ノ嶺山ノ所定旅費額ガ整理金嶺山ニ於ケルヨリ小

額ナルトキハ整理金嶺山ノ規程ニ從フモノトスルコト

旅行中並ニ着任後就業スル迄ノ期間ハ出勤トシテ取扱フコト

七 嶺換先嶺山ニ於テハ轉換者ガ着山シタルトキハ成ル可ク設備ナル入山式ヲ舉行スル等轉換者ノ待遇ニ慎重留意シ從來ノ從業者ヲシ

裏面白紙

テ新入山者トノ融和ヲ圖ルル機措置スルコト  
 支取扱要領四ノ四ニ依ル應召入營者ニ對スル特別手當ハ概ネ左ノ  
 基準ニ依ル應召入營手當ニ相當スル金額トスルコト

基準月數	應召入營後一年未滿ノ者		同 一年未滿ノ者		同 一年以上ノ者	
	單身者	家族持	單身者	家族持	單身者	家族持
六乃至九ヶ月分	六乃至九ヶ月分	九乃至三ヶ月分	六乃至九ヶ月分	六乃至九ヶ月分	三乃至六ヶ月分	三乃至六ヶ月分

古嶺石運搬請負人、人夫供給業者並ニ供給人夫等直接嶺山ト雇傭  
 關係ナキモ繼續シテ嶺山ニ附隨セル業務ヲ行ヒ來リタル者ニ對  
 シテハ要整理金嶺山ニ於テ統籌ノ幹旋ヲ行ヒ必要ニ應ジ打切金  
 ナ給與スル等爾後ニ紛争ヲ惹起セザル機措置スルコト  
 左賜託醫、產婆、理髮師其ノ他嶺山ニ於テ業務ヲ依囑シ來リタル

者ニ對シテモ必要ニ應ジ相當ノ打切金ヲ支給スル等圓滿ナル措  
 置ヲ講ズルコト

夫嶺換完了シタルトキハ要整理金嶺山並ニ轉換先嶺山ニ於テ各々  
 其ノ狀況並ニ措置等ニツキ詳細ヲ嶺山監督局、所在道府縣、國  
 民職業指導所及嶺山統制會(又ハ支部)ニ報告スルコト  
 備考

休業手當金、雇手當ノ特別増、應召入營者ニ對スル特別手  
 當、請負人、供給業者其ノ他關係者ニ對スル打切金從業者ノ所  
 有スル不動産ノ買取又ハ減價補償等、特殊ナル經費ハ今回ノ整  
 理ノ性質ニ鑑ミ別途一括補償ニ付考究セラレ居ルコト  
 嶺山手當及右ノ特別經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ別途申  
 渡ノ方法アルコト

裏面白紙



決戦産業體制確立要綱(案)

一八三二三

方針

皇國、戦力ヲ維持増強スル爲、戦争緊要物資ノ供給確保ヲ中核トシテ生産品ノ重要度ヲ勘案シ、特ニ昭和十八年度ニ於ケル物資需給状況及輸送力状況等ニ顧ミ、超重點主義ニ依リ決戦經濟ニ於ケル均衡ヲ得タル産業ノ構成ヲ整備ス。

要綱

一 戦争緊要物資、生産部門ニ於テハ、既存生産力ノ最高度ノ活用ヲ圖ルコトヲ主トシ、今後ノ要請ニ應ズル所要ノ擴張ヲ併行スルモノトス。

二 爾余ノ物資、生産部門ニ對シテハ、所要ノ規制ヲ加ヘ、依ツテ

生ズル經濟的余力ハ懸ゲテ之ヲ計畫的ニ戦争緊要物資ノ生産ニ集中活用ス。

三 前號、規制、實施ニ付テハ、設備、内容、能率、良否及燃料、動力、輸送、防空等、立地條件ヲ綜合考慮シ、一定數ノ工場ヲ選擇シ之ニ操業ヲ集中シ、生産能率ヲ向上ヲ圖ルト共ニ、爾余ノ工場ハ之ヲ廢止又ハ休止ス。但シ他地域へ移設可能ナルモノニ付テハ其ノ措置ヲ講ズ。

四 廢止工場ノ設備ヲ轉用ヲ圖ルハ外最大限度ニ之ヲ回收層化シ重點産業ノ原料ニ供ス。礎存操業工場ニ存スル遊休設備ニ付テモ亦同じ。但シ空轉其ノ他、災害、物資供給關係、變動等ニ備ヘ、又將來ニ於テ他地域ニ兩方及大體ヲ含ムヘ移設スル必要ヲ考慮シ、操業生産力ノ外相嘗程度、設備ヲ存置保有ス。

五 生産部門ノ規制ニ照應シ、商業部門殊ニ中小商業部門ニ關シテモ、同一ノ方針ニ依リ之ヲ規制ス。

六、資材、勞務、資金等、生産諸要素ノ割當、配給ニ付テハ前各號ノ措置ヲ促進スルガ如ク行フモノトシ、要スレバ生産及資材配給ニ付機構、整備ヲ行フ。

七、前各號ノ措置ニ伴ヒ債權債務ノ整理、所要資金ノ供給株價ノ激動防止等國民經濟全般ノ秩序ヲ維持スル棟所要ノ對策ヲ講ズルト共ニ、資金ノ惡循環防止並ニ物價ノ不當ナル昂騰抑止ニ關シ豫メ充分ナル措置ヲ講ズ。

措 置

第一、生産力ノ整理及保續ニ關スル措置

- 一、右要領ニ基キ業種別ニ整理及保續ニ關スル具體的計畫ヲ速ニ樹立實施ス。
- 二、保續ヲ要スル不稼働生産設備ハ極力當該業者又ハ其ノ團體ノ自力ニ依リ之ヲ保有セシメ、努メテ之ガ利用ノ途ヲ圖ルコトトスルモ、要スレバ産業設備營團ヲシテ之ヲ買收保有セシム。

當該業者又ハ其ノ團體ニ於テ之ガ保有ニ當ラシムル場合ニ於テ已ムヲ得ザルモノニ付テハ國家ニ於テ保持ニ要スル費用（金利息等含ム）ニ付狀況ニ應ジ所要ノ補助金ヲ交付ス。

第二、廢休止企業ニ對スル措置

- 一、企業ノ廢休止ニ付テハ政府ノ意圖ニ即應スル如ク指導シ直接廢休止ヲ強制スルガ如キ方法ハ特殊ノ事情アル場合ノ外之ヲ避クルモノトス。
- 二、中外企業者ニシテ轉廢業ノ已ムキニ至リタル者ニ付テハ其ノ申出ニ依リ營業權的價値ヲ含ム價格ヲ以テ其ノ營業資産ヲ國民更生金庫ヲシテ引受ケレム。
- 三、殘存業者ガ轉廢業ニ對シテ交付スル補助金ニ付テハ概ネ現行ノ方針ニ依ル。
- 三、事業ノ廢休止スル企業社ニ付テハ可及的ニ之ヲ解散セシメザル方針ニ下ニ、實情ニ應ジテ、措置ヲ講ズ。

裏面白紙

- (1) 他ノ會社トノ間ニ於テ合同ニ合併ヲ含ム、ブール計算又ハ營業ノ讓渡等ノ方途ヲ講ゼシムルコト。
  - (2) 保護ヲ要セザル設備ハ速ニ賣却屑化セシムルコト、尙保護ヲ要スルモノト雖モ資金調達ノ必要アルトキハ之ヲ他ノ保護機關ニ賣却スルコトヲ認メシムルコト。
  - (3) 會社ノ維持ニ付其ノ資産ヲ處分スル必要アル場合ハ(イ)固定資産ハ産業設備營團又ハ操業企業ヲシテ(ロ)手持商品、原材料及半製品等ハ重要物資管理營團ニ賣却設備營團等ヲシテ(ハ)有價證券類ハ戦時金融金庫等ヲシテ買取ラシムルコト。
  - (4) 會社ヲ存続セシムル爲、必要ナル租税上、經理上及金融上ノ措置ヲ別途講ズルコト。
  - (5) 屑資源回収ニ關スル措置
- 第三、中央及地方ヲ通ズル回収ニ關スル行政機構ノ整備強化ヲ行ヒ、國家ノ責任ニ於テ回収ヲ行フ方針ヲ明確ナラシム。

- 一、屑化スベキ設備ハ産業設備營團ヲシテ設備トシテノ價格ヲ以テ買取ラシム。
  - 二、回収ヲ迅速且強力ニ行フ爲回収關係法令ノ改正ヲ行フト共ニ、回収實施方法ニ所要ノ修正ヲ加フ。
  - 三、回収對象ヲ積極的ニ擴大シ産業設備營團ガ回収ニ伴ヒ蒙ルベキ損失ヲ補償ス。
- 第四、轉廢業者及廢休止企業ノ從業員ニ關スル措置
- 一、轉廢業者及廢休止企業ノ從業員ニシテ有技能者其ノ他適格者ハ之ヲ重點産業ニ計画的ニ轉換セシムルモノトシ、國家ニ於テ積極的ニ斡施指導ス。
  - 二、轉廢業者及廢休止企業ノ從業員ニシテ其ノ生活ノ維持ニ困難アル者ニ對シテハ一定期間ヲ限リ國家ニ於テ必要ナル生活保障ノ措置ヲ講ズルト共ニ、積極的職業轉換ノ措置ヲ講ズ。
  - 三、轉廢業者及廢休止企業ノ從業員ノ職業轉換ニ資スル爲其ノ再教育ノ

裏面白紙

施設ヲ強化ス。

第五 財政金融上ノ措置

企業ノ規制ニ伴フ國家ノ負擔、租稅、債權債務、整理、會社、經理、株價、金融及資金、惡循環防止ニ關スル措置ニ付テハ別途之ヲ定ム。

備考

- 1、本方策ノ實施上必要ナル法令ノ制定改正ヲ行フ。
- 2、外地ニ於テモ本要綱ニ準ジ措置ス。



決戦産業体制確立ニ伴フ小賣業整備要綱

昭一八三三 商政課試案

重要點主眼ニ依ル決戦産業体制確立ニ伴フ産業部門ノ規制ニ照應シ小賣業部門ニ於ケル整備ハ左記要領ニ依リ之ヲ實施ス

要領

一 整備ノ實施ニ當リテハ國民ノ戰時最低生活ヲ維持スルニ必要ナル生活必需品ノ數量ヲ配給スルニ足ル最低限度ノ業者數ハ之ヲ確保スルヲ目標トシテ之ヲ行フコト

右業者數ハ今後ノ小賣商品ノ減少率等ヲ勘案シ各地方毎ニ之ヲ決定スルコト

二 整備實施ノ方法ハ從來ノ如ク業種ヲ指定シテ整備ヲ行フノ方法ニ依ラズ全業種ニ亘リ同業者団体等ノ樹立セル整備計畫ニ對シ政府及地方廳ニ於テ監督指導ヲ行ヒ實施セシムルコトトシ轉廢業ヲ直接接洽スルガ如キ方法ハ時ニ必要アル場合ノ外之ヲ避クルコト

三 整理統合ノ結果轉廢業ヲ爲ス者ニ對シテハ其ノ申出ニ依リ營業權的價値ヲ含ム價格ニ依ル其ノ營業資産ノ處分ヲ國民更生金庫ヲシテ引受ケシムルモノトス

殘存業者ガ轉廢業者ニ對シテ交付スル共助金ニ付テハ概ネ現行通りトスルモ共助金ノ額ニ付テハ今後ノ商品減少率等ヨリ見ケル殘存業者ノ共助金負擔能力ヲ充分勘案シテ之ヲ定ムルモノトス  
四 轉廢業者及其ノ従業員ニ對シテハ國家ニ於テ必要ナル生活保證ノ措置ヲ講ズルコト

其前各項ニ規定スル以外ノ事項ニ付テハ昭和十七年四月二十一日閣議決定小賣業整備ニ關スル件ノ趣旨ニ依リ措置スルモノトス

抄本

鐵維工業部門整備要綱(案)

昭一八 陸四六室

一、戦争、現段階ニ對シテ綜合戦力増強ノ要請ニ應ズルト共ニ  
物資需給ノ狀況及輸送力ノ狀況ニ鑑ミ戦争遂行並ニ戦時國民生活  
確保上必要限度ノ生産力ヲ維持シツツ設備、全廠資源、勞務等ノ  
軍需生産及超重點部門ヘ、計畫的轉換ヲ可能ナラシムル爲メ鐵維工  
業部門ノ全分野ニ亘リ必要ナル整備ヲ行フ

二、整備ハ各工場ニ付左ノ各號ノ區分ニ爲シ所要ノ措置ヲ講ズルニ  
シテ之ヲ實施ス

- (一) 操業工場 一定數ノ工場ヲ選擇シ之ニ生産ヲ集中ス
- (二) 保有工場 空襲其ノ他ノ災害、物資需給關係、變動等ニ備ヘ  
又將來ニ於ケル他地域(大陸及南方ヲ含ム)ヘ、移設ノ必  
要ヲ考慮シ操業生産力ノ外取ル程度ノ設備ヲ存置ス
- (三) 廢棄工場 爾余ノ工場ハ之ヲ廢止又ハ休止シ軍需其  
ノ他ノ重點部門ヘ、轉用並回收屑化ヲ圖ル

三、工場ノ操業、保有、轉用又ハ廢棄ノ區分ノ決定基準ハ左ノ各號  
ニ依ル

- (一) 戦争遂行並ニ戦時國民生活確保上必要限度ノ生産力ヲ維持ス  
ルコト
- (二) 軍需其ノ他ノ重點部門ヘ、轉用ニ適スルモノハ可能ナル限リ  
轉用ヲ行フコト
- (三) 軍需ニ保有工場ノ範圍ヲ決定スルニ付テハ二、(一)ニ依ルヲ原則ト  
スルモ右轉用ノ要度ニ依リテハ適宜之ヲ縮減スルモノトスルコト
- (四) 陸海軍利用工場ニ付テモ檢討ヲ加ヘ相當程度發註ノ集中又ハ  
利用ノ轉換ヲ行ヒ整備、趣旨達成ニ努ムルコト之ガ爲メ要スレバ  
一定ノ發給期間ヲ置キ廢止工場トスルモノトスルコト
- (五) 物動計畫ニ定ムル屑鐵回收及轉用ヲ確保スルコト
- (六) 工場ノ物的設備、ミニ着目スルコトナクカメテ資本、勞力、

裏面白紙

經營ト、有機的の一体トシテ整備ノ對象タラシムルコト

(六) 前各號ノ要請ニ基キ特ニ他産業部門トノ關聯ヲ考慮シ必ズシ

モ優秀工場又ハ大工場ニ操業ヲ集中スルコトナク整備ヲニ於ケ

ル各産業ノ有機的の機能ノ發揮等ニ適合セシムルガ如クスルコト

(七) 前各號ノ外設備ノ内容、能率、良否及燃料、電力、輸送、防

空等ノ立地條件ヲ綜合勘案スルコト

(四) 各業種ニ付工場ノ操業、保有、移用又ハ廢棄ノ割合及供出層

量ハ別表(甲)ニ依ルモノトシ移用工場ハ別表(乙)ニ依ル

五 操業工場ニ於テハ努メテ高操業率ヲ維持セシメ生産能率ノ向上

ヲ圖ルモノトス

(六) 保有工場ハ能力管轄業者又ハ其ノ團體ノ自力ニ依リ之ヲ保有セ

シメ要スレバ産業設備管轄ヲシテ之ヲ買收保有セシム

七 操業工場及保有工場ニ存スル遊休設備ハ努メテ移用或ニ回收層

化ヲ圖ル

八 轉用又ハ廢棄工場ニ付テハ算歸其ノ他ノ重層部門ヘノ算入ヲ計

畫的ニ行フ爲一定範圍ヲ限リ凡テ産業設備管轄ヲシテ買收セシム

ルノ措置ヲ講ズ

廢棄工場ノ設備ニ付テモ最大限度ニ右ノ計畫的算入ヲ圖ル

裏面白紙

別表 (甲)

操業工場、保有工場、雇用又ハ廢棄工場、割合及供出層鐵量

業種	操業工場		保有工場		雇用又ハ廢棄工場		供出層鐵量
	生産力	割合	生産力	割合	生産力	割合	

別表 (乙)

軍需其他重點部門雇用工場

業種	會社名	工場名	所在地	雇用部門

備考

- 1、工場操業、保有、雇用又ハ廢棄、區分決定ノ責任官廳及決定ノ時期、方式(整備實施ノ時期的段階)ヲ明カニスルコト
  - 2、道府縣並ニ統制會其ノ宛業者團體ニ於ケル措置ノ統轄調整ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- 道府縣廳ニ於テ措置ヲ要スル主ナルモノ
- 綿スフ織物業、毛織物業、絹人絹織物業、機糸業、染色業、第二次纖維製品、絹漁網、印刷製本
- 3、從業ノ企業設備ト、關係ヲ明確ナラシムルコト
  - 4、勞力及財政金融對策ハ別途策案スルコト

纖維關係整備要項 (一八一三)

部門別	現在生産能力		整備後生産能力		生産設備 率	工場数	生産設備 率	工場数	生産設備 率
	企業数	工場数	企業数	工場数					
綿スフ紡績	四三	三五一	一〇	保有四三	六九	三三	一三三	三五〇	〇
スフ専紡	一二	一七	五	五	七五	七	一一	二〇〇	〇
統毛紡績	七	五三	一	三六	一〇〇	〇	一七	八〇〇	〇
紡毛紡績	一九	一四五	一	一〇八	九六	〇	三七	一〇〇	〇
絹糸紡績	一	二七	七	保有六三	七一	〇	八	一〇〇	〇
麻紡績	八	二二	八	二二	九三	〇	〇	〇	〇
人絹製造	一四	三〇	六	八	五〇	八	二	二二	二二
スフ製造	二一	四三	二	一四	六六	九	二	二二	二二
ガウ紡績	一〇	一〇	七	七	六六	〇	三	二九	二二
油脂紡績	一八	一八	三	一三	七〇	一五	三	二六	二六
交毛工業	四六六	四六六	二	二	一〇〇	四六	二	一五	一五
綿スフ織布	一〇〇	七五七	一〇〇	二二	七〇	二五	三〇	二二	二二
毛織布	一七二	一八九七	七五	六一九	八〇	二五	三〇	二二	二二
絹人絹織布	二一五	四八二	一六五	四八二	七七	五〇	四	二二	二二
麻織布	一七	一七	七	七	七六	一〇	七	二二	二二
燃系	四五六	七四〇	三五六	六六四	七六	一〇	二四	七〇	七〇
手工業	三四六二	三四六二	七〇	一五五七	〇	三六	一九	一六	一六
糸藍染	四三八	四三八	一〇〇	三〇六	七〇	三三	一一	二八	二八
織維維品	三四一	三四一	九〇	二三八	七〇	五二	一〇	二二	二二
絹糸組	三六九三	三六九三	九〇	二五八五	七〇	二九	一一	二二	二二
同	一三七	一三七	五〇	九五	七〇	八七	四	二二	二二
綿漁網	五〇	五〇	五〇	二五〇	五〇	四五	二五	六三	六三
製網製網	七八	七八	二	二	五一	五	五	二	二
製紙バルブ	九	九	二	二	七三	〇	〇	〇	〇
人絹バルブ	四五四	四五四	四九	四九	六二	〇	〇	〇	〇
製紙	二五四七五	二五四七五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	〇	〇	〇	〇
印刷	三〇四〇	三〇四〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	〇	〇	〇	〇
製本	七六四九四	七六四九四	六四四八	六四四八	一〇〇	〇	〇	〇	〇
合計	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇

備考一、工場数、要動未詳ニ付左ハ集計ヨリ除ク  
 麻織布、茅次織維製品製網製網、人絹バルブ製紙印刷、製本業

二、肩鉄化数量未詳ニ付印刷製本部門ハ之ヲ除ク  
 三、特用設備トシテ計上セシ、設備ラ出セル設備  
 特用スルヲ要スルヲ除キ利明セルモノミシテ集計ス

裏面白紙

産業整備ノ取扱ニ關スル件

一八、三〇 總務課

- 一、産業ノ全面的整備ヲ必至トスルモ諸般ノ情勢特ニ物資需給ノ狀況層資源回收ノ要請、非重點設備ノ戦力ヘノ轉換ノ緊要性等ヲ考慮シ差當リ左ノ各點ニ依リ整備方策ヲ樹立實施スルモノトス
- （一） 繊維工業部門ニ於テハ特ニ物資需給ノ狀況等事態放任ヲ許サザル業種ヨリ逐次具體方策ヲ樹立實施ス
- （二） 機械工業部門ニ於テハ特ニ戦力充實ノ方向ニ於テ協力工業ノ劃期的整備ヲ行フ
- （三） 特殊ノ業種ニ於テ現ニ企業ノ整備實施中ニシテ當面ノ事態ニ對處シ之ガ強化ノ要アルモノ及別個ノ見地ヨリ企業整備ノ要アルモノニ付テハ夫々ノ事情ニ應ジ必要ナル措置ヲ講ズ
- 二、前項整備ニ關聯スル施設又ハ設備ノ軍需轉用ノ計畫化ニ關シテハ別途必要ナル方途ヲ講ズルモノトス

- 三、第一項ニ掲グルモノ以外ノ業種ノ整備ニ關シテハ情勢ノ推移ニ應ジ逐次策案スル所ニ依ル
- 四、第一項整備ノ實施ニ伴ヒ必要ナル勞務對策及財政金融對策ハ全面的整備ニ移行シ得ル態勢ノ下ニ當面應急ノ措置ヲ講ズルモノトス

生産能力調査集計 (一八三、一八)

部門別	現在工場数	整備后工場数	廢業工場数	廢業設備換算數量	
				増	化
織維局關係	七六四九四	六四四八九	一二、〇〇五	二五九八一	三〇
化學局	一四一七五	八〇九二	六〇八三	二〇、九二四	一七〇〇
金屬局	四〇六四	二、四八一	一、五八三	三三、六四四	一、二〇五四
機械局	一七三二七	一、三三九	四八一	一三、四六九	三七五
燃料局	五四六	二四七	一七二	二、三四八	五六〇
物價局	二八三、八九四	二三六、二二九	四七、七六五	〇	〇
計	三九六、五〇〇	三二、四二六	七、二四二〇	三二八、〇九七	一、四七一九

(備考)

一、配給部門(御買及小賣)ヲ除ク  
 二、工場数ノ變動未詳ナルニ付工場数集計ヨリ除キタル部門左ノ如シ

- 1、織維局關係——麻織布、第二次織維製品、製綱製網、人絹  
 ハルフ、製紙、印刷及製本業
- 2、金屬局關係——電線、非鐵金屬壓延及炭素工業
- 3、燃料局關係——石炭製業
- 3、層製化學品未詳ナルニ付層製業計ヨリ除キタル部門左ノ如シ  
 印刷、製糖、電線、非鐵金屬壓延、炭素工業及石炭製業
- 四、専用設備ナシテコトニ計上セルハ設備ヲ供出セル當該産業部門内ニ於テ止ニ轉用スルヲ要スルコト假ノ判明セルモノトシテ集計ス

從業者調集計 (一八三、一八)

部門別	現在從業者數		整備後從業者數		不要トナルベキ從業者數	
	技術者	勞務者	技術者	勞務者	技術者	勞務者
纖維局關係	三、〇〇三	一、五〇一、五三三	三、八〇五	二、一〇一、八八四	七、五三三	四〇、八一〇三
化學局	二、九六六	四、八七、七三二	二、七二七	四、四九、六〇八	二、三八九	一、二八、一三三
金屬局	一、九五一	四、六三、六三五	一、八五〇	五、三三、九七三	一、三九七	二〇、六一二
機械局	七、四一七	一、三三九、四七五	六、八四七	一、一六〇、三二一	六九〇	二、五、一六
燃料局	一、六九〇	三、九三〇、六三	一、六三四	三、七八、一四九	六六八	一、四九、三五
物價局	七	二、八二、三三	五	二〇一、八八九	二	七九、三三三
計	一、六八九七	四、三六六、五八	一、五四、三〇〇	三、八一、五七四	一、二、六六八	五、八六、三三三

備考一、配給部門(御買及小賣)ヲ除ク

二、金屬局關係ニ於テ左ノ部門ハ從業者數變動未詳ニ付本集計ヨリ除ク但シ不要トナルベキ從業者ニハ其ノ推定ヲ計上シ

アリ普通鋼、鋁鋼、フエロアロイ、電線、非鐵金屬壓延、ニツケル、コバルト、アルミナ、水晶石、炭素工裝、ビツチコロクス、硫化鐵粉

機械局

從業者調

部門別	現在從業者數						整備後從業者數						不要トナル人從業者數					
	技術者			勞務者			技術者			勞務者			技術者			勞務者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
(11) 蒸氣罐	五		五	一六〇	一六五	一七二	九		九	一六〇	一六九	一七九						
(12) 蒸氣タービン	五		五	一四六	一五一	一五七	一		一	一四六	一四七	一五三						
(13) 内燃機関	三〇		三〇	一五三	一八三	二一三	〇		〇	一五三	一八三	二一三						
(14) 水車	五		五	一五八	一六三	一六八	一		一	一五八	一六三	一六八						
(15) 水壓鐵管	五		五	一六二	一六七	一七二				一六二	一六七	一七二						
(16) 水門	九		九	九	一〇	一〇	七		七	九	一〇	一〇						
(17) 鐵塔	九		九	九	一〇	一〇	八		八	九	一〇	一〇						
(18) 生産機械	一		一	一三	一四	一五				一三	一四	一五						
(19) 切削研磨用以外、 金屬工作機械				五	六	七				五	六	七						
(10) 運搬機	三		三	一七	二〇	二三	〇		〇	一七	二〇	二三						
(11) 汎用水力機	三		三	一五	一八	二一	〇		〇	一五	一八	二一						
(12) 汎用風力機	五		五	一七	二〇	二三	〇		〇	一七	二〇	二三						

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
(113) 空氣機械	三〇	〇	三〇	三三〇	一〇	三三三	三〇	〇	三〇	三三三	一〇	三三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
(114) 電氣機器	一	一	二〇	一	一	三〇	一	一	三〇	一	一	三〇	一	一	一	一	一	一
(115) 電氣通信機器	九三	三	九三	四〇	四〇	五〇	五〇	五〇	三〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
(116) 刀 子 才	四三	一	四三	九〇	六三	四三	三三	一	三三	三三	六三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
(117) 電氣計測機器及 工業計測機器	一	一	三〇	一	一	一	一	一	三〇	一	一	三〇	一	一	一	一	一	一
(118) 進推用蓄電池	一	一	三〇	一	一	一	一	一	三〇	一	一	三〇	一	一	一	一	一	一
(119) 蓄電池	一	一	三〇	一	一	一	一	一	三〇	一	一	三〇	一	一	一	一	一	一
(120) 機器用真空管	一	一	三〇	一	一	一	一	一	三〇	一	一	三〇	一	一	一	一	一	一
(121) 工作機械	四三	一五	四三	三〇	一	三〇	四三	一五	四三	三〇	一	三〇	四三	一五	四三	三〇	一	三〇
(122) 工 具	一三	六	一三	三〇	五三	四三	一三	六	一三	三〇	五三	四三	一三	六	一三	三〇	五三	四三
(123) 軸 受	三三	〇	三三	三三	五三	九三	三三	〇	三三	三三	五三	九三	三三	〇	三三	三三	五三	九三
(124) 精密機器	六三	六	六三	三〇	一	六三	六	六三	三〇	一	六三	六	六三	三〇	一	六三	六	六三
(125) 試 驗 機	三三	九	三三	一六	四	三三	九	三三	一六	四	三三	九	三三	一六	四	三三	九	三三
(126) 鐵道車輛	九三	一	九三	三三	三三	四三	九三	一	九三	三三	三三	四三	九三	一	九三	三三	三三	四三

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
27 鉄道車輛部分品	三〇	一	三〇	六二七三	三九一	三〇七四	三〇	一	三〇	六二七三	三九一	三〇七四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
28 産業用車輛	三六	一	三六	五二七五	三六五	四七九	三〇	一	三六	五二七五	三六五	四七九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
2 鉄道信號保安装置	六〇	一	六〇	六〇六三	一一六	九三九	六〇	一	六〇	六〇六三	一一六	九三九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
30 大型自動車	九元	五元	九元	九元〇六	三六九五	三三〇一	九元	五元	九元	九元〇六	三六九五	三三〇一	〇	〇	〇	〇	〇	〇
31 牽引自動車	二六五	一八〇	二六五	三九五九	三四	三九五九	二六五	一八〇	二六五	三九五九	三四	三九五九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
32 小型自動車	一八	一八	一八	一五七二	九一	六六三	九一	一八	一八	一五七二	九一	六六三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
33 電気自動車	四	一	四	九三三	一六	一〇四	四	一	四	九三三	一六	一〇四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
34 大型自動車部分品	三六	一	三六	三六七一	九〇六	四六七	三六	一	三六	三六七一	九〇六	四六七	〇	〇	〇	〇	〇	〇
35 小型自動車部分品	三六	一	三六	五三三九	五九	五九八	三六	一	三六	五三三九	五九	五九八	〇	〇	〇	〇	〇	〇
36 自動車車體	五四	一	五四	七二六八	四五三	六七一	五四	一	五四	七二六八	四五三	六七一	〇	〇	〇	〇	〇	〇
37 銑鉄鑄物	四三六	三	四三六	六〇四六	四〇四	三〇九	四三六	三	四三六	六〇四六	四〇四	三〇九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
38 農機具	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇
39 自轉車	六三	〇	六三	六六一	一五九	九四五	六三	〇	六三	六六一	一五九	九四五	〇	〇	〇	〇	〇	〇
40 度量衡計算器	六〇	〇	六〇	一〇七三	三〇五五	三七九	六〇	〇	六〇	一〇七三	三〇五五	三七九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
41 織縫機械	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
41 架線金物	七四		七四	一〇四二	二三三	一三五	七四		七四	一〇四三	二三三	一三七六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
42 可鍛鑄物	六三	一〇	六三	八三五	一五三四	九九九	六三	一〇	六三	八三五	一五三四	九九九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
43 鍛工品	一四九	〇	一四九	三三三	〇	三三三	一四九	〇	一四九	三三三	〇	三三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
44 時計	一〇七	一五	一〇七	一三五	一三五	一三五	一〇七	一五	一〇七	一三五	一三五	一三五	〇	〇	〇	〇	〇	〇
45 農科機械	〇	〇	〇	三六	三六	六四三	〇	〇	〇	二七〇	八〇	四五〇	〇	〇	〇	一五八	七七二	九三〇
46 消防水子	六	〇	六	一三	四四	一三四	六	〇	六	一三	四四	一三四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
47 事務機械	三三九	九	三三九	三三九	七五七	三三九	三三九	九	三三九	三三九	七五七	三三九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
48 ハルツツ	一〇四五	一七	一〇四五	一〇四五	九五	一〇四五	一〇四五	一七	一〇四五	一〇四五	九五	一〇四五	〇	〇	〇	〇	〇	〇
49 鏡	二五	五	二五	六四六	二七二	八三三	二五	五	二五	六四六	二七二	八三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
50 木子	九三	〇	九三	五五九	四三三	九三	九三	〇	九三	五五九	四三三	九三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
51 硝子機械	〇	〇	〇	四四	〇	四四	〇	〇	〇	三三七	〇	三三七	〇	〇	〇	〇	〇	〇
52 磁器機械	一	一	一五	一	一	一八	一	一	一	一	一	一	〇	〇	〇	一五七	〇	一五七
53 齒科機械	二	〇	二	一〇	七九	一〇	二	〇	二	一〇	七九	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
54 製材木機	二五	〇	二五	三三三	一	三三三	二五	〇	二五	三三三	一	三三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
55 土木機械	一	一	三	一	一	二七	一	一	三	一	一	二七	〇	〇	〇	〇	〇	〇
56 配線器具	三三	一	三三	三四	九八	三三	三三	一	三三	三四	九八	三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
57 理化学器具	三三	二	三三	三三	四二	三三	三三	二	三三	三三	四二	三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
58 齒車	六	〇	六	四七	〇	四七	六	〇	六	四七	〇	四七	〇	〇	〇	〇	〇	〇
59 木	三二	一	三二	五五	八四	六四	三二	一	三二	五五	八四	六四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
60 工作機械	一三	〇	一三	二〇	一八	一八	一三	〇	一三	二〇	一八	二〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

部門	現在従業者数						整備従業者数						不要士・少年従業者数					
	技術者		労務者		計		技術者		労務者		計		技術者		労務者		計	
	男	女	男	女			男	女	男	女			男	女	男	女		
61 機械刃物	二三	三	二〇四	一三三	三三	七三	一三	二	一〇四	三三	九	七三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
62 三三	一	一	二〇	一	一	五〇	一	一	七四	一	一	三〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
63 休業用具	二〇	〇	二〇	四九	四四	五三	一六	〇	一六	四〇	三〇	四〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
64 電球	一〇	一	一一	三三	三三	六六	一〇	一	一一	三三	四〇	六六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
65 乾電池	一四	一	一五	一七	一七	三三	一四	一	一五	一七	三三	六六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
66 照明器具	〇	一	一	六	六	一三	四	一	四	四	一三	六六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
67 器具	〇	〇	〇	五	三	八	四	〇	四	三	七	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
68 自働工	二〇	一	二一	三三	三三	六六	二〇	一	二一	三三	三三	六六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
69 銅合金鑄物	七	〇	七	一〇	一〇	二〇	一	〇	一	一〇	一〇	二〇	五	二	七	一〇	二〇	四〇
70 氣象測器	一	一	二	〇	〇	〇	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計			六六			三三			六六			三三			六六			三三

昭和十八年八月三日

内務省警保司 保安課  
松崎 事務官

警視廳特高第一課長  
同 情報課長 殿  
各廳府縣特高課長

秘

織物製造業ノ企業整備ニ關スル件

織物製造業ノ企業整備ニ付テハ過般閣議決定セル戦力増強企業整備  
基本要綱ニ依ルノ外別紙要綱ニ依リ之ガ整備ヲ實施スルコトニ決定

去ル七月二十九日附商工次官名ヲ以テ各都廳府縣長官宛通牒相成候  
所今後他ノ部門ニ關シテモ逐次整備ノ實施ヲ見ルニ至ルモノト豫想  
セラレ候條具體的整備ノ標本の意味ニ於テ要綱送付候ニ付テハ執務  
ノ參考ニ資セラレ度此段及連絡候也

裏面白紙

織物製造業整備要綱

方針

戦争、現段階ニ鑑ミ総合戦力増強ノ要請ニ對慮シ織物製造業ニ於ケル  
人的物的生産力ヲ堅ゲテ戦力化シ之ガ最大効率ヲ發揮セシムルヲ旨途  
トシ一方織物計畫生産數量確保ニ必要ナル最少限度ノ工場ニ生産ヲ集  
中シ生産工場ニ於ケル勞務資材等ノ有効利用ヲ圖ルト共ニ近キ將來、  
需給關係ノ變動ニ備ヘ必要最少限度ノ生産力ヲ別ニ保有シ他方之ニ依  
リ不要トナルベキ設備ノ簡化供出ヲ圖ルト共ニ勞務、工場施設等ノ軍  
需其ノ他重點部門ヘノ計畫的轉活用ヲ圖ルモノトス

要綱

第一 總則

- (一) 本要綱ニ依リ整備ノ對象ト爲スベキ業者ハ綿ス・フ織物業、絹人  
絹織物業及毛織物業、力織機ヲ有スル業者トスルコト  
手機、足踏織機ノ設備ニ付テハ要スレバ別ニ指示スル所ニ依リ諸  
種事情ヲ勘案、上地方官ニ於テ適切ナル標準業ノ指導斡旋ヲ爲ス  
コト
- (二) 各府縣ニ於ケル業種別設備能力ノ操業、保有、轉用又ハ廢止ノ比  
率並ニ供出スベキ層等ハ各別表ニ依ルコト
- (三) 地方長官ハ必要ニ應ジ都府縣企業整備委員會ニ業種別専門部會  
ヲ設置シ所要ノ事項ヲ諮問スルコト

(四) 本要綱ニ記載ナキ事項ニシテ必要ナル事項ハ各業種別ニ適テ指示スルコト

第二 操業工場ヘノ生産集中

(一) 綿ス・フ織物、絹人絹織物及毛織物ノ業種別ニ計費生産数量確保ニ必要ナル設備能力ニ相当スル工場ヲ操業工場トシ之ニ生産ヲ集中シ生産性ノ昂揚ヲ圖ルコト

(二) 地方長官ハ商工省ヨリ指示アリタル操業設備要數ノ範圍内ニ於テ管下工場ヨリ具體的ニ操業工場ヲ選定スルコト尙紡績業者ノ兼營スルモノニ付テハ商工省之ヲ決定シ地方長官ニ通知スルコト  
右選定ニ當リテハ地方長官ハ都廳府縣企業整備委員會專門部會ニ諮問シテ之ヲ爲スコト

(三) 操業工場ノ具體的選定方針ハ概ネ左ノ通りスルコト

(イ) 第四ニ依リ軍需其ノ他重點部門ヘ轉換利用セシムベキ工場ヲ豫定シ之ヲ除外スルコト

(ロ) 第五ニ依リ轉廢希望者及轉廢セシムベキモノヲ豫定シ之ヲ除外スルコト

(ハ) 右ニ依ル殘存工場中ヨリ左ノ事項ヲ考慮シ上操業工場ヲ選定スルコト

- 1、軍需、生産資材又ハ國民生活確保ノ爲特ニ必要ナル品種ノ生産ニ適スルコト
- 2、規模ノ大小ニ拘ラズ生産性ノ大ナルコト
- 3、勞力、動力、輸送其ノ他ノ立地條件優秀ナルコト

4、企業者ノ年齢、體力其ノ他ノ事情ニ依リ轉業困難ナルコト  
四陸海軍利用工場ニ付テモ檢討ヲ加ヘ相當程度發註ノ業中又ハ利用  
ノ轉換ヲ行ヒ整備ノ趣旨達成ニ努ムルコト之ガ爲要スレバ一定ノ  
猶豫期間ヲ置キ廢休止工場トスルモノトスルコト

第三 設備ノ保有

(一) 操業工場ニ於テ所定ノ生産力ヲ保持スルノ外空費其ノ他ノ災害  
來ノ需給關係ノ變動ニ備フルト共ニ他地域ヘノ移設ノ必要ヲ考慮  
シ各織物業種別ニ或程度ノ設備ヲ存置保有セシムルコト  
(二) 地方長官ハ商工省ヨリ指示アリタル保有設備廢止ノ範圍内ニ於テ  
都廳府縣企業整備委員會專門部會ニ諮問シテ工場ノ具體的選定ヲ  
爲スコト

右ノ選定ニ當リテハ第二ノ(一)ノ(ハ)ニ依ル殘存工場中操業工場ヲ除  
キタルモノヲ以テスルコト

(三) 保有工場ノ維持ハ原則トシテ業者又ハ業者團體ニ依リ之ヲ爲スモ  
ノトス尙要スレバ商工省ハ産業設備營團ヲシテ之ヲ買上ゲ保有セ  
シムル措置ヲ講ズルコトアルベキコト

第四 工場施設ノ算需其ノ他ノ重點部門ヘノ轉換利用

(一) 地方長官ハ管下重點工業ノ振興計畫ニ對應シ織布工場ニシテ轉換  
利用ニ適スルモノヲ選定シ之等ニ付可然轉換利用ノ指導斡旋ヲ爲  
スコト

右選定ニ當リテハ一應織延綿二百坪ヲ越ユルモノニシテ工作物ノ  
構造、立地條件等ヨリ見テ轉換利用可能ナルモノハ限シ時差限

裏面白紙

生産上絶對ニ操業工場トシテ確保スベキモノニ付テハ商工省ヨリ  
別途連絡ノ豫定ニシテ右ハ除外ノコトヲ選定シ右ニ依リ一方軍  
或ハ利用希望重點部門ノ意見ヲ徵スルト共ニ他方業者ノ意思ヲ徵  
シ彼此考慮ノ上具體的ニ決定スルコト尙延坪五百坪ヲ超ユル工  
場ニ付テハ可及的轉用セシムル方針ノ下ニ處理スベキモノ之ガ轉用  
ノ決定ハ中央ニ設置セラレタル轉用協議會ニ附議スルヲ要スルヲ  
以テ地方ニ於テ此等ニ付轉用内定セルトキハ選定ナク職工省ニ連  
絡シ指示ヲ受クルコト

(二) 右ノ轉換利用ニ當リテハ比較的大ナル工場ヲ中該トシ之ニ中小規  
模ノ織物工場ヲ若干從屬セシメ之ヲ一環トシテ重點産業ヲシテ利  
用セシムル様努ムルコト此ノ際可及的中小工業トシテノ實體ヲ其  
ノ備活用シ得ル如ク下請形態等適宜ナル方法ヲ採用スル様斡旋ス  
ルコト

#### 第五 轉廢業ノ指導及轉廢業者ニ對スル措置

(一) 今般ノ整備ニ當リテハ現存企業者ヲ以テ其ノ協有限會社、株式會  
社等ノ合同體ヲ組織シ之ニ依リ所謂不完全轉廢業ヲ爲サシムルガ  
如キ方法ヲ採ラズ現存企業者ニ付テ具體的個別的ニ轉廢業ヲ爲ス  
ベキモノヲ決定スルコト

(二) 轉廢業ヲ爲スベキモノノ選定ニ當リテハ轉廢業者ヨリ供出セラル  
ベキ層級量ヲ以テ所定ノ層級量ヲ滿タシ得ル様指示左ノ事情ヲ勘  
察シテ之ガ積極的指導ヲ爲スコト

(三) 業者ガ自發的ニ轉廢業ノ意志ヲ有スルコト

(ロ) 第四ニ掲グルガ如ク工場自體ガ軍需其、他ノ重點部門ヘ轉換容易ナルコト

(ハ) 工場設備、技術ノ劣悪ニシテ立地條件悪シキコト

(ニ) 企業者ノ年齢、體力其、他ノ事情ニ依リ轉業可能ナルコト

(ホ) 當該地方ニ於ケル産業ノ狀況ニ依リ他産業ヘ、轉業容易ナルコト

(イ) 轉廢業者ノ設備、權利其、他ノ資産ハ國民更生金庫ヨシテ營業權

ヲ加算シタル價額(過去三ケ年ノ平均純益ヲ一割ヲ以テ還元シタル額ヲ基準トシ之ヲ當該買上設備ノ國民更生金庫ノ買上評價基準ヲ參考トシテ適當調整シタル價額)ヲ以テ買上ゲシムルコト

(四) 企業合同前ノ企業者ニシテ既ニ有限會社、株式會社等ニ現物ヲ出

10

資シ合同ヲ爲シ居ルモノガ轉廢業ヲ爲サントスルトキハ其ノ者ガ  
業ニ出資シタル設備ノ賣戻、出資金ノ拂戻其、他原狀回復ニ必要  
ナル措置ヲ採ラシメ合同體ヨリ完全ニ離脱セシメタル上轉廢業者  
トシテ取扱フコト

(四) 轉廢業者ノ生活援護及轉業先ノ斡旋ニ付テハ特ニ深甚ナル考慮ヲ  
拂フコト

#### 第六 設備ノ供出

(一) 綿ス、フ織物製造業、絹人絹織物製造業及毛織物製造業ノ各業種  
ヨリ所定ノ屑鐵量ヲ供出セシムル爲操業設備及保有設備以外ノ設  
備ヲ廢棄セシムルコト

(二) 地方長官ハ商工省ヨリ割當アリタル屑鐵量ヲ管下織布業者ヨリ供

出セシムル爲廠棄スベキ設備ノ具體的選定ヲ爲ヌコト

(四) 廠棄設備ハ轉廠業者ノ設備ヲ以テ之ニ充當シ所定ノ數量ニ滿タザ

ルトキハ其ノ殘額ハ操業工場又ハ保有工場ヨリ操業設備又ハ保有

設備トシテ決定スベキ設備以外ノ老朽設備ヲ以テ之ニ充ツルコト

(四) 軍需其ノ他重點部門ヘ轉換利用ヲ爲ス工場ノ設備ハ工場ニ附帶ス

ル動力、配管、配線等ノ設備ヲ除クハ廠棄セシムル様指導スル

コト

(四) 前二號ニ依リ廠棄スベキ設備ノ中特ニ優秀ナル設備ハ之ヲ操業工

場又ハ保有工場ノ設備ト入替フル等適當措置スルコト

(六) 第五ノ(四)ニ依リ國民更生金庫ニ買上グベキ設備以外ノ設備ハ之ヲ

産業設備營團ニ對シ供出スルコト産業設備營團ハ買取代金ヲ綿ス

フ統制會、人絹統制會又ハ羊毛統制會ニ對シ委託支拂シ統制

各統制會ヨリ各供出者ニ交付スルコト

第七 殘存企業者ニ對スル措置

操業工場ヘノ生産ノ集中及保有工場ニ於ケル設備ノ保有ヲ容易ナ

ラシメ之ガ利益分配ノ裏付ヲ爲ス爲別途指示スル要領ニ依リテ

ル計算ヲ行フコト

裏面白紙

別表

織物製造業整備率及供出数量

業種別	整備率			供出数量
	操業	保有	常用又は廢業	
綿ス・フ織物製造業	%	%	%	地
絹人絹織物製造業	%	%	%	地
毛織物製造業	%	%	%	地

備考

- 1、本表中ニハ紡績業者ノ兼營スル織布工場關係及日本タオル工業組合關係分イ含マズ
- 2、日本タオル工業組合団体ノ整備率及供出数量ハ追テ通知ス

昭和十八年八月十七日

内務省警保局保安課

松崎事務官

警視廳特高第一課長  
各府縣特高課長 殿

綿糸・フ紡績及絹糸紡績業、整備要領  
送付、件

首題、件左記、通送付候條執務上、参考ニ致サレ度  
追而綿糸・フ紡績業關係ハ本月八日、絹糸業關係ハ同十二日付ヨ

以テ商工省ヨリ地方廳及關係統制會ニ夫々通牒有之候ニ付申添候

綿糸・フ紡績業整備要領

絹糸紡績業整備要領

（本要領ハ福島、群馬、埼玉、神奈川、静岡、愛知、岐阜、  
長野、富山、石川、京都、大阪、兵庫、岡山、大分、滋  
賀、關係府縣、ミニ送付ス）

裏面白紙

綿ス・フ紡績業整備要領

- 一、現有設備能力中約四割五分ヲ操業設備能力トシ別紙一記載ノ工場ヲ操業工場トシテ指定シ之ニ生産ヲ集中スルコト
- 二、現有設備能力中約二割九分ハ保有設備能力トシ空襲其ノ他ノ災害ヲ將來ノ需給關係ノ變動ニ備フルト共ニ他地域ヘノ移設ノ必要ヲ考慮シ各社ニ適宜分擔保有セシムルコト
- 三、現有設備能力中ヨリ操業及保有ノ設備能力ヲ控除シタル殘餘ノ能力ニ相當スル設備ハ之ヲ廢棄シ懸ゲテ産業設備管團ニ屑鐵トシテ供出セシムルコト此ノ屑鐵量ハ九〇〇〇屯トス
- 四、別紙二記載ノ工場ハ軍需其ノ他重點産業部門ニ轉換利用セシムルコトトシ別紙一及別紙二記載ノ工場以外ノ工場ニ付テハ保有設備ノ格納等ニ利用セシムルコト
- 五、本整備ハ概ネ本年九月中ニ整備手續ヲ完了スルコトヲ目途トシテ之ヲ實施スルコト

以上

別紙

(一)綿ス・フ紡績操業工場表

會社名	工場名	錠數
東洋紡	兵庫第一、第四	九一、四三二
	住大寺道	四一、四〇四
	西大寺	七六、六三二
	和歌山第一、第二	一〇一、六六四
	長野	四九、九八四
	高岡	四四、〇〇〇
	大阪第一、第二	六四、五八六
	洲本第三	五五、一三六
	計	五二〇、八三八
	富田	一三、九五六
	濱松	一二、五〇〇

裏面白紙

富士紡	大和紡	
小 鷲 山 大 分 第 一 豊 濱	出 雲 川 紀 伊 金澤第二、第三 福井第一、第二、第三 佐賀第一 計	高 田 井 垂 井 津 守 第 一 計
一五三三七六 一一七七六〇 四二六五六 四八七六〇	八二七六四 四八三六八 一〇〇八七六 一五八〇四〇 六八〇五三 四五八一〇一	一〇八二二八 九七九一五 四五五〇四 五六七八〇三

大日本紡		
貝 塚 尼 崎 關 原	小 松 島 淵 崎 川 之 石 三 本 松 赤 穂 二 見 第 一 今治第一、第二 神 崎 第 二 忠 岡 山 田	
一〇三二〇〇 七四九五九六 一五九三六〇	七四八八〇八 四九九一二 三六〇〇〇 四五四五六 二五二〇〇 四〇二二四 三六一二〇 五一九四四 六九八八八 六八〇一六 六一四八〇	

關島、朝日	日清、内外	
德島第二、第三 笠倉岡吉	高湖安戸富濱 計 岡東城崎山松	坂早觀 計 岡島寺
七六四六〇 二九〇四〇 五九九三六	三五七〇六四 二〇三八〇 七三九〇四 六〇九二八 一九一八四 四一、二三六	三四四九三二 三五二〇〇 三三三九六 六五一八四

倉敷紡	吳羽紡	
丸岡今北 龜山治條	坂井大吳入豐大 計 祝波門羽善科町	川之江第一 計
五、六六〇 三、六〇八 六、四四〇〇 六、三四八四	六、三四七〇八 四、四八〇〇 八、四〇〇〇 九、八七五二 八、二二〇〇 一、四八四〇〇 四、七二九六	三、九八五五二 三、六〇〇〇 一、二九二六〇 四、七二九六

〔F〕 スフ専紡織業工場表

會社名	工場名	錠數
新日本レイヨン	江津工場	五〇八九三
日本化成	岐阜工場	四五六七四
日本油脂	徳島工場	四六三八四
東洋レーヨン	愛媛工場	四〇六三二

(備考)

尙近江絹糸紡績株式會社ノ彦根工場ハスフ製造業ト一體關係ヲ保持スル場合ハ操業工場トス

日東紡	行	錠數
新潟第一、第二	行	四九五〇四
郡山第二、第三	佐津第一、第二	一〇九七六
福島	高知第一	六〇九二八
廣島	三瓶第一、第二	五四四一四
尾海	計	四四一、二五八
尾崎	計	四八〇、三一二四
計	計	三、四〇〇、三二〇
計	計	四、八〇三、一四〇

裏面白紙

別紙二 (一) 綿ス・フ紡績工場中工場轉用表

都府縣別	會社名	工場名	所在地	摘	要
宮城	倉敷紡	仙臺	仙臺市長町	陸、兵、本	萱場製作所ニ賣却
福島	日東紡	郡山第一	郡山市麓山町	陸	絹紡ニ轉換
栃木	吳羽紡	足利	足利郡山邊町	陸	中島飛行機ニ賣却(豫定)
群馬	福島紡	兩毛	桐生市三吉町	陸、航、本	第二精工會ニ賣却(豫定)
埼玉	東洋紡	栗橋	北葛飾郡栗橋町	陸、航、本	自營航空機部品製作
千葉	日清紡	川越	川越市脇田長井町	陸、兵、本	宿舍、陸、兵、本工場前 營(塗料)日化工業
千葉	吳羽紡	日本毛織中	市川市鬼高	陸、兵、本	毛紡績ニ轉換
東京	鐘淵紡	練馬	板橋區練馬南町	海、兵、航、本	鐘淵實業賃貸
東京	鐘淵紡	練馬	向島區隅田町	海、兵、航、本	鐘淵ダイヤル賃貸
東京	鐘淵紡	練馬	向島區隅田町	海、兵、航、本	鐘淵賃貸

都府縣別	會社名	工場名	所在地	摘	要
東京	東洋紡	王子	王子區王子町	陸、兵、本	陸、兵、本ニ賃貸
東京	大日本紡	東	荒川區南千住町	海、航、本	日立ノ協力工場
東京	日清紡	西新井	足立區築原町	陸、兵、本	自營(曙石綿ノ下請)
東京	中央紡	龜戸	城東區龜戸町	陸、被	陸、被ニ賃貸
東京	中央紡	大東紡龜戸	向島區吾嬬町	陸、航、本	東京無線電機ニ賣却
東京	中央紡	大東紡金町	向島區金町	陸	郡須アルミ(豫定)
神奈川	日東紡	西川紡績所	瀧野川區西川町	陸、航、本	計器ニ賣却
神奈川	富士瓦斯紡	保土ヶ谷	溝田區保土ヶ谷	海、航、本	北辰電機ニ賣却
新潟	吳羽紡	平塚	平塚市平塚	陸	海、航、本ニ轉換
新潟	吳羽紡	長岡	長岡市長岡	陸	津上安生(豫定)
福島	興亞紡	福島	福島市立入町	陸、航、本	日本國際航空工業ニ賣却
長野	鐘淵紡	上田	上田市大字子夜	陸	鐘淵通信工業(豫定)
岐阜	大日本紡	大垣(南)	大垣市青柳町	海、航、本	掛斐川電機ニ賃貸(豫定)

裏面白紙

大日本紡	富士瓦紡	吳羽紡	中央紡	中部紡	吳羽紡	鏡淵紡	靜岡	愛知
大垣	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	愛知	愛知	靜岡	愛知
大垣市林町	岐阜市加納水野町	大垣市笠縫町	羽島郡柳津村	安八郡神戸町	靜岡市東若松町	濱名郡新居町	靜岡市長沼	濱名郡鷺津町
陸、兵、本	陸、航、本	陸、航、本	海、航、本	陸、海	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本
住友通信機工業=賣却	川崎重工業ノ下請工場	大日本工業ト共同經營	豐田自動車=現物出資 (豫定)	岡本工業ト協力	鏡實=貸貸(豫定)	中島飛行機=賣却	東京航空計器=現物出資 (豫定)	中島飛行機=賣却

東洋紡	大日本紡	富士瓦紡	吳羽紡	日清紡	中央紡	愛知
名古屋	大宮	名古屋	千種	針崎	刈谷	名古屋
名古屋市中區正木町	一宮市八幡通五丁目	一宮市本通町一丁目	豐橋市大清水町	名古屋千種區高島	額田郡幸田村	岡崎市針崎町
陸、海、鐵、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本
東洋合成化工=賣却 (豫定)	川崎航空機=賣却	三菱重工業=賣却 (豫定)	特殊輕合金製造(豫定)	三菱發動機=賣却	東洋通信機=現物出資 陸、兵、本=賣却	大日本兵器=賣却

裏面白紙

三重	福島紡	大府紡本社	知多郡大府町	海、航、本	中島飛行機ト協力
	辻紡今村	碧海郡安城町	陸(豫定)		日本特殊陶業ト協力(豫定)
	日東紡名古屋	名古屋市中川区八熊町	陸、航、本		安立電機ニ賣却
	興亞紡熱田	昭和區熱田	海、航、本		中島飛行機賣却
	中部紡古知野	東町丹羽郡古知野町	陸		三鷹航空(豫定)
	近藤紡績所	名古屋市南區呼聲町	陸、航、本		住友電氣ニ現物出資
	愛知紡岩倉	丹羽郡岩倉町	陸、兵、本		名古屋蠟子ニ賣却
	杉野紡績所	名古屋市西區光音寺町	陸、航、本		神戸製鋼所ニ賣却
	森林紡稻澤	中島郡稻澤町	陸、航、本		三鷹航空ニ賣却
	帝國燃絲	名古屋市西區上名古屋町	海、航、本		三菱重工業協力(豫定)
	鐘淵紡松坂	松坂市作町	陸、航、本		國際航空ニ賣却
	東洋紡津	津市大字津興	海、航、本		中央工業ニ現物出資
	宮川	廣會郡御園村	海、航、本		橫濱ゴムニ賣却
	桑名	桑名市大字三ノ丸	海、航、本		日吉製作所ニ賣却

滋賀	東洋紡	四日市	四日市濱町	陸	麻紡績ニ轉換
京都	大日本紡	津	津市上濱町	海、航、本	譽工業ニ賣却
	興亞紡垣鼻	垣鼻	松坂市垣鼻町	陸	中島飛行機
	中部紡	大口	大字大口字新地	陸、航、本	住友金屬
	大和紡	平田紡富洲原	三重郡富洲原町	陸、海未定	中島飛行機ニ賣却(豫定)
	朝日紡	大津	大津市所本町	陸、航、本	山添發條ニ賣却
	鐘淵紡上京	彦根	彦根市外町	海、航、本	近江航空ニ讓渡
	東洋紡伏見	伏見區撞木町	陸、航、本		國際航空ニ賣却
	大和紡	舞鶴第二	舞鶴市加古根阿田村	海、航、本	カタン糸製造ニ轉換
	福島紡	辻紡京都	中京區王生花井町	陸、航、本	三菱航空機協力工場
	鐘淵紡	中島	東淀川區柴島町	陸、兵、本	島津製作所ニ賣却
大阪	東洋紡	天滿	北區池田町	陸、被	大造貨貸
					自營毛染色軍被服裁斷

裏面白紙

東洋紡	三軒家	春木	西成	住吉	梅井	春木	平野	岸和田第一	岸和田第二	津守第二	大和紡
三津屋	見	木	成	吉	井	木	野	第一	第二	第二	紡士
此花園貫島大通	泉南郡田尻村	泉北郡春木町	西淀川區傳法町	西成區粉濱本町	泉南郡梅井町	春木町	住吉區平野町	岸和田市北町	下野町	西成區津守町	東淀川區三津屋新町
陸、兵、本	海、艦、本				陸、航、本	陸、航、本	陸、被	海及海務院	海、航、本	陸、航、本	陸、航、本
東洋重工業ニ賣却	三菱電機ニ賣却	東洋製鋼ニ現物出資			長谷川鐵工所(豫定)	海、艦、本ニ賣却	梅井化學工業	東亞金屬ニ賣却	陸、大阪被服支廠ニ賣却	工場海、艦、本	附屬建物海務院賣却
					若山鐵工所ニ賣却	麻紡績ニ轉換	日本國際航空ニ賣却				

瓦新紡士	倉羽紡	倉敷紡	日東紡	關島紡	中部紡	中央紡	朝日紡
三津屋	八尾	大和川	寺田紡大阪	岡田	小津武林	北泉	三國
西淀川區大和田町	中河内郡龍華町	堺市七道西町	泉南郡貝塚町津田	西信達村岡田	西淀川區野里町	泉北郡大津町	吹田市大字榎町
陸、航、本		陸、航、本	陸、航、本	海、航、本	海、航、本	陸、航、本	
日本アルミニウムニ賣却	住友金屬ニ賣却	カタン糸工場ニ轉換	川崎航空機ニ賣却	陸、兵、本ニ賣却	日本アルミニウムニ賣却	特殊工作所ニ賣却	寺田產業(豫定)
					川崎重工業ニ賣却	日本輪業ゴムニ賣却(豫定)	大阪アルミニウムニ賣却
							大阪金剛ト協力

裏面白紙





スフ専紡工場中轉用工場表

都府縣別	會社名	工場名	所在地	備
群馬	日本レイヨン	前橋	前橋市岩神町	陸航本 中島飛行機へ賣却
静岡	日本レイヨウ	島田	静岡縣志太郡島田町	網紡へ轉換
石川	日本レイヨウ	大聖寺	石川縣江沼郡南郷村	全右
福井	酒伊織維	小濱	福井縣遠敷郡小濱町	芝浦製作所へ賣却(豫定)
愛知	東洋紡織	知立	愛知縣碧海郡知立町	陸航本 中島航空金屬へ賣却
岐阜	豐田光棉	大府	知多郡大府町	陸航本 豐田自動織機へ賣却
岐阜	帝國織維	大垣	大垣市藤江町	麻紡へ轉換
滋賀	日盛化學工業	大津	大津市膳所栗津町	住友通信工業へ賣却(豫定)
大阪	東洋レーヨウ	瀬田	滋賀縣栗太郡瀬田町	海航本 三井精糖へ賣却
大阪	近江絹糸	和泉	大阪府泉北郡和泉町	海航本 榎本光學ト共同經營(豫定)
兵庫	關西レーヨウ	武庫川	兵庫縣武庫郡大庄村西大島	大日本輕合金會社へ賣却(豫定)
岡山	帝國織維	玉島	岡山縣淺口郡玉島町	海航本 三菱重工業ノ委任經營(豫定)

裏面白紙



室復

綿ス・フ紡績業整備要領

一、現有設備能力中約四割五分ヲ操業設備能力トシ別紙一記載ノ工場ヲ換業工場トシテ指定シ之ニ生産ヲ集中スルコト

二、現有設備能力中約二割九分ハ保有設備能力トシ空襲其ノ他ノ災害、將來ノ需給關係ノ變動ニ備フルト共ニ他地域ヘノ移設ノ必要ヲ考慮シ各社ニ適宜分擔保有セシムルコト

三、現有設備能力中ヨリ操業及保有ノ設備能力ヲ控除シタル殘餘ノ能力ニ相當スル設備ハ之ヲ廢棄シ疑グテ産業設備管團ニ屑鐵トシテ供出セシムルコト此ノ屑鐵量ハ九〇〇〇屯トス

四、別紙二記載ノ工場ハ軍需其ノ他重點産業部門ニ轉換利用セシムルコトトシ別紙一及別紙二記載ノ工場以外ノ工場ニ付テハ保有設備ノ格納等ニ利用セシムルコト

五、本整備ハ概ネ本年九月中ニ整備手續ヲ完了スルコトヲ目標トシテ之ヲ實施スルコト

以上

別紙

(一)綿ス・フ紡績操業工場表

會社名	工場名	錠數
東洋紡	兵庫第一、第四	九一、四三二
	住道	四一、四〇四
	西大寺	七六、六三二
	和歌山第一、第二	一〇一、六六四
	長野	四九、九八四
	高岡	四四、〇〇〇
	大阪第一、第二	六四、五八六
	洲本第三	五五、一三六
	計	五二四、八三八
	富田	一三、九五六
	濱松	一五、五〇〇

裏面白紙

大日本紡	
山田	六、四八〇
忠岡	六八〇一六
神崎第二	六九八八八
今治第一、第二	五一、九四四
二見第一	三六一二〇
赤穂	四〇、二二四
三本松	二五、二〇〇
川之石	四、五四五六
淵崎	三六、〇〇〇
小松島	四、九九一二
計	七、四八八〇八
貝塚	一、五九三六〇
尼崎	七、四、五九六
關ヶ原	一〇、三、二〇〇

大和紡	
高田	一〇、八、二二八
垂井	九、七、九一五
津守第一	四、五、五〇四
計	五、六、七、八〇三
出雲	八、二、七、六四
紀伊	四、八、三、六八
金澤第二、第三	一〇、〇、八、七六
福井第一、第二、第三	一、五、八、〇、四〇
佐賀第一	六、八、〇、五三
計	四、五、八、一〇一
小津山	一、五、三、三、七六
鷺津	一、一、七、七、六〇
大分第一	四、三、六、五、六
豊後	四、八、七、六〇

裏面白紙

日清、内外	日清、内外	日清、内外
観音寺 早島 坂田	濱松 富山 戸崎 安城 湖東 高岡	倉吉 笠岡 徳島第二、第三
六五一八四 三三三九六 三五二〇〇 三四四九三二	一四二四三二 四一、二三六 一九一八四 六〇九二八 七三九〇四 二〇三八〇 三五七〇六四	五九九三六 二九〇四〇 七六四六〇

呉羽紡	呉羽紡	呉羽紡
大町 豊科 入善 呉羽 大井 坂井	北條 今治 丸龜	川之江第一
一二九二六〇 四七二九六 一四八四〇〇 八三二〇〇 九八七五二 八四〇〇〇 四四八〇〇 六三四七〇八	六三四八四 六四四〇〇 三三六〇八 五一六六〇	三六〇〇〇 三九八五五二

裏面白紙

円 スフ専紡業工場表

會社名	工場名	録數
新日本レイヨン	江津工場	五〇八九三
日本化成	岐阜工場	四五六七四
日本油脂	徳島工場	四六三八四
東洋レーヨン	愛媛工場	四〇六三二

(備考)

御近江絹糸紡績株式會社、彦根工場ハスヲ製造業ト一體關係  
ヲ保持スル場合ハ操業工場トス

東紡	行	總計
新鴻第一、第二	徳津第一、第二	四九五〇四
新山第二、第三	高知第一	一一〇九七六
新山第三	三瓶第一、第二	六〇九二八
新山第一	三瓶第一	五四四一四
新山第二	三瓶第二	四四一、二五八
新山第三	三瓶第三	四四一、二五八
新山第四	三瓶第四	四四一、二五八
新山第五	三瓶第五	四四一、二五八
新山第六	三瓶第六	四四一、二五八
新山第七	三瓶第七	四四一、二五八
新山第八	三瓶第八	四四一、二五八
新山第九	三瓶第九	四四一、二五八
新山第十	三瓶第十	四四一、二五八
新山第十一	三瓶第十一	四四一、二五八
新山第十二	三瓶第十二	四四一、二五八
新山第十三	三瓶第十三	四四一、二五八
新山第十四	三瓶第十四	四四一、二五八
新山第十五	三瓶第十五	四四一、二五八
新山第十六	三瓶第十六	四四一、二五八
新山第十七	三瓶第十七	四四一、二五八
新山第十八	三瓶第十八	四四一、二五八
新山第十九	三瓶第十九	四四一、二五八
新山第二十	三瓶第二十	四四一、二五八
新山第二十一	三瓶第二十一	四四一、二五八
新山第二十二	三瓶第二十二	四四一、二五八
新山第二十三	三瓶第二十三	四四一、二五八
新山第二十四	三瓶第二十四	四四一、二五八
新山第二十五	三瓶第二十五	四四一、二五八
新山第二十六	三瓶第二十六	四四一、二五八
新山第二十七	三瓶第二十七	四四一、二五八
新山第二十八	三瓶第二十八	四四一、二五八
新山第二十九	三瓶第二十九	四四一、二五八
新山第三十	三瓶第三十	四四一、二五八
新山第三十一	三瓶第三十一	四四一、二五八
新山第三十二	三瓶第三十二	四四一、二五八
新山第三十三	三瓶第三十三	四四一、二五八
新山第三十四	三瓶第三十四	四四一、二五八
新山第三十五	三瓶第三十五	四四一、二五八
新山第三十六	三瓶第三十六	四四一、二五八
新山第三十七	三瓶第三十七	四四一、二五八
新山第三十八	三瓶第三十八	四四一、二五八
新山第三十九	三瓶第三十九	四四一、二五八
新山第四十	三瓶第四十	四四一、二五八
新山第四十一	三瓶第四十一	四四一、二五八
新山第四十二	三瓶第四十二	四四一、二五八
新山第四十三	三瓶第四十三	四四一、二五八
新山第四十四	三瓶第四十四	四四一、二五八
新山第四十五	三瓶第四十五	四四一、二五八
新山第四十六	三瓶第四十六	四四一、二五八
新山第四十七	三瓶第四十七	四四一、二五八
新山第四十八	三瓶第四十八	四四一、二五八
新山第四十九	三瓶第四十九	四四一、二五八
新山第五十	三瓶第五十	四四一、二五八
新山第五十一	三瓶第五十一	四四一、二五八
新山第五十二	三瓶第五十二	四四一、二五八
新山第五十三	三瓶第五十三	四四一、二五八
新山第五十四	三瓶第五十四	四四一、二五八
新山第五十五	三瓶第五十五	四四一、二五八
新山第五十六	三瓶第五十六	四四一、二五八
新山第五十七	三瓶第五十七	四四一、二五八
新山第五十八	三瓶第五十八	四四一、二五八
新山第五十九	三瓶第五十九	四四一、二五八
新山第六十	三瓶第六十	四四一、二五八
新山第六十一	三瓶第六十一	四四一、二五八
新山第六十二	三瓶第六十二	四四一、二五八
新山第六十三	三瓶第六十三	四四一、二五八
新山第六十四	三瓶第六十四	四四一、二五八
新山第六十五	三瓶第六十五	四四一、二五八
新山第六十六	三瓶第六十六	四四一、二五八
新山第六十七	三瓶第六十七	四四一、二五八
新山第六十八	三瓶第六十八	四四一、二五八
新山第六十九	三瓶第六十九	四四一、二五八
新山第七十	三瓶第七十	四四一、二五八
新山第七十一	三瓶第七十一	四四一、二五八
新山第七十二	三瓶第七十二	四四一、二五八
新山第七十三	三瓶第七十三	四四一、二五八
新山第七十四	三瓶第七十四	四四一、二五八
新山第七十五	三瓶第七十五	四四一、二五八
新山第七十六	三瓶第七十六	四四一、二五八
新山第七十七	三瓶第七十七	四四一、二五八
新山第七十八	三瓶第七十八	四四一、二五八
新山第七十九	三瓶第七十九	四四一、二五八
新山第八十	三瓶第八十	四四一、二五八
新山第八十一	三瓶第八十一	四四一、二五八
新山第八十二	三瓶第八十二	四四一、二五八
新山第八十三	三瓶第八十三	四四一、二五八
新山第八十四	三瓶第八十四	四四一、二五八
新山第八十五	三瓶第八十五	四四一、二五八
新山第八十六	三瓶第八十六	四四一、二五八
新山第八十七	三瓶第八十七	四四一、二五八
新山第八十八	三瓶第八十八	四四一、二五八
新山第八十九	三瓶第八十九	四四一、二五八
新山第九十	三瓶第九十	四四一、二五八
新山第九十一	三瓶第九十一	四四一、二五八
新山第九十二	三瓶第九十二	四四一、二五八
新山第九十三	三瓶第九十三	四四一、二五八
新山第九十四	三瓶第九十四	四四一、二五八
新山第九十五	三瓶第九十五	四四一、二五八
新山第九十六	三瓶第九十六	四四一、二五八
新山第九十七	三瓶第九十七	四四一、二五八
新山第九十八	三瓶第九十八	四四一、二五八
新山第九十九	三瓶第九十九	四四一、二五八
新山第一百	三瓶第一百	四四一、二五八

裏面白紙

別紙二 (一) 綿ス・フ紡績工場中工場轉用表

縣都府別	會社名	工場名	所在地	摘	要
宮城	倉敷紡	仙臺	仙臺市長町	陸、兵、本	萱場製作所ニ賣却
福島	日東紡	郡山第一	郡山市麓山町	陸	絹紡ニ轉換
栃木	吳羽紡	足利紡	足利郡山邊町	陸	中島飛行機ニ賣却(豫定)
群馬	福島紡	兩毛	桐生市三吉町	陸、航、本	第二精工舎ニ賣却(豫定)
埼玉	東洋紡	栗橋	北葛飾郡栗橋町	陸、航、本	自營航空機部品製作
千葉	日清紡	川越	川越市脇田長井町	陸、兵、本	宿舍、陸、兵、本工場自營(塗料)日化工業
千葉	吳羽紡	日本毛織中	市川市鬼高	陸、兵、本	毛紡績ニ轉換
東京	鐘淵紡	練馬	板橋區練馬南町	海、陸、航、本	鐘淵實業貸貸
東京	鐘淵紡	練馬	向島區隅田町	海、陸、航、本	鐘淵ダイヤル賃貸
東京	鐘淵紡	練馬	向島區隅田町	海、陸、航、本	鐘淵賃貸

縣都府別	會社名	工場名	所在地	摘	要
東京	東洋紡	王子	王子區王子町	陸、兵、本	陸、兵、本ニ賣却
東京	大日本紡	東京	荒川區南千住町	海、航、本	日立ノ協力工場
東京	日清紡	西新井	足立區栗原町	陸、兵、本	自營(曙石綿)ノ下請
東京	中央紡	龜戸	城東區龜戸町	陸、被	陸、被ニ賣却
東京	中央紡	大東紡龜戸	向島區吾嬬町	陸、航、本	東京無線電機ニ賣却
東京	中央紡	大東紡金町	向島區金町	陸	那須アルミ(豫定)
神奈川	日東紡	西川紡績所	瀧野川區田端町	陸、航、本	田中計器ニ賣却
神奈川	富士瓦斯紡	保土ヶ谷	廣瀬市保土ヶ谷區	陸、航、本	北辰電機ニ賣却
新潟	吳羽紡	長岡	長岡市新馬場	陸	海、航、本ニ賣却
新潟	吳羽紡	長岡	長岡市新馬場	陸	津上安宅(豫定)
福島	興亞紡	福島	福島市立本口	陸、航、本	日本國際航空工業ニ賣却
長野	鐘淵紡	上田	上田市大字子敷字	陸、航、本	鐘淵賃貸、鐘淵通信三
岐阜	大日本紡	大垣(南)	大垣市青柳町	海、航、本	排斐川電機ニ賣却(豫定)

裏面白紙

大日本紡	富士紡	吳羽紡	中央紡	中部紡	鏡淵紡	吳羽紡	中部紡	愛知東洋紡
大垣市	岐阜市	岐阜市	岐阜市	岐阜市	新居町	三光紡	尾張	瑞穂
大垣市林町	岐阜市加納水野町	大垣市笠縫町	羽島郡柳津村	安八郡神戶町	靜岡市東若松町	濱名郡新居町	濱名郡新居町	濱名郡鷺津町
陸、兵、本	陸、航、本	陸、航、本	海、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本
住友通信機工業=賣却	川崎重工業ノ下請工場	大日本工業ト共同經營	豐田自動車=現物出資 (豫定)	岡本工業ト協力	鏡實=貸貸(豫定)	中島飛行機=賣却	東京航空計器=現物出 (豫定)	中島飛行機=賣却

東洋紡	大日本紡	富士紡	吳羽紡	日清紡	中央紡	中央紡	中央紡	中央紡
名古屋	大高	名古屋	千種	幸田	針崎	名古屋	刈谷	刈谷
名古屋市中區正木町	一宮市八幡通五丁目	一宮市本通町一丁目	西春井郡西代根島町	豐橋市大清水町	名古屋千種區高見	額田郡幸田村	岡崎市針崎町	名古屋市南區豊田町
陸、海、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本
東洋合成化工=賣却 (豫定)	川崎航空機=賣却	三菱重工業=賣却 (豫定)	特殊輕合金製造(豫定)	三菱發動機=賣却	東洋通信機=現物出資	陸、兵、本	大日本兵器=賣却	三菱航空ノ協力工場

裏面白紙

三 重	東洋紡	鐘淵紡	東洋紡	中部紡	興亞紡	日東紡	福島紡
桑名	宮川	津	松坂	帝國燃絲	森林紡績所	杉野紡績所	愛知紡績所
桑名市大字三ノ丸	廣會郡御園村	津市大字津興	松坂市作町	名古屋市西區上名古屋町	中島郡稻澤町寺町	名古屋市西區光音寺町	丹羽郡岩倉町
海、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本
日吉製作所ニ賣却	橫濱ゴムニ賣却	中央工業ニ現物出資	國際航空ニ賃貸	三菱重工業協力(豫定)	三鷹航空ニ賣却	名古屋螺子ニ賣却	神戶製鋸所ニ賣却
						住友電氣ニ現物出資	三鷹航空(豫定)
						中島飛行機賣却	安立電機ニ賣却
						日本特殊陶業ト協力(豫定)	中島飛行機ト協力

大 阪	東洋紡	鐘淵紡	東洋紡	大和紡	朝日紡	鐘淵紡	京都	滋 賀	中部紡	興亞紡	大日本紡	東洋紡
天満	鐘淵紡	福島紡	大和紡	東洋紡	鐘淵紡	朝日紡	大和紡	大和紡	中部紡	興亞紡	大日本紡	東洋紡
北區池田町	東淀川區柴島町	中京區王生花井町	舞鶴市加古郡阿田村	伏見區撞木町	有京區東竹谷町	彦根市外町	大津市所本町	三重郡富洲原町	大字大口字新地	松坂市垣鼻町	津市上濱町	宇治山田市大字船江町
陸、被	陸、兵、本	陸、航、本	海、航、本	陸、航、本	海、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	陸、航、本	海、航、本	陸
自營毛染色軍被服裁斷	大造賃貸	島津製作所ニ賣却	三菱航空機協力工場	カタン糸製造ニ轉換	國際航空ニ賃貸	近江航空ニ讓渡	國際航空ニ賃貸	三鷹航空機ニ賃貸(豫定)	山添發條ニ賣却	中島飛行機ニ賃貸	住友金屬	麻紡績ニ轉換

裏面白紙

東洋紡	三軒家	澤	言	見	此花区四貫島大通	陸、兵、本	東洋重工業ニ賣却
大日本紡	春木	住吉	西成	西成區粉濱本町	泉南郡樟井町	陸、航、本	三菱電機ニ賣却
大和紡	岸和田第一	岸和田第二	津守第二	西成區津守町	泉北郡濱寺町	海、航、本	東洋製鋼ニ現物出資
	平野	住吉區平野町				陸、航、本	長谷川鐵工所(豫定)
	岸和田第一	岸和田第二				海、航、本	海、艦、本ニ賃貸
	岸和田第一	岸和田第二				陸、航、本	樟井化學工業
	岸和田第一	岸和田第二				陸、航、本	東亜金屬ニ賣却
	岸和田第一	岸和田第二				陸、航、本	陸、大阪被服支廠ニ賃貸
	岸和田第一	岸和田第二				海、航、本	工場海、艦、本
	岸和田第一	岸和田第二				海、航、本	附屬建物海務院賣却
	岸和田第一	岸和田第二				海、航、本	若山鐵工所ニ賣却
	岸和田第一	岸和田第二				陸、航、本	麻紡績ニ轉換
	岸和田第一	岸和田第二				陸、航、本	日本國際航空ニ賣却

瓦新紡士	三津屋	東淀川區三津屋新町	陸、航、本	日本アルミニウムニ賣却
倉羽紡	八尾	中河内郡龍華町	陸、航、本	海、航、本ニ讓渡
倉敷紡	大和川	堺市七道西町	陸、航、本	住友金屬ニ賣却
日東紡	寺田紡大阪	泉南郡貝塚町津田	陸、航、本	カタン糸工場ニ轉換
中部紡	小津武林	西淀川區野里町	陸、航、本	川崎航空機ニ賣却
中央紡	北泉	泉北郡大津町	陸、航、本	陸、兵、本ニ賃貸
朝日紡	三國	吹田市大字榎町	陸、航、本	日本アルミニウムニ賣却
			陸、航、本	特殊工作所ニ賃貸
			陸、航、本	寺田産業(豫定)
			陸、航、本	川崎重工業ニ賣却
			陸、航、本	日本輪業ニ賣却(豫定)
			陸、航、本	大阪アルミニウムニ賣却
			陸、航、本	大阪金屬ト協力

裏面白紙





四 スフ専紡工場中轉用工場表

都府縣別	社名	工場名	所在地	備要
群馬	日本レイヨン	前橋	前橋市岩神町	陸航本 中島飛行機へ賣却
静岡	日本レイヨロ	島田	静岡縣志太郡島田町	絹紡へ轉換
石川	日本レイヨロ	大聖寺	石川縣江沼郡南郷村	全 右
福井	酒伊織維	小濱	福井縣速岐郡小濱町	芝浦製作所へ賣却(豫定)
愛知	東洋紡織	知立	愛知縣碧海郡知立町	陸航本 中島航空金屬へ賣却
	豊田光棉	大府	知多郡大府町	陸兵本 豊田自動織機へ賣却
岐阜	帝國織維	大垣	大垣市藤江町	麻紡へ轉換
滋賀	日窒化學工業	大津	大津市膳所栗津町	住友通信工業へ賣却(豫定)
	東洋レイヨロ	瀬田	滋賀縣栗太郡瀬田町	海航本 三井精機へ賣却
大阪	近江絹糸	和泉	大阪府泉北郡和泉町	海航本 榎本光學ト共同經營(豫定)
兵庫	關西レイヨロ	武庫川	兵庫縣武庫郡大庄村西大島	大日本輕合金會社へ賣却(豫定)
岡山	帝國織維	玉島	岡山縣瀬口郡玉島町	海航本 三菱重工業ノ委任經營(豫定)

裏面白紙

官報第一二三一號  
昭和十八年十二月十三日



電力増強事業準備状況

昭和十八年六月一日閣議決定ヲ見タル電力増強事業準備第一、第三工場の建設部門中、建設費概算工費企業準備状況ニ付テハ本年八月十九日及九月十四日既報ノ建設費概算及第三工場建設部門中ノ中央及地方ヨリ整備費作進費又ハ示起リリタル準備ノ整備状況ハ目下ノ各府省會、組合及関係者夫々設備計費實施中ニシテ具内整備完了セル準備ハ甚メテ僅少ニシテ他ハ整備完了ラザルモノ、力加整備状況ノ大體概観ニ據リシツ、ルモノハ、  
 第一工場停止工場の決定ニ苦慮スルモノノ工費設備ノ買上準備進捗ニ不足セサルモノアリテ整備費概算ナル、トナスモノ等、  
 第二工場停止工場の決定ニシテ之方期向注意中ナルカ各府省會整備費準備状況並見起ノ整備状況ノ進捗ナリ

事業名	準備目録	準備状況	備考
第一工場	十八年八月二十三日發原 第一次設備 金額六千工費中截止工 費八百五十工費	本事業ノ第一次企業準備ハ完了期タル八月ノ見ズシテ更ニ本年十月ノ第二次整備費手付ナルニ至レルニ依リ整備停止工費未ダ決定ラズ整備費四十萬圓中決ニ決定シタルハ六萬圓ノ状況ナリ、尚三千ノ整備工費ニ付テ四百ノ組合費ヲ繰越スル決定ノ處目下繰越サレタルハ三百三十五アリ	建設停止ノ後、 見ルモノトシテ、 ルモノトシテ、 三月迄トシテ、 届レル
第二工場	五千五百五十工費中 採掘三、〇〇〇工費 截止二、一五〇工費 周化 第一次一、二〇〇 第二次一、四〇〇		

裏面白紙

種別	業道	業道	種別	業道
<p>全商工二 三三七 二二二 六六六</p>	<p>十八年八月十六日 十二日十五 七証台同五 八日本館管 海軍化 林式 老館管 後察</p>	<p>休有 一 原止 七 稼働設備 向一 九</p>	<p>十八年八月十六日 全商十七 九</p>	<p>十八年八月十日 全商業者三百餘 百七十二 百八十三 六十六 八</p>
<p>式會 清</p>	<p>本年十月末 廣重部万 府月ラ受ク 三</p>	<p>ノ工 モ小 ザル ナシ</p>	<p>日 取 運 ム</p>	<p>用 物 保 物 移 既 ル 取 居 運 ム</p>
<p>目下平穩ニ 備完了ナル</p>	<p>十八年十二月 完了ノ ナ ル ア 同 ベ</p>	<p>シ ニ ト</p>	<p>日 取 運 ム</p>	<p>レ 中 ノ リ 体 足 ニ ト</p>

裏面白紙



印	湖	英	印	礦	造	業	業	ル一タ	業	業	業
<p>十八年十月三十日 鐵道 全額一萬六千工場の 二百坪以上三百工場の 操業九千五百名 内直製六十六工場 労働者約八 九百名 産額約換 幣六千五百名 空船回収見込 約一萬八千噸 約九千噸</p>	<p>十八年十月十四日 鐵道 全額五十一工場 停止 十二工場 一部停止九工場</p>	<p>此止工場ノ金馬同收ニ對ス ル甲古ハ完テ完了シタル模 倣ニシテ本年八月頃ヨリ勞 働員ノ疎散修繕意欲ヲ廢 シ一萬二千名無成ニ一 國内行動ヲナシ得ルニ至レ リ尚殘ハ東京管内ノ繁華中 尚不平ヲ語ルモノアリ共 計ニ考慮ヲ請ハレツ、アリ テ未タ共助金及設備員上泰 準々明示ナキ狀況ナリ</p>	<p>昭和十九年一月三 十一日迄万端 ニ完了ノ見込トサ レ居レリ</p>	<p>十八年十月二十八日 鐵道 換算 企業体 五〇証 停止企業体一四四証 此值ハ労働者ハ約千名ノ 多ニ上ル筈</p>	<p>労働者ハ約千名ノ 多ニ上ル筈</p>	<p>ニ報告 鐵道ニ着手決定ニシ テ全額五十一工場中 停止工 場十二工場 一部停止九工場 ノ見込アルカ 鐵道ノ需妥 ノ算定ニ對シ 停止工場 労働者ハ約千名ノ多ニ上ル 筈ニ決定ナリ</p>	<p>本年一月二十七日 鐵道省化 學局ヨリ化學部 部長 宛 備後 示知アリテ 企業 労働員會ヲ設立シ 具體的 應万策ヲ決定 八月十六日 工部ニ 報告ノ承認ヲ受ケ 止企業体ニ對シ 十月二日 鐵道省 局長ニ 通知</p>	<p>十八年十月二十八日 鐵道 換算 企業体 五〇証 停止企業体一四四証 此值ハ労働者ハ約千名ノ 多ニ上ル筈</p>	<p>十八年十月二十八日 鐵道 換算 企業体 五〇証 停止企業体一四四証 此值ハ労働者ハ約千名ノ 多ニ上ル筈</p>	<p>本年一月二十七日 鐵道省化 學局ヨリ化學部 部長 宛 備後 示知アリテ 企業 労働員會ヲ設立シ 具體的 應万策ヲ決定 八月十六日 工部ニ 報告ノ承認ヲ受ケ 止企業体ニ對シ 十月二日 鐵道省 局長ニ 通知</p>	<p>停止工場ノ修復設 備ノ算定ニ對シ 未 決定セズ 補償不安 定シ、アル模 樣ナルモ之ガ修 完了ノ同年三月 日迄 鐵道省 、アリ 鐵道省</p>

裏面白紙

821

石炭製造業	煉油製造業	島根県産物	
<p>十八年十月九日發條 全動百八社百二十九工場 操業三七社四四工場 庫用停止ハ 七一社八五工場 船廠工場労働者ノ概ネ七〇 %ハ操業工場ニ既直ニ採録 定サレ消化金庫ハ一千二百 七十二社</p>	<p>十八年十月九日發條 全動十八社 十九工場 操業 四社 五工場 保有 五社 五工場 庫用停止九社 九工場 労働者此値解決ニ既シ既 工場労働者中七〇%ヲ操業 工場ニ移動許整リ消化金 庫七一六社</p>	<p>十八年十月十三日發條 全動企業八 工場十一 操業 三企業 七工場 庫用停止正場 四</p>	
<p>願業停止工場ヲ決定シ夫々 操業者ニ通告ヲ了シ之ヲ 備進中ナリ</p>	<p>並備妥領ニヨリ操業岸保 有廠止工場等基準ラ定メ當 局ノ指示ヲ受ケ決定ラ見夫 々操業者ニ示シ既ニ着々 並備進中ナリ尙軍需向種 係上操業工場労働者ノミラ 以テ不足ナルタメ廠止工場 労働者中七〇%ヲ操業工場 ニ就業セシムヘク厚生省ニ 交渉シ居リ</p>	<p>並備對線工場ハ十一月末日 限り操業停止シ本年中並備 完了スベク企業並備委員會 ニ於テ並備ニ必要ナル諸事 與テ決定シ着々進中ナリ 并ニ設備具等酌決定並業者 共助益未確定ナルモ工員ノ 受入工場受入以等既ニ決定 厚生省ニ申請シ居レル狀況 ナリ</p>	<p>シ十二月末日限操業ヲ停止 設備供出ノ待機整ヲ採ラ シムル事トセルガ既ニ待機 セルモノ略五十名ニ及ビ勞 務ノ解決ニ既テ具体的實現 ヲ見タルモノナシ</p>
<p>上ニ故障生ナ ク本年申並備完了 スルモノトサレ居 レリ</p>	<p>今復研別並備上ノ 又既ナル部面モ認 メラレズ本年申並 備完了スルモノト 認メラレ居レリ</p>	<p>十二月末日迄並備 備完了ノ決定ニシ テ何等障害原因ナ ク期限迄完了ノ見 込トサレ居レリ</p>	<p>適合度ガノ具體的 間隔等アリ之又防 年三月完了ト見ラ レ居レリ</p>

裏面白紙

業 道 業 余 然	業 道 業 一	業 道 業 コ 以 高	業 道 業 トーレス 操 庫
<p>未 全 業 者 一萬三千名 七百三十萬 操 業 三千名 百八十萬</p>	<p>層 級 化 二二八位</p>	<p>十八年十一月四日 統計 全國的 企業体 一六 工場 四六 企業体 一〇 工場 三八</p>	<p>十八年十一月四日 統計 企業体 二九 工場 三五 企業体 七 工場 八 企業体 二 工場 二 企業体 七 工場 八 企業体 二 工場 二 企業体 七 工場 八</p>
<p>相當廣範に企業整備實施 サル、モノト業者ハ不安無 ク、恐ラシキツ、同一業ノ 希望ヲ皆アズ公存ヲ希フモ ノ多キ状態ナリ然シテ整備 要約ノ發表ハ明年二月 頃トシ發表ノ時ハ相當動搖 ラ見ルニアラスヤト公認サ レ居レリ</p>	<p>據シ長編ノ發表ヲ行フト共 ニ企業整備委員會ヲ設置シ 十二月三日第一回整備委員 會開催セルガ具體的ニ進歩 ヲ見サル状態アリ而シテ展 止決定業者モ甚メテ協同的 ニシテ阻害無クナシ</p>	<p>昭和十九年二月末日迄ニ整 備完了セントスルモノナル カ此決定工場ノ既注文ハ 皆ニ承認シタルモノニ限リ 本年十二月末迄ノ以後ヲ認 メラレテ各工場共操業中 ノ業務ナリ組合ニ入りテハ 十一月十二日臨時總會ヲ開</p>	<p>此工場ノ引受ケタル既注 文ノ以後期間ハ十二月末日 頃リトサレ居リ 昭和十八年十二月二日企業整備 委員會ノ爲メノ臨時總會開催 企業整備委員會ヲ設置其他 ノ事項ニ關シ具體的進歩ヲ 見サル状況ナリ</p>
		<p>労働者ノ雇入サ ルハ全國的約五 六〇名ニアリ存 者ニ於テ受入可能 ト見ラレ斯限内 了ノ見込アリト サレ居レリ</p>	<p>臨時總會ニ於ケル 各業者ノ態度ハ何 レモ強固ニ協力の ニテ皆ニ進歩ノ 原因トシテ益ケ ラル、モノナシ</p>

<p>十八年十月三十日發給</p> <p>全額 七〇〇</p> <p>工場敷 九〇〇</p> <p>操業 二六五</p> <p>金庫 三三〇</p> <p>工場敷 五五〇</p> <p>多額者九、〇〇〇人</p> <p>合計出二〇〇〇</p>	<p>感止工場ノ操業松原期間ハ昭和十九年一月三十一日迄トナリ居レルヲ以テ期間満ト共ニ整備實施サル、管ナルカ第一次ノ統合ニ於テ多額ノ福利金ヲ出資シテ現在シ居ル工場ガ今回ノ整備ニ當リ整備サル、場合ハ此福利金ニ對スル何等カノ特別措置ヲ講ズル必要アリトノ意圖アリ</p>	<p>整備ノ具體案ニ依ル整備完了ハ明年二月上旬ト見計ラレ居レリ</p>
---	---	-------------------------------------

<p>十八年十月十一日發給</p> <p>操業工場 一〇一工場</p> <p>工場敷 一〇九工場</p> <p>操業 一〇八工場</p>	<p>操業用敷止工場ニ對シテハ此ニ夫々通告シ既置長セシムベキ労働者ハ男五百名女百十二名計六百十二名名度ナルモ實際保存操業工</p>	<p>感止工場ニ對スル共助金交付等本年十二月末迄完了ノ見込ニシテ操業者中住居キ檢取ラセ</p>
--	---	---

<p>外九 九八工場</p> <p>此種操業労働者男女計六百十二名</p>	<p>場ニ収收サル、取定ニ依リテ労働者ハ何種労働ノ級ナク平様ニ福シツ、アリ</p>	<p>クルキ、ナク、在平ニ推移シツ、ハ順調ニ進捗</p>
---------------------------------------	---	------------------------------

<p>十八年八月二十六日發給</p> <p>操業工場 二二三</p> <p>他ノ感止工場</p> <p>感止工場ノ労働者解ハ可及的操業工場ニ以テ金庫回收取定</p> <p>五五〇</p> <p>操業工場主ノ感止工場主ニ原則的ニ共助ヲ行ハズ</p>	<p>感止工場ノ感ギツ、アルモ未ダ取定ノ進行ヲ示シ居ラズ原因ハ組合未加入業者多ク之等ニ對スル指導並ニ整備督促等ハ困難性アルト認用取止工場資材設備ノ買上評價ニ相足スルモノナキタメ能値減流ノ方法ト申スルモノアル模様等種ノ行動ヲ為ス</p>	<p>個人折衝ニ對シテ特助金庫回收金等強行發動ヲ仰ギ本年中途完了セシムル取定トナリ居</p>
---	---	--

裏面白紙

業 道 炭 煤	業 道 金 山	地 域	業 道 炭 煤	
<p>全廠一千三百工場 操業 一一三工場 他更生後存工場一〇九 特殊残存工場 六〇 一時休業工場 三 計 一八五工場 取止 一〇一五工場</p>	<p>(二二五名) 操業 一三四工場 (一〇三名) 取止 一二五工場 (一一二名)</p>	<p>十八年十月十二日發條 全廠 二五九工場</p>	<p>十八年十月十二日發條 全廠工場數 三二八工場(三〇九名) 内操業一九三工場 (一五二名) 取止一七一工場 (一二七名) 貸出職工(南方移住並金越局 収トス 計 一〇〇〇名(比區)以 計 一〇〇名</p>	
<p>取止工場ノ被服設備ハ一部 貯存操業工場ノ被服設備ト 引替及ビ更生金庫ニ取替シ 膚化センモノハ恒少ニ止マ レリ 勞働者身二、三〇〇名女九 〇〇名中E〇〇及D〇〇名 ハ更生工場ニ取替ハ取替 工場及ビ石炭工場ニ取替 賃何等補助ナク十月更生金 庫資金ノ支拂ラ了シ完了セ リ</p>		<p>各々電線製造業金越局ト ト同様ニ是等シツテアリ</p>	<p>メムトスル状態ニアリ 業者中相當多數が内工業 ノ者アリ賃産ラ有スルモノ ハ取ラ欲セス賃産ニシテ 操業工場ニ内部酌量採スル モノアリ單需産ニ移動セ ルモノ三%内外ニ止マル状 態ニアリ就賃會ハ厚生賃 本誌ヲ得賃賃計置ラ備テ万 皆ラ取シ居レリト爲セリ 取止工場ノ設備ノ員上ゲハ 更生金庫貯蓄金庫ニ取替金 ヲ含ム特別賃賃金トス</p>	
<p>企業設備完了セリ</p>	<p>スルモノハ見ラレ ツ、アリ</p>	<p>平賃ニ是等シク 年一月末迄ニ完了</p>	<p>大體決定通り運 ラ見ツ、アリ今後 突進的賃情ナキ リ平賃ニ一月末 完了スルモノト 賃セラレ居レリ 賃シ賃産者中高賃 ノモノ、今後ノ賃 與稍困難ラ爲スル 賃アリトサル</p>	

裏面白紙

食料品製造業

十八年十月十日發條  
 全 國 五六五工場  
 操業工場三四四  
 保有工場 二八  
 廢止工場一八五  
 専用工場 八  
 企業合同後ニシテ實額補償  
 及ビ共助金問題アリ

不圖ノ資金凍結命ニヨリ國  
 内ニ在リシ二千有餘ノ業  
 者ノ自主整理並ニ統合ヲ要  
 求セラレ居タルニ昭和十六  
 年末は各省總議ニ依リ企業  
 合同成立セリ本年十月下  
 旬は各省ニ撥致サレ整備要  
 綱總取リサソノ後各府縣代  
 表ト協議ヲ進メ目下二三府  
 縣ヲ以テキタル企業整備完了  
 セリ

二三府縣ハ手續  
 上ノ關係ニテ登  
 備進延セルモ少  
 クトモ本月中登  
 備完了ノ見込ナ  
 リ

食糧製造業

全 國 二〇社  
 企業体 二〇社  
 工場数 五一  
 操業 二〇  
 企業体 四五  
 工場数 四五

昭和十七年一月農林省ノ指  
 示ニ基キ第一次企業整備實  
 施企業合同本年十月第二次  
 整備ノ内示ヲ受ケ業界代表  
 者協同シ操業廢止工場ヲ決

本月中ニ整備完  
 了ナリトサ  
 レ居レリ

水飴製造業

十八年十一月十日發條  
 整備ノ眼目ハ原料燃料ノ脱付  
 セタル生産合理化現有工場ノ  
 六割以上廢止サル、事ナリ  
 モ何レモ糖類製造業整ナリ  
 タメ實際廢止工場ハ僅少決定

本年十一月農林省ニ企業者  
 十一名招致サレ整備要綱ヲ  
 示サレ整備指示ノ直チニ  
 業者側ハ整備委員四名ヲ選  
 ビ全國五地區ニ生産消費ヲ  
 調査整備案ヲ作成中ナリ

本業界ハ毎年十  
 二月乃至一月ハ  
 水飴ノ最盛期ナ  
 ルタメ臨時身務  
 者ヲ僱傭セザル  
 ベカラサル為メ  
 身務者ヲ抱ヘ  
 機ニ困難性アリ

硝子製造業

十八年十月三十日發條  
 全 國 二  
 企業体 二  
 工場 五  
 (數一八)  
 操業額數十二  
 廢止額數 四  
 保有額數 一

昭和十七年以  
 見タル原材料不足ノタメ操  
 業休止ノ餘額ナクサレアリ  
 廢止専用モ機望  
 産ノ為メノ自家  
 整備進捗ヲ阻害  
 ナルモノナシ然  
 月二十四日企業  
 整備委員會

年内完了見込ナ  
 リ

裏面白紙

<p>十八年十月三十日發議</p> <p>全 體 一 一 二</p> <p>工場数 三 一 一</p> <p>操業 五 六 四 三 五 八 六 眞</p> <p>操業 一 六 七</p>		<p>ラ 結成シタルノミニシテ未 タ 具體的進捗ヲ見サル狀況 ナリ</p>
<p>十九年一月末日迄ニ整備完 了ヲ目指シツ、アルモ現状 ハ十一月二十五日漸ク企業 準備實施委員ノ任命ヲ行ヒ 第一回委員會十一月二十九 日開催廠止工場ノ指定ヲ受 ケタリ工場ハ十一月十五日 迄停止スルモ廠止工場 ノ指定スラ受ケザルモノ ノ狀況ナリ特ニ整備ノ阻害 原因ハ認めラレズイ廠止設 備ノ評價ニモ懸念サル、モ ノ少キ模様ナリ</p>		<p>企業体ノ解散合 同其他具體的 債ノ整理指 行フベキ委員 今後ノ運営ヲ俟 ツ、アル狀況ナ リ</p>

<p>十八年十月二十五日發議</p> <p>全 體 七 八 工 場</p> <p>廠止工場数 七</p> <p>操業工場数 一</p> <p>操業工場数 七〇</p>		<p>廠止工場七ハ原料供給ニ依 リ從來ヨリ休業状態ニアリ 労働者ハ既ニ他工場ニ異換 シ居レルヲ以テ業者モ協力 的態度ヲ以テ諸ミ整備ハ順 調ニ進捗シタルハ設備檢破 ノ處分問題ナルモ早晩決定 ヲ見ルモノトセラレアリ</p>	<p>廠止操業工場共 今年中完了スル モノト豫測サレ 居レリ</p>
---	--	---	--

<p>十八年八月十七日發議</p> <p>全 體 二 三 三 瓶</p> <p>工場数 四 十 四</p> <p>操業 一 四 社 二 六 六 工場</p> <p>操業 一 二 二 社 一 三 三 工場</p> <p>廠 止 四 社 五 工場</p> <p>的 硫 安 又 ハ 石 炭 窒 素 工 場 ニ 計 畫 的 整 換 ラ ハ カ ル モ ノ</p>		<p>既ニ整備完了セ リ</p>
--	--	----------------------

裏面白紙

製 造 粉 麥	小	製 造 粉 肥 台 純
<p>リア此種大型工場 全廠二 十五社 五二工場 中型 百三十余工場 小型 取千工場 整備目標九三割</p>	<p>十八年九月二十九日設廠 大型製粉ノ企業能力ヲ以テ増 強ニ特化セシムムトスルニシ</p>	<p>十八年八月十七日設廠 全廠的 四十二社 五十一工場 操業十三社 二十二工場 保有七社 七工場 採用中止 二十二社 二十四工場 労働者ハ専業工場ニモ就キ二 三名配位極低スルモノナシ</p>
<p>制粉用諸國ラ訪シ十一月 旬並に決定ラ見タリ中型小 型工場共整備ハ大体三割位 大型製粉用先ノ準備皆ヨリ 整備サレタルハ二三工場ニ 過ギス他ハ待機シツ、アリ 中、小型製粉現在着手ラ業メ シ程度ナルモ業界ハ設備評 價等ニ不安ナク労働者ハ職 業指導所ノ指導ノ許ニ向社 他工場ニ移転可能目下一時 的移動スル等助指ナシ</p>	<p>九月中旬大型製粉工場十五 社會同セシメ成案ニ基ク整 備ヲ申渡シ當局ノ意圖ニ協 力方妥當ナリ各社ハ其ノ三</p>	<p>採用工場ノ採用先ハ略決定 サレタルモ廢止工場ノ機被 設備評價未ダ決定ラ見ズ結 局十二月中旬頃決定サレ引 渡開始サル、モノト見ラル ・状況ナリ尙業者ハ兼業専 業等區々ナルガ専業者ハ五 十一工場二十工場アリ労働 者ハ兼業工場ハ自己工場ニ 編成使用専業者ノ労働者ハ 少以ナルタメ労働ノ配置極 低等行ハサル様様ナリ</p>
<p>リ大型製粉ハ前 次年度先決定サ レ本年申完了ノ 見込ニ依リ中型 小型ハ地方ノ 張力ナル指導ノ 許ニ行ハレ之亦 本年中平糶完了 ト見ラレ居レリ</p>	<p>製粉ニ關シテハ 一切準備皆ニ於 テ利所無シラ スル事トナリ居</p>	<p>廢止工場ノ機被 設備ノ評價ハ未 ダ決定ラ見サル モ十二月中旬頃 決定ラ見筋次引 渡シラ開始サル 、皆ニシテ明年 一月平糶整備完 了スルモノト見 測サレツ、アリ</p>

裏面白紙

減價  
道場  
工台  
台場

知工道要販ノミカニ

薬種別

大阪府		東京都		大阪府		東京都		宮崎縣		廣島縣		香川縣		兵庫縣		大阪府		石川縣		岐阜縣		愛知縣		静岡県		徳島縣		東京都			
販	止	販	止	販	止	販	止	販	止	販	止	販	止	販	止	販	止	販	止	販	止	販	止	販	止	販	止	販	止	販	止
一	二	一	二	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
三	一	三	六	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ		
				依 史 生 五 金 工 場 ハ 資 源 引 受										依 史 生 一 金 工 場 ハ 資 源 引 受				依 史 生 一 金 工 場 ハ 資 源 引 受				依 史 生 一 金 工 場 ハ 資 源 引 受						依 史 生 一 金 工 場 ハ 資 源 引 受			

薬種別

全上敷

券

内谷

備考

裏面白紙

物 工 道 技 科 類

長 崎 縣	大 分 縣		福 岡 縣		高 知 縣		徳 島 縣		香 川 縣		愛 媛 縣		京 都 府	香 川 縣		高 知 縣		大 分 縣		福 岡 縣		高 知 縣		兵 庫 縣		和 歌 山 縣			
	版 止	換 業		版 止	換 業	版 止	換 業	版 止	換 業																				
	一				九								二		一	三													

裏面白紙

場 工 造 製 織 綿

津 島 府		新 木 縣		時 阜 縣		三 重 縣		愛 知 縣		京 都 府		和 歌 山 縣		兵 庫 縣		大 阪 府		鳥 取 縣		岡 山 縣		滋 賀 縣		愛 知 縣		十 津 郡		佐 賀 縣		
版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	
止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	
	一		二		一		一		二		五		二		二		六		九		四		一							

裏面白紙

埼玉縣		茨城縣		栃木縣		東京都		岡山縣		奈良縣		神戶縣		埼玉縣		千葉縣		新潟縣		長野縣		和歌山縣		茨城縣		福岡縣		滋賀縣	
版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換	版	換
止	一	止	一	止	一	止	四六	止	二	止	四	止	一	止	三	止	一	止	二	止	一	止	一	止	一	止	一	止	一

製 油 化 視

新 工 場 金 經 歴

福 岡 縣		兵 庫 縣		北 海 道		大 阪 府		東 京 都		大 分 縣		輪 岡 縣		山 口 縣		宇 治 縣		兵 庫 縣		愛 知 縣		京 都 府		大 阪 府		和 歌 山 縣		十 條 縣		
版 止	保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	版 止	換 藥 保 有	
一	一	二	二	一	+	三	+	二	四	一								四	一	二	四	二	三	一	五	二	六	一	四	三

裏面白紙

水 道 工 事														石 工														築 造					
深 知 縣		北 海 道		南 海 縣		西 京 山 縣		山 形 縣		新 潟 縣		京 都 府				福 島 縣		兵 庫 縣		大 阪 府		地 京 部		京 都 府		新 潟 縣		山 形 縣					
敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地	敷 地				
止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止				
四	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一				

生 丹 油 版

郡	千	神	新	石	北	大	東	佐	和	板	新	群	島	島	岐	富	東	百
津	葉	奈	潟	手	海	阪	京	賀	歌	賀	島	馬	根	根	山	山	山	城
縣	縣	縣	縣	縣	道	府	都	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
版	版	版	版	版	版	版	版	版	版	版	版	版	版	版	版	版	版	版
止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止
一	一	一	一	一	一	五	五	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一

裏面白紙

東 上 米 一 等 米 一 等 米 一 等 米

大阪府	京都府	福井縣	愛媛縣	徳島縣	滋賀縣	兵庫縣	大阪府	岐阜縣	愛知縣		群馬縣	東京府	東京府	佐賀縣	福井縣	福井縣	徳島縣
新止	新止	新止	新止	新止	新止	新止	新止	新止	新止	新止	新止						
四	一〇	二	合併一	合併一	一	二	四	一	一	一	一	二	五	一	一	一	一
						二八〇俵出	九二〇俵出	四八〇俵出	七二〇俵出		四八〇俵出		四八〇俵出	一四〇俵出	三三・六〇〇俵出		
														單位千石			

裏面白紙

通 貨 品 製 造 業

業 工 機 鐵 船 航

( 不 慮 副 )

業 道 交 通 運 送 國

山口縣					兵庫縣					北海道		福井縣		兵庫縣		大阪府		和歌山縣		東京都		群馬縣		埼玉縣		千葉縣		茨城縣		群馬縣		神奈川縣		栃木縣		廣島縣		兵庫縣		愛媛縣		京都府	
操業					操業					保有		操業		操業		操業		操業		操業		操業		操業		操業		操業		操業		操業		操業		操業		操業		操業			
--					--					--		--		--		--		--		--		--		--		--		--		--		--		--		--		--		--			
					及操業工場ノ不長設備ハ停止トシテ供出					廢止工場ノ機材設備												稼働設備ハ一工場一盤						内若干操業		内若干操業													

裏面白紙



研 削 機

遊 脚 廠 肥 科 接 道 業

愛知縣		千葉縣		埼玉縣		東京都		愛知縣		岡山縣		大阪府			兵庫縣		三重縣	山口縣	富山縣	北海道	東京都		柳井山縣			新潟縣	
廢止	操業	廢止	操業	廢止	操業	廢止	操業	操業	操業	廢止	操業	廢止	操業														
一〇	九	一	一	二	一	一	五	一	一	一	一	一	二	二	三	一	一	一	一	一	一	二	三	一	一	三	一
								操業ハ、 土地建物、 管線ハ																			

裏面白紙

菜 造 敷 詰 堀 精 良

菜 道 裝 石

廣島縣		兵庫縣		大阪府		京都府		愛知縣		岐阜縣		神奈川縣		東京都		埼玉縣		栃木縣		富山縣		山梨縣		山崎縣		廣島縣		奈良縣		兵庫縣		大阪府		京都府		三重縣	
版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操	版	操		
止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜	止	菜		
二	三	二	五	二	五	二	五	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	

裏面白紙

官情報第一二三四號

昭和十八年十二月十六日

警視廳官房主事

日本證券市況、不振ニ就テ

連続的大戦果ノ発表並ニ重点産業ノ擴充ニ全力傾注セラレ産業界ノ飛躍的進展ヲ見ツ、アルモ市況ニ何等ノ反響ナク依然トシテ低迷シテ、アル情勢ナルガ之カ原因最近ノ市況並ニ要望見透尤記、通リナリ

記

不振ノ原因

ザルバト諸島沖ノ連續的大戦果ニ好感シテ市況ハ不振ノ途ヲ辿リ居レルガ之カ原因ハ戰局ノ樂觀ヲ許サザルモノアル觀測並伊太利ノ政変ニ依ル國際事情等ノ影響取引所ノ機構改革ニ基ク短期取引ノ停止及新東其他取引所株ノ上場停止等ニ依ル極度ノ賣買取引減少併セテ取引員ノ整理ニ関シ各組合員ハ將來ノ浮沈一問題ナリ

トレ強ント惠念スルヲ得サル等ノ實情アルニ因ル

市況

既往一ヶ月ニ於ケルニ三代表銘柄ノ高低尤記、通リ

日	種別	織	鐵	鋼	電	氣	船舶	石油			
十月十日	大東	不	二越	昭電	新鴻	鐵三	菱重	日本鋼	日本郵	日石	北石
十一日											
十二日											
十三日											
十四日											
十五日											
十六日											
十七日											
十八日											
十九日											
二十日											
二十一日											
二十二日											
二十三日											
二十四日											

二十五日	二十六日	二十七日	二十九日	十月一日	二日	三日	四日	六日	七日	八日	九日	十日
、	、	、	七九〇	七三〇	七四五	七五三	七四三	、	、	、	七四一	七三八
、	、	五二〇	五〇三	四八八	四九〇	四九五	五〇二	五〇五	、	五〇五	四九八	四九一
八一七	八二〇	八一七	八一七	八一七	八一七	八二〇	八二六	八三三	八三〇	八二八	八一七	八一七
八七二	八七二	八七二	八七二	八七二	八七二	八七五	八七九	八八〇	八七四	八七三	八七二	八七二
一〇五五	一〇五六	一〇五五	一〇五五	一〇五五	一〇五五	一〇五五	一〇六〇	一〇六九	一〇六〇	一〇五六	一〇六〇	一〇六〇
八七三	八七八	八七五	八七五	八七五	八七五	八七六	八七七	八八八	八八四	八八〇	八七三	八七三
六五六	六五八	六五九	六五九	六五七	六五六	六五六						
八三一	八三八	八三五	八三四	八二八	八二〇	八二五	八二五	八三二	八三〇	八三〇	八三〇	八三一
六八三	六八五	六九三	六九一	六九一	六八五	六八九	、	六九五	、	六八六	六八五	、
四八六	四八三	四八一	四八一	四六九	四七一	四七三	四七九	四七七	四七七	四七二	四七二	、

三、要望並見透

産業界発展、原動力トシテ寄與シタル株式市況、不振繼續ハ産業界ヲ萎縮セシムルモノナルヲ以テ今後飛躍的発展ヲ要望セラル、産業界、阻害トナルベキ政策、改善方要望

シテ又

近來金融・生保方面ヨリ市況、見透ニ関シ照會アル實狀ハ會社決算期、ミニアラス主トシテ事業運営ニ在ルコト疑ヒナク本月中旬頃決定見ルベキ取引員、整理統合完了セハ相續、明朗化招来セラルベシト見透レナリ

取引員、整理統合状況、如シ

一、取引員、整理統合状況

- (一) 単独ニテ營業ヲ繼續予定ノモノ
- 吉川 兵次郎
  - 小布施 新三郎
  - 鈴木 由郎
  - 渡辺 善十郎
  - 福田 治太郎
  - 南波 二郎
  - 六鹿 輝彦
  - 木下 茂
- 
- (二) 取引員
- 命 大田 圭助
  - 令 武田 次七
  - の 田口 真二
  - 合 村上 文策
  - 田 村 喜三郎
  - 成 瀬 有一郎
  - 遠 山 元一
  - 松井 房吉

裏面白紙

口

工上杉天長三益了想壹(用)石三(用)清  
 粕上杉綾近平近近青松上田石藍横清  
 谷田山部田野田田藤島田村崎沢山瀨留五  
 健厚金歳義善栄清卯辰新石弥八郎  
 一郎吉晃藏郎三三助郎卯吉三八郎

(梅)上(吉)余(梅)分(幸)西(公)分(下)吸(中)(七)  
 森遠寺片本梅山久小秋玉佐德併(中)小室  
 元山川岡田原田保林元塚藤田(中)山正清  
 禎芳宗晴七平幸三九弘次郎銀平嘉一助郎  
 七三郎次郎穰郎郎次三郎

(用)用(茶)正(竹)(友)四(各)畜(四)三(本)司(矣)  
 榎中田松竹福肉土永岩船安平渡  
 本原中崎松山友秀屋田田槁藤原辺  
 銭原瞻秀九克三友次陽福曉三廉重  
 逸郎雄郎巳郎郎一袋郎郎吉豊

上(茶)二(團)介(矣)用(南)合(川)命(田)  
 渡内武鈴福萬石由川利口井田尾  
 芳茂春一惠貞茂一眞啓健秀  
 雄吉治衛一三重一助男一

(口)店(吸)收

裏面白紙

八 合同于定ニ了ルモノ（實物）

澤 宗次郎  
大野 朝夫  
戸田 大藏  
井出 民藏  
小出 源吾

二 十二月一日迄ニ於ケル齊業届出状況

上 三 上田 辰卯  
万 三 松谷 元三  
刃 三 横山 弥八  
合 三 近田 善三  
回 三 岩田 曉三  
工 三 粕谷 健一  
幸 三 久保田 幸三  
分 三 山田 平次  
正 三 松崎 九一

二 楢 手 森 武  
手 野 元 藤 春  
楢 本 元 誠 清  
秋 元 弘 三 進  
佐 藤 大 銀  
本 多 大 祐  
吉 川 宗 太  
平 野 敦 三

十月十日  
一 齊業届  
出ルモノ

十月一日  
齊業届  
出ルモノ

▲ 石田信土助

以上十九名第一種取引員

十月十日  
二 齊業届  
出ルモノ

石 川 政次郎  
介 福 田 惠一  
利 鈴 木 真太郎  
合 三 好 勝 内  
田 石 川 茂 重

以上五名第二種取引員

裏面白紙

官情報第一二三五號

昭和十八年十二月十六日

警視廳情報課長

私立大學出身有志代議士會

開催予定ニ就テ

私立大學ノ整備統合問題ハ議會切迫ニ伴ヒ漸ク政治  
問題化シ來レルガ今回私立大學出身有志代議士ハ是  
レガ對策ヲ協議スベク左記十五名發起人トナリ來ル  
二十日午後一時ヨリ翼政會本部ニ於テ有志代議士  
會ヲ開催スベク本日私立大學出身議員一五〇名ニ對  
シ夫々通知状ヲ發送セリ

發起人

發起人

- 横川重次 伊藤五郎 野田武夫
- 本多市郎 多田満長 武智勇記
- 三宅正一 花村四郎 瀧田正六

- 小泉純也 西方利馬 川島正次郎
- 依光好秋 作田高太郎 米田吉盛

以上

裏面白紙

